資　　料

東京都スポーツ推進総合計画（仮称）

中間のまとめ（素案）

東　京　都

目　次

第１編「スポーツ都市東京」の実現に向けて

第１章　東京のスポーツを取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・　4
１　計画の策定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(1)　計画を策定する背景
(2)　本計画における障害者スポーツ振興の考え方
２　本計画におけるスポーツとは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
３　スポーツを取り巻く環境の変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
(1)　人口構成の変化
(2)　家族構成の変化
(3)　健康状態の変化
(4)　障害者手帳交付状況の変化
(5)　体力の変化
(6)　労働の変化
(7)　余暇活動の変化
(8)　社会状況の変化
①　スポーツイベントの動向
②　国の動向
③　企業等の動向
４　都民のスポーツ実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
(1)　都民のスポーツ実施率の推移
(2)　年代別・性別のスポーツ実施率
(3)　10 年前のスポーツ実施率との比較

第２章　スポーツの意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
１　スポーツの力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
２　スポーツの効用・効果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
(1)　健康の維持・増進
(2)　社会性の習得
(3)　地域の絆やコミュニティの形成
(4)　経済の活性化
①　東京 2020 大会の経済波及効果
②　スポーツ市場規模

第３章　基本理念・目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
２　３つの政策目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

３　「する・みる・支える」の３つの視点　・・・・・・・・・・・・　30
４　３０の政策指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
５　計画全体の目標値と９つの達成指標　・・・・・・・・・・・・・・　33
６　行動変容の５つのステージと施策展開の考え方　・・・・・・・・　35
７　計画期間と計画期間中の施策展開の考え方　・・・・・・・・・・　36

第２編「スポーツ都市東京」の実現のための取組
第１章　目標達成に向けた施策展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
政策目標１　スポーツを通じた健康長寿の達成　・・・・・・・・・・　39
１　将来イメージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
２　達成指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
３　目標達成に向けた施策展開の考え方　・・・・・・・・・・・・・　41
４　目標達成に向けた政策指針と施策展開　・・・・・・・・・・・・　42
政策目標２　スポーツを通じた共生社会の実現　・・・・・・・・・・　75
１　将来イメージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
２　達成指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
３　目標達成に向けた施策展開の考え方　・・・・・・・・・・・・・　77
４　目標達成に向けた政策指針と施策展開　・・・・・・・・・・・・　78
政策目標３　スポーツを通じた地域・経済の活性化　・・・・・・・・　102
１　将来イメージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　103
２　達成指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　103
３　目標達成に向けた施策展開の考え方　・・・・・・・・・・・・・　104
４　目標達成に向けた政策指針と施策展開　・・・・・・・・・・・・　105

第２章　計画の着実な推進と進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・　132
１　計画の着実な推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　133
２　計画の進行管理・評価・見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・　133

第１編
「スポーツ都市東京」の実現に向けて

第１章
東京のスポーツを取り巻く状況

1　計画の策定について

（1）計画を策定する背景

東京都では、平成 14（2002）年 7 月に、東京のスポーツ振興に関する初の行政計画となる「東京都スポーツ振興基本計画『東京スポーツビジョン』」を策定しました。平成 20（2008）年 7 月には、これを改定した「東京都スポーツ振興基本計画」を、更に平成 25（2013）年 3 月には「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。また、その前年となる平成 24（2012）年 3 月には、障害者スポーツの一層の振興を図ることを目的として、国及び全国の都道府県で初となる「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定しています。

これらの計画は、いずれもスポーツが持つ本来的な意義を踏まえ、都民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活を送ることができる社会の実現を目指して策定したものであり、この度策定する「東京都スポーツ推進総合計画（仮称）」（以下「本計画」という。）も、そうした社会の実現を目指すものです。

しかしその一方で、東京、そして日本のスポーツを取り巻く環境は、ここ数年で大きな変化を迎えています。平成 25（2013）年 9 月には、平成 32（2020）年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定しました。平成 27（2015）年 3 月には、平成 31（2019）年に日本で開催するラグビーワールドカップの開催都市に、東京都を含む全国 12 都市が決定しました。都外に目を向ければ、平成 27（2015）年 10 月に文部科学省の外局として、国のスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とするスポーツ庁が設置されました。そして、平成 28（2016）年 8 月に開催されたリオデジャネイロオリンピックでは、日本選手団が史上最多となる 41 個のメダルを獲得し、続くパラリンピックでも、前回のロンドン大会を上回る 24 個のメダルを獲得しました。日本選手団の活躍に日本中が熱狂し、これまでは報道されることが少なかったパラリンピックについても、大きく取り上げられるようになりました。これから東京都がスポーツ振興に取り組んでいくにあたっては、こうした環境変化を的確に捉えていかなければなりません。

平成 31（2019）年と平成 32（2020）年に開催される、ラグビーワールドカップ 2019™ と第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）という世界的なスポーツ大会は、東京が更に発展していく起爆剤となるものです。

アスリートの競技力強化の取組が進み、そのアスリートが活躍する姿は、老若男女を問わず多くの都民・国民に夢や喜びを与えます。また、世界中のアスリートが活躍する舞台となる大会会場や関連施設の整備、多くの観客の移動を支える交通網等の整備や各種施設のバリアフリー化等は、都市基盤を強化し、人々の生活を豊かにします。更に、多くの外国人観光客やアスリートを受け入れるための多言語化やホスピタリティの推進、大会を契機とした諸外国の文化との交流は、東京のグローバル化を進展させます。そして、これらに伴う経済の活性化は、東京の活力を生み出し、都市基盤の強化やグローバル化の進展と相まって、東京を世界一の都市へと導きます。そして、スポーツや経済の面はもとより、文化や教育、環境、街づくり等、様々な大会のレガシーを残していくことが、東京の発展につながります。

こうしたことを確実に実現させ、後世につなげていくためには、平成 32（2020）年の先を見据え、スポーツを通じてどのような都市を目指していくのかという確固たる考えを持ち、これを都民の皆さんにも知っていただくことが重要です。

このような考えのもと、「東京都スポーツ推進計画」及び「東京都障害者スポーツ振興計画」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして、本計画を策定していきます。

（2）本計画における障害者スポーツ振興の考え方

障害者スポーツは、運動療法、スポーツ療法という医療・リハビリテーション分野からスタートするとともに、障害者福祉行政において管轄され、障害のある人の社会参加や自立支援の促進における重要な施策の一つとして展開されて、一定の成果を挙げてきました。障害者スポーツが果たすこうした役割は、現在においても変わることはありませんが、近年はこうしたリハビリテーションとしてのスポーツとして捉えられるだけでなく、レクリエーションや健康の維持・増進などを目的とした生涯スポーツとしても広く認知されるようになりました。更に、パラリンピックの発展に伴い、競技スポーツとしても脚光を浴びるようになっています。

このような状況変化を踏まえ、東京都では平成 22（2010）年７月に障害者スポーツを障害者福祉行政からスポーツ行政に移管し、一元化して総合的・体系的にスポーツ施策を推進していくこととしました。その翌年度、平成 24（2012）年３月に策定された「東京都障害者スポーツ振興計画」は、今後の障害者スポーツ振興の方向性や方策等を明らかにしたものであり、国及び全国の都道府県で初となる障害者スポーツに特化した計画として注目を集めました。そして、同計画における「障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ『スポーツ都市東京』を目指して」という理念のもと、地域での環境整備に重点を据えながら、障害者スポーツの情報発信・普及啓発や障害者スポーツへの取組体制の強化も着実に推進するよう取り組み、さらなる成果を挙げてきました。

平成 25（2013）年には、「第 68 回国民体育大会」と「第 13 回全国障害者スポーツ大会」を「スポーツ祭東京 2013」の名称により、ひとつの祭典として開催するとともに、スポーツを通じて、障害のある人の社会参加・自立をさらに促進するとともに、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツに親しむことができる社会の実現を都として目指していくことを全国に発信しました。

これらの取組みとともに、最近では障害者のアスリートが国際大会等で活躍し、その姿がテレビや新聞等でも取り上げられる機会も多くなりました。このように過去と比べると都民の障害者スポーツへの関心は高まり、認知度も大きく向上しています。

しかしその一方で、障害者スポーツを「障害者のためのスポーツ」であると考えている人も少なくありません。障害者スポーツは、障害のある人が楽しめるようにルールや用具を工夫して行われるものですが、障害のない人も楽しむことができる、いわばユニバーサルなスポーツと言えます。性別や年齢、障害の有無を問わず、全ての人がスポーツを楽しむことができる社会を実現していくためには、スポーツ振興全般について、バリアフリー化やユニバーサル化といった障害のある人に配慮した視点を持って普遍的に展開していくことが重要です。とりわけ平成 26（2014）年１月の障害者権利条約の批准や、平成 28（2016）年４月の改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法の施行、その前年である

平成 27（2015）年９月の女性活躍推進法が施行等により、ダイバーシティ推進の重要性が広く社会に認識されつつある現在にあって、東京都がスポーツを通じてダイバーシティの実現に貢献することは、時代の要請に適合するものであり、全国の範となる新たなモデルになりうるものです。

こうした考えのもと、障害者スポーツを東京 2020 大会のレガシーとしていくとともに、障害者スポーツが社会に溶け込んだ東京を創るという決意を込め、現行の「東京都障害者スポーツ振興計画」と「東京都スポーツ推進計画」を一本化した本計画を策定していきます。障害者スポーツを含めたスポーツ施策を一体的に推進していくことに加え、引き続き、障害者スポーツに特有の課題に取り組むことで、障害の有無に関わらず、都民の皆さんが広くスポーツに親しめる環境を築いていきます。

東京都は、障害者スポーツの未来を見据え、障害者スポーツの更なる振興に取り組むことにより、新たな東京の未来を創っていきます。

2 本計画におけるスポーツとは

スポーツ（sport）は、ラテン語の「deportare」（デポルターレ）に由来したものです。「deportare」は、「ある物をある場所から他の場所に移す」という意味から派生し、「心の重い、嫌な、塞いだ状態をそうでない状態に移す」、すなわち「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などを意味していました。この言葉が、古フランス語の「desport」を経て、競技などを意味する「sport」として 19 世紀から 20 世紀にかけて国際的に使用されるようになりました。(金芳保之・松本芳明「現代生活とスポーツ文化」、1997 年)

現在においてスポーツは、自らを鍛え上げ、切磋琢磨し、相手との真剣勝負を繰り広げるものと捉えられがちですが、本来の意味は、気晴らしや気分転換というものであり、実施することで喜びや楽しさをもたらす身体活動ということになります。

本計画におけるスポーツとは、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動（相応のエネルギー消費を伴うもの）まで、その全てを幅広く含むものとして捉え、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽に親しんでいただくことを目指していきます。

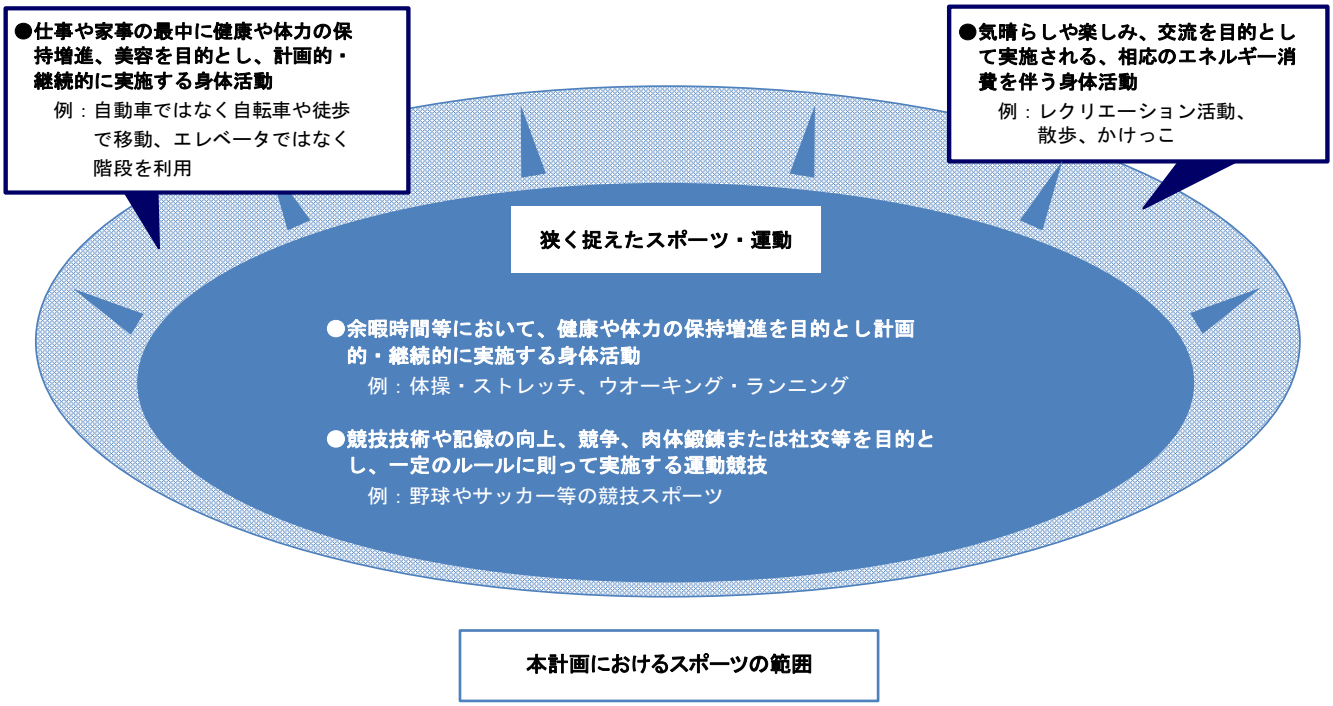

3　スポーツを取り巻く環境の変化

（１）人口構成の変化

平成 27（2015）年における日本の人口は 1 億 2,709 万人で、2010 年から約 96 万人の減少となっています。1920 年の調査開始以来、初めての人口減少です。

東京の人口は、1975 年から 1995 年までほぼ横ばいに推移してきましたが、その後増加し、平成 27（2015）年時点で 1,352 万人となっています。将来人口を見ると、平成 37（2025）年の 1,398 万人をピークとしてその後減少に転じ、2060 年には 1,173 万人になると推計されています。年齢階級別に見ると、総人口が 2025 年以降減少する一方で、65 歳以上人口は増加していくことが見込まれています。

総人口に占める 65 歳以上人口の割合である高齢化率は、2015 年時点で 22.7％となっています。今後徐々に高まり、2060 年には 33.7％と３人に１人以上が 65 歳以上になると想定されます。

東京の出生数の推移を見ると、2011 年から 2015 年までの５年間では 55 万人となっています。今後は徐々に減少し、2055 年から 2060 年までの５年間は 36 万人と大きく減少することが見込まれています。出生数の減少も高齢化率の高まりの要因となっています。

＜東京の年齢階級別人口の推移＞

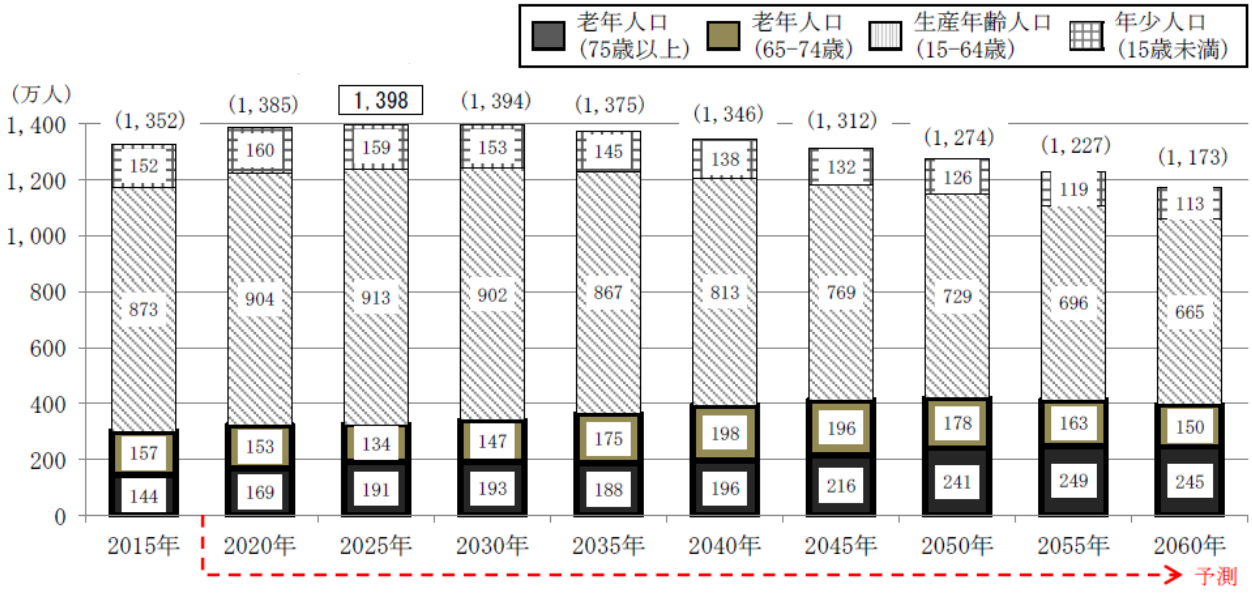

（出典）「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」
（平成 28 年 12 月、政策企画局）

＜東京の出生数の推移＞

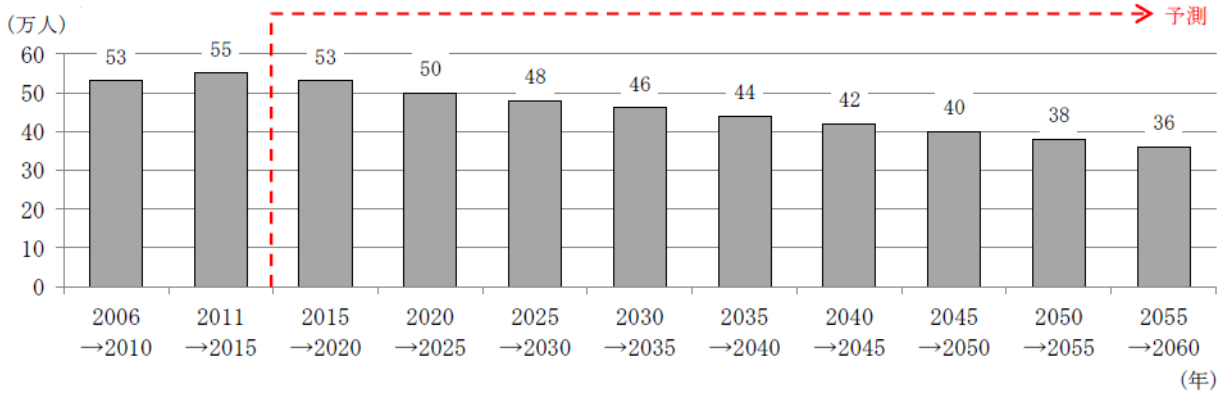

＜東京の高齢化率の推移＞

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
高齢化率	22.7%	23.2%	23.3%	24.3%	26.4%	29.3%	31.3%	32.9%	33.5%	33.7%

（出典）「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」
（平成 28 年 12 月、政策企画局）

（２）家族構成の変化

東京における世帯数は、2030 年・2035 年の 708 万世帯をピークに減少に転じると見込まれます。家族類型別に世帯数の推移を見ても、それぞれの世帯の構成割合には大きな変化は見られず、単独世帯の割合も、2015 年の 47.2%から 2060 年には 48.4%とわずかな増加に止まると見込まれます。

しかし、世帯主の年齢による単独世帯の推移を見ると、75 歳以上の単独世帯が東京の全世帯に占める割合は、2015 年の 6.3%から 2060 年には 12.3%と約２倍に増加していくことが見込まれます。今後は、高齢化が進展していくだけでなく、高齢者の一人暮らしも増えていくことが予想されています。

＜東京の家族類型別世帯数の推移＞

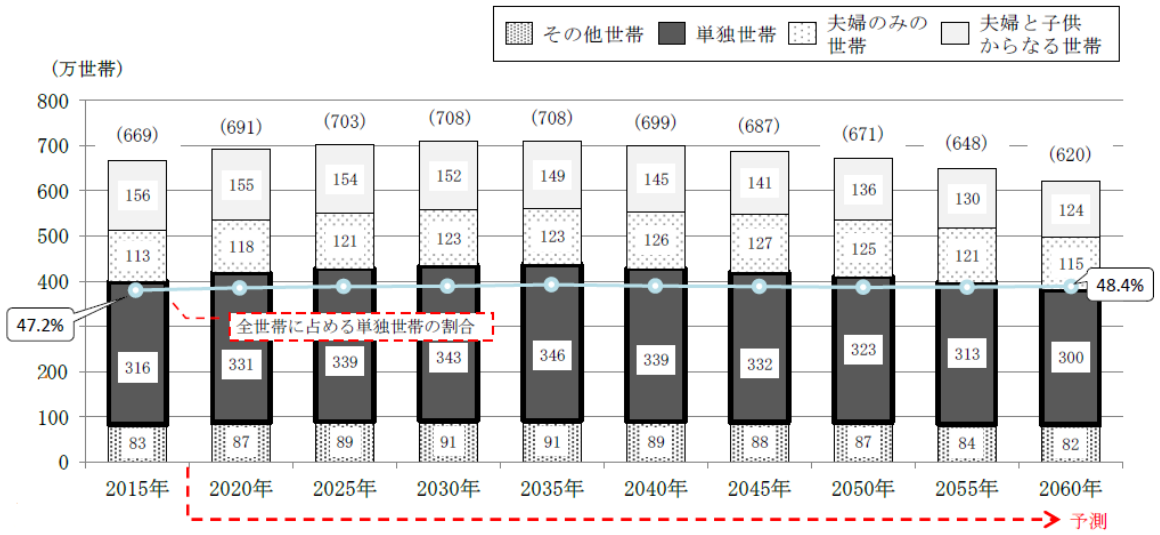

＜東京の世帯主の年齢階級別単独世帯の推移＞

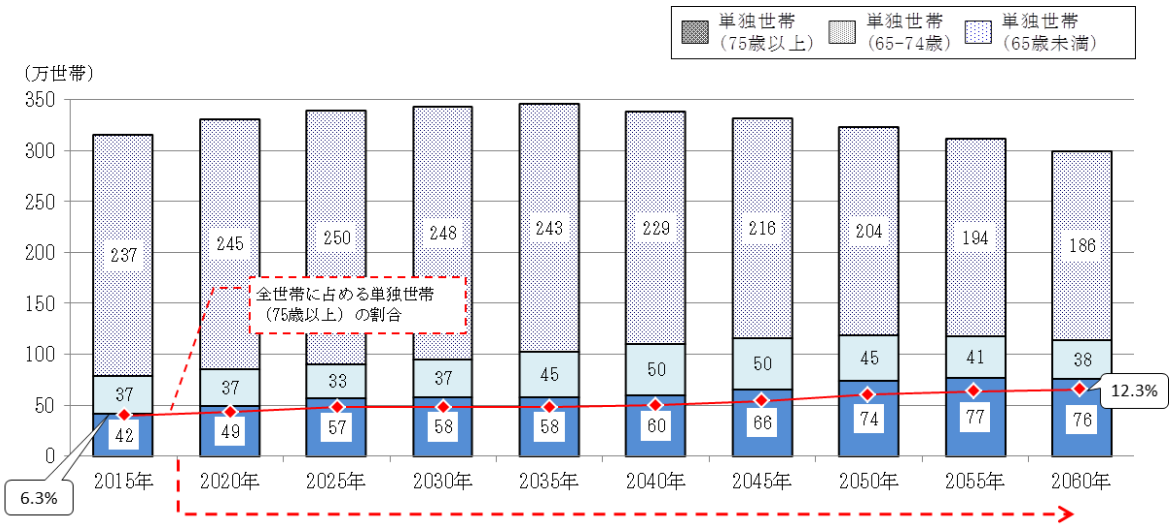

（出典）「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」
（平成 28 年 12 月、政策企画局）

（３）健康状態の変化

平成 29（2017）年７月に厚生労働省から「2016 年簡易生命表」が公表され、日本人の男性の平均寿命は 80.98 年、女性の平均寿命は 87.14 年となり、いずれも過去最高を更新しました。しかし、平均寿命が延伸しても、健康でいきいきとした生活を送ることができなければ、将来への不安は残ります。そこで、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間として、健康寿命という考え方があります。厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」によると、平成 25（2013）年時点の男性の健康寿命は 71.19 年、女性の健康寿命は 74.21 年としています。比較する年に相違がありますが、平均寿命と健康寿命の差は、男性で 9.79 年、女性で 12.93 年となっています。

一方、都民医療費の総額は、平成 27 年度に約 4.1 兆円となっており、平成 23 年度から約 4,300 億円増となっています。

＜平均寿命と健康寿命の差＞

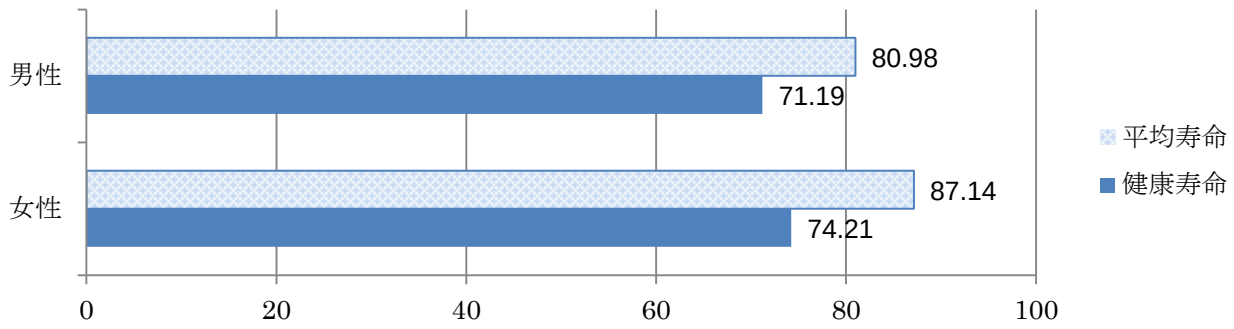

（出典）「2016 年簡易生命表」（平成 29 年７月、厚生労働省）及び厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」を基に作成

＜都民の医療費の現状＞

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医療費（億円）	37,120	37,979	39,035	39,679	41,433

（出典）福祉保健局ホームページ「都民医療費の現状と今後の取組（第 2 期医療費適正化計画）」の進捗状況及び厚生労働省ホームページ「平成 27 年度国民医療費」を基に作成

（４）障害者手帳交付状況の変化

身体障害者手帳交付台帳登載状況を見ると、平成 27（2015）年度は 480,798 件であり、平成 23（2011）年度末から増加していた件数が減少に転じています。障害種別に見ると、「肢体不自由」が 252,639 件と最も多く、次いで「内部障害」（135,068 件）、「聴覚・平衡機能障害」（46,962 件）、「視覚障害」（38,844 件）、「音声・言語・そしゃく機能障害」（7,285 件）となっています。平成 27（2015）年度における知的障害者「愛の手帳」交付数は 82,999 件、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 93,935 件であり、それぞれ平成 23（2011）年度から増加を続けています。平成 27（2015）年度時点の都内の障害者手帳交付数は、身体障害者と知的障害者、精神障害者を合わせて約 66 万人となっており、平成 23（2011）年度の約 60 万人から増加傾向にあります。

＜東京都の障害者手帳交付状況の推移＞

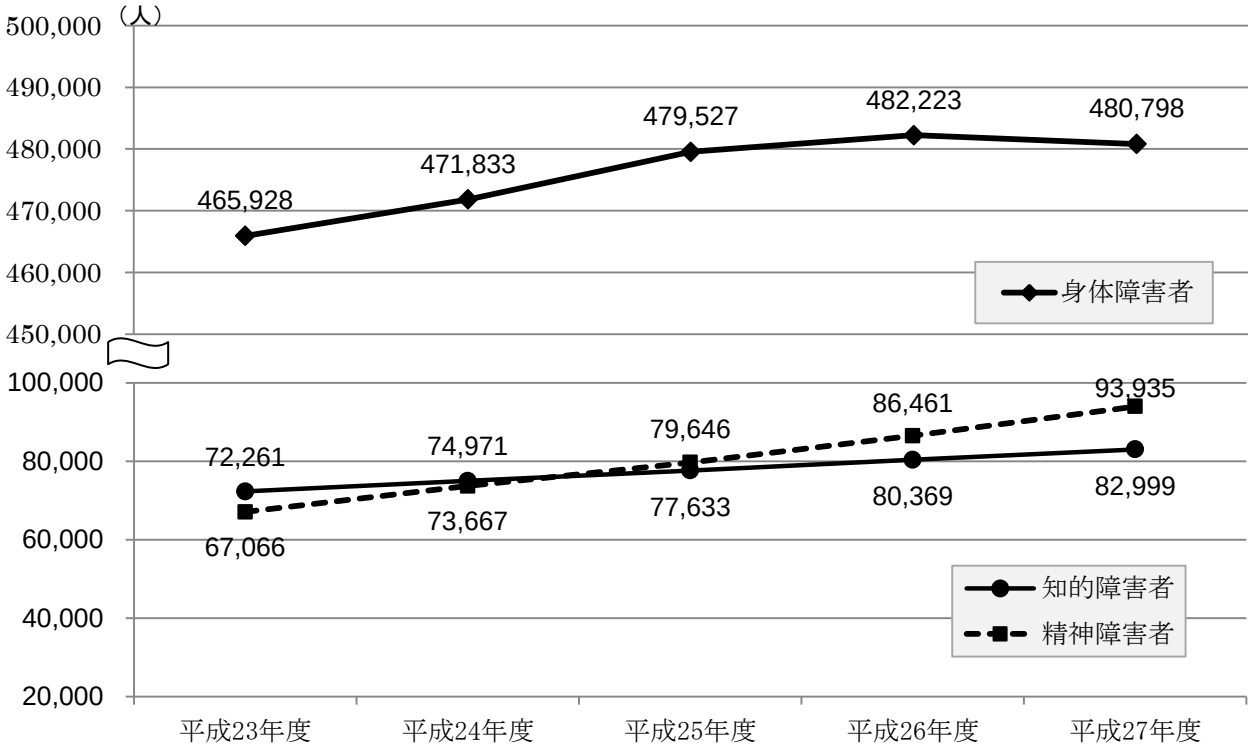

（出典）「福祉・衛生　統計年報（平成 27 年度）」（平成 28 年 12 月、福祉保健局）

（５）体力の変化

平成 29（2017）年 10 月にスポーツ庁が公表した「平成 28 年度体力・運動能力調査報告書」によると、国民の体力・運動能力の年次推移の傾向が示されています。

青少年（6～19 歳）については、直近 19 年間の新体力テスト合計点がほとんどの年代で緩やかな向上傾向を示しています。しかし、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の 50m走を除き、依然低い水準となっています。

成年（20～64 歳）については、直近 19 年間の新体力テスト合計点が、男性は 30 歳代後半～40 歳代前半で低下傾向が見られますが、それ以外はおおむね向上傾向を示しており、また女性は 30 歳代前半～40 歳代後半で低下傾向が見られますが、それ以外は横ばい又は向上傾向となっています。

高齢者（65～79 歳）については、直近 19 年間の推移を見ると、ほとんどの項目及び合計点で向上傾向を示しており、特に 75～79 歳の女性は合計点が過去最高となっています。

また同報告では、幼児期の外遊びと小学生の運動習慣・体力との関係について、幼児期に外遊びをよくしていた児童は日常的に運動し、体力も高いとされています。

同報告では、都道府県別の状況が明らかにされていませんが、東京都教育委員会が都内公立学校の全児童・生徒を対象とした「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」によると、平成 28 年度の結果は、平成 23（2011）年度と比較して全学年共に向上傾向にあり、体力合計点平均値も上昇しています。

＜新体力テスト合計点の推移＞

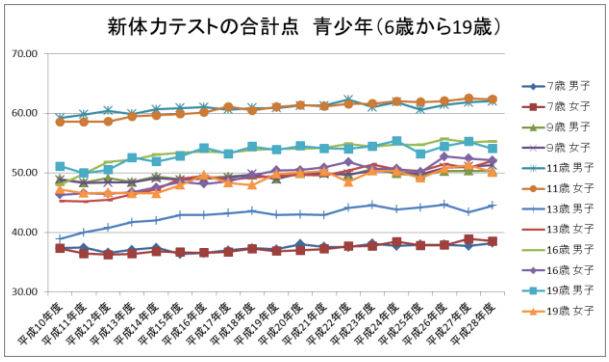

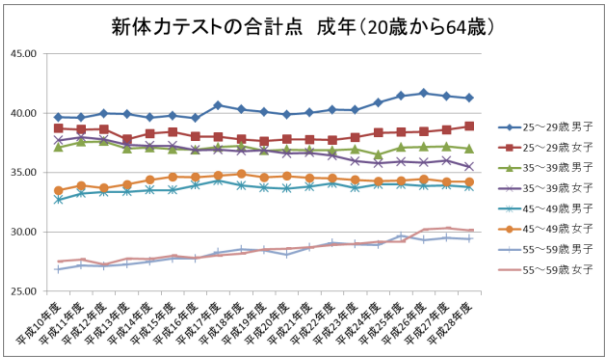

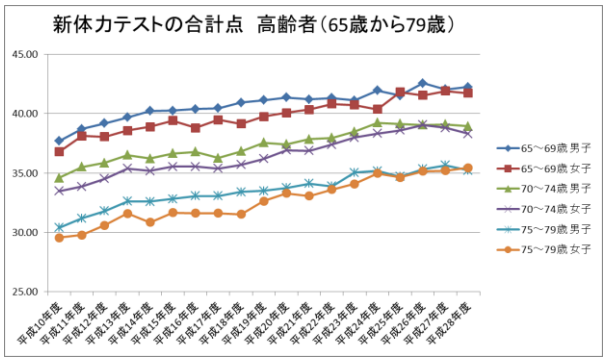

（出典）「平成 28 年度体力・運動能力調査結果」（平成 29 年 10 月、スポーツ庁）

（６）労働の変化

平成 29（2017）年３月、政府は「働き方改革実行計画」を策定し、長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労等に取り組むこととしました。官民の間に、働き方を見つめ直す気運が高まっています。

総実労働時間については、全国・東京ともに平成 24（2012）年から緩やかに減少しています。平成 26(2014)年までは全国に比べて東京の総実労働時間の方が長くなっていましたが､平成 27(2015)年以降は短くなっていることが確認できます。

また、東京は女性の労働力人口比率が高く、全国と比べて女性の社会進出が促進されていることが伺われます。平成 26（2014）年における東京の女性の労働力人口比率は 53.9％であり、全国の 49.2％を大きく上回っています。その推移を見ても、東京は平成 20（2008）年の 50.5％から 3.4 ポイント上昇しています。

更に、「東京の労働力（労働力調査結果）の平成 28 年平均結果」によると、東京の主な産業別就業者数の構成比は、全国と比べると、「情報通信業」、「学術研究, 専門・技術サービス業」などが高いという特徴があります。こうした産業は概してデスクワークが多く、座位時間が長くなる傾向にあります。一日の総座位時間の多寡が総死亡リスクに及ぼす影響ついて検討した研究では、総座位時間が４時間未満の成人に比べて、４～８時間、８～11 時間、11 時間以上と長くなるにつれて，ＷＨＯ（世界保健機関）により推奨されている身体活動量を実施していたとしても、総死亡のリスクが 11％ずつ高まるとされています (*)。

＜労働者１人平均年間総実労働時間の推移（東京都・全国）＞

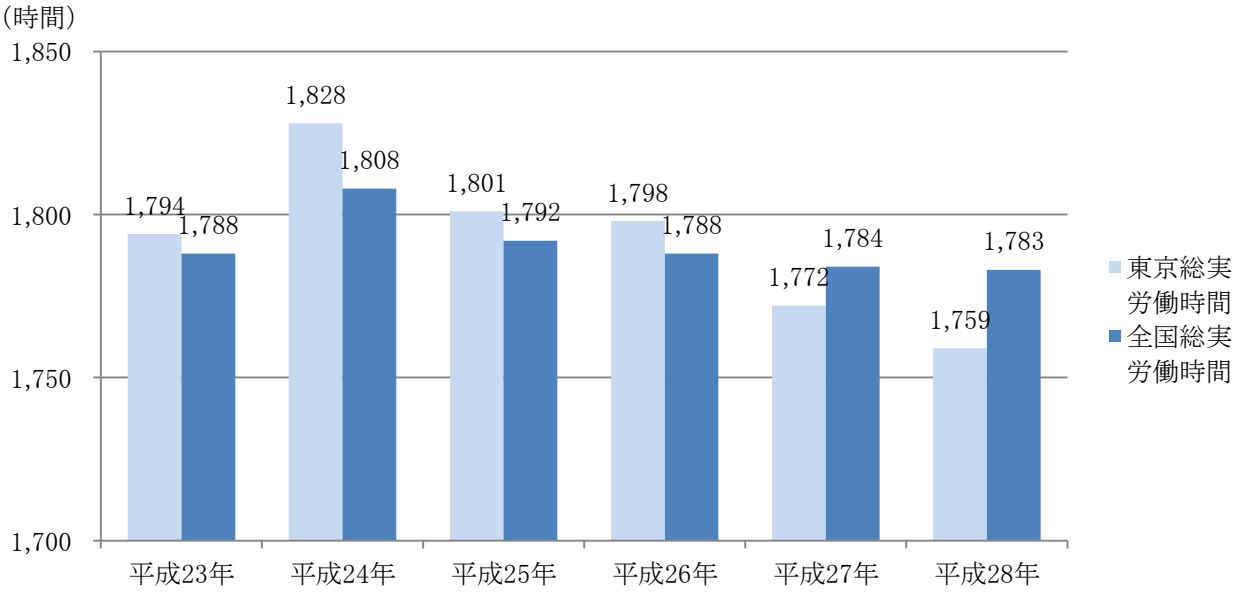

注１）総実労働時間は「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。
「所定内労働時間数」は事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数を指し、「所定外労働時間数」は早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等の実労働時間数を意味する。
注２）総実労働時間は各月間平均値を 12 倍して求めている。

（出典）「毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査)」（厚生労働省）を基に作成

＜女性の労働力人口比率の推移（東京都・全国）＞

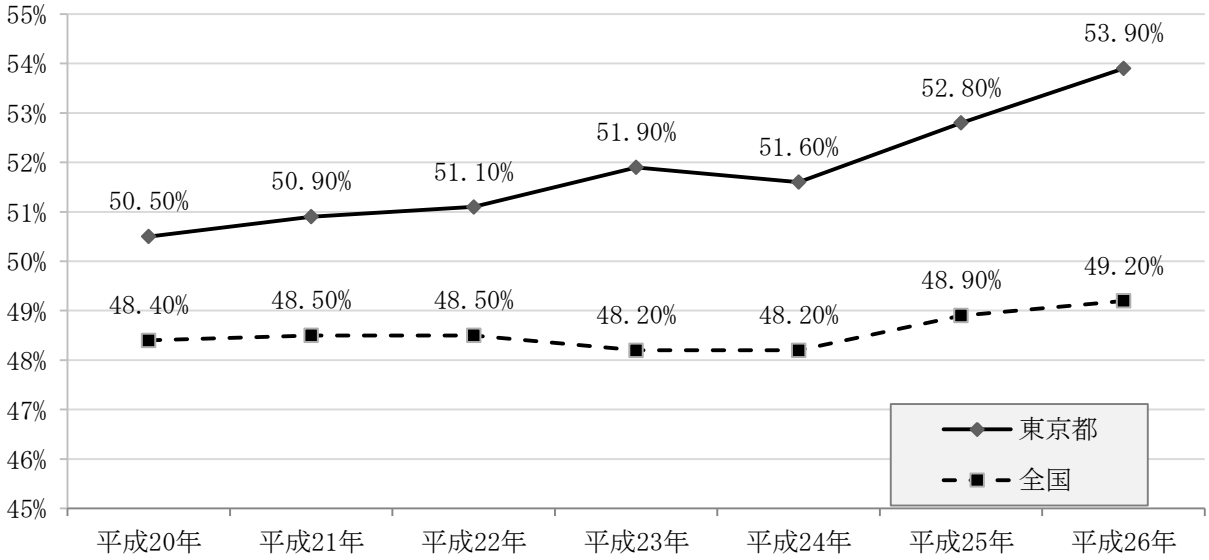

注：「労働力人口比率」は15歳以上に占める労働力人口（就業者（休業者も含む）と完全失業者の合計）で算出した。

（出典）「東京の労働力」（総務局）、労働力調査（総務省）

＜産業別就業者数の構成比（東京都・全国）＞

（単位:%）

産業名	男女計		男		女	
	東京都	全国	東京都	全国	東京都	全国
建設業	5.9	7.6	8.8	11.5	2.1	2.6
製造業	9.8	16.2	11.6	20.0	7.2	11.2
情報通信業	9.2	3.2	11.5	4.2	6.2	2.0
運輸業,郵便業	4.8	5.2	6.6	7.4	2.2	2.4
卸売業,小売業	16.2	16.4	14.7	14.2	18.1	19.3
金融業,保険業	4.1	2.5	3.8	2.1	4.6	3.1
不動産業,物品賃貸業	3.4	1.9	3.6	2.1	3.1	1.7
学術研究,専門・技術サービス業	6.3	3.4	6.9	4.0	5.5	2.7
宿泊業,飲食サービス業	7.0	6.0	5.7	4.1	8.7	8.6
生活関連サービス業,娯楽業	3.7	3.6	2.9	2.6	4.7	5.0
教育,学習支援業	5.0	4.8	4.0	3.7	6.4	6.2
医療,福祉	10.2	12.5	4.9	5.6	17.2	21.6
サービス業(他に分類されないもの)	8.1	6.4	8.0	6.9	8.1	5.8
その他(上記以外のもの)	6.3	10.3	7.0	11.6	5.9	7.8

注） 構成比は東京都及び全国の男女それぞれの総数に対する割合である。

（出典）「東京の労働力（労働力調査結果）平成 28 年平均結果」（総務局）

（７）余暇活動の変化

平成 29（2017）年９月に総務省が公表した「平成 28 年社会生活基本調査-生活時間に関する結果-」によると、一日のうち、睡眠や食事など生理的に必要な活動（１次活動）と、仕事や家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動（２次活動）を除く、各人が自由な活動（３次活動）

に使える時間は、週全体平均で６時間 22 分となっており、平成 23（2011）年と比べ５分の減少となっています。

行動の種類別に見ると、平成 23（2011）年から、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の時間が 12 分の減少と最も大きな減少となっており、休養・くつろぎの時間は６分の増加と最も大きな増加となっています。スポーツについては 14 分で平成 23（2011）年と変化はありませんでした。

＜男女、行動の種類別生活時間（平成 23、28 年）－週全体－＞

（時間．分）

	総数			男			女		
	平成23年	平成28年	増減	平成23年	平成28年	増減	平成23年	平成28年	増減
１次活動	10.40	10.41	0.01	10.33	10.34	0.01	10.46	10.49	0.03
睡眠	7.42	7.40	-0.02	7.49	7.45	-0.04	7.36	7.35	-0.01
身の回りの用事	1.19	1.22	0.03	1.09	1.11	0.02	1.29	1.31	0.02
食事	1.39	1.40	0.01	1.36	1.38	0.02	1.42	1.43	0.01
２次活動	6.53	6.57	0.04	6.49	6.50	0.01	6.57	7.03	0.06
仕事等	4.43	4.49	0.06	6.08	6.08	0.00	3.23	3.35	0.12
通勤・通学	0.31	0.34	0.03	0.40	0.43	0.03	0.23	0.25	0.02
仕事	3.33	3.33	0.00	4.46	4.41	-0.05	2.23	2.29	0.06
学業	0.39	0.42	0.03	0.42	0.44	0.02	0.37	0.41	0.04
家事関連	2.10	2.08	-0.02	0.42	0.44	0.02	3.35	3.28	-0.07
家事	1.27	1.23	-0.04	0.18	0.19	0.01	2.32	2.24	-0.08
介護・看護	0.03	0.04	0.01	0.02	0.02	0.00	0.05	0.06	0.01
育児	0.14	0.15	0.01	0.05	0.06	0.01	0.23	0.24	0.01
買い物	0.26	0.26	0.00	0.17	0.17	0.00	0.35	0.34	-0.01
３次活動	6.27	6.22	-0.05	6.38	6.36	-0.02	6.16	6.09	-0.07
移動（通勤・通学を除く）	0.30	0.29	-0.01	0.29	0.28	-0.01	0.30	0.30	0.00
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	2.27	2.15	-0.12	2.31	2.19	-0.12	2.24	2.11	-0.13
休養・くつろぎ	1.31	1.37	0.06	1.31	1.37	0.06	1.31	1.36	0.05
学習・自己啓発・訓練（学業以外）	0.12	0.13	0.01	0.13	0.13	0.00	0.12	0.12	0.00
趣味・娯楽	0.44	0.47	0.03	0.53	0.57	0.04	0.37	0.37	0.00
スポーツ	0.14	0.14	0.00	0.18	0.18	0.00	0.11	0.10	-0.01
ボランティア活動・社会参加活動	0.04	0.04	0.00	0.04	0.04	0.00	0.04	0.04	0.00
交際・付き合い	0.19	0.17	-0.02	0.18	0.15	-0.03	0.20	0.19	-0.01
受診・療養	0.08	0.08	0.00	0.07	0.07	0.00	0.10	0.09	-0.01
その他	0.17	0.19	0.02	0.15	0.17	0.02	0.18	0.20	0.02

（出典）「平成 28 年社会生活基本調査- 生活時間に関する結果-」（平成 29 年９月、総務省）

（８）社会状況の変化

①　スポーツイベントの動向

平成 25（2013）年９月７日、国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）総会において、2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定しました。また、平成 21（2009）年７月には、第９回目にあたるラグビーワールドカップ 2019™が日本で開催されることが決定し、平成 27（2015）年３月２日には全国 12 の開催都市の一つとして、東京都が選定されました。更に平成 25（2013）年 11 月には、ワールドマスターズゲームズが平成 33（2021）年に関西で開催されることも決定し、平成 31（2019）年から平成 33（2021）年にかけて、国際的な大規模スポーツイベントが日本国内で立て続けに開催されることとなりました。種目別の国際スポーツイベントについても東京を中心に数多く開催が予定されています。

こうした国際的なスポーツイベントだけでなく、国内のスポーツイベントにも近年動きが見られます。平成 19 (2007) 年に国内外から注目される世界標準の大都市マラソンである「東京マラソン」が開催されて以降、各道府県においても市民マラソンが新設・リニューアルされてきました。また、近年では、ランニングブームを支えるスポーツイベントの一つに、走ることに新たなコンセプトを

掛け合わせてランニングを楽しむ「ファンラン」も盛り上がりを見せています。また、ごみ拾い、防災教育、地域振興といった社会課題の解決に向けてスポーツを活用したイベントなど、スポーツ施設に限らず、生活に身近な場所で様々なイベントも生まれてきています。

＜今後予定されている国際スポーツイベント＞

2018 年　第 18 回アジアジュニア陸上競技選手権（６月、岐阜県）
ＦＩＮＡ水球ワールドリーグスーパーファイナル（男子）（６～７月、東京）
ＦＩＳＵ世界大学空手道選手権（７月、兵庫県）
ソフトボール女子世界選手権（７～８月、千葉県）
パンパシフィック水泳選手権（８月、東京都）
ＩＰＣパワーリフティングアジアオープン選手権大会（９月、福岡県）
バレーボール女子世界選手権（９～10 月・開催場所未定）

2019 年　世界ジュニアボート選手権（７月、東京都）
柔道世界選手権（８月、東京都）
ラグビーワールドカップ 2019™（９～11 月、東京都ほか全国 12 都市）
ウィルチェアーラグビーワールドチャレンジ 2019（10 月、東京都）
女子ハンドボール世界選手権（12 月、熊本県）
ＦＩＶＢバレーボールワールドカップ 2019（開催時期・開催場所未定）
ＴＡＦＩＳＡワールドコングレス 2019（開催時期未定、東京都）

2020 年　世界フィギュアスケート選手権（３月、埼玉県）
東京オリンピック・パラリンピック競技大会（７～９月、東京都ほか）

2021 年　ワールドマスターズゲームズ 2021 関西（５月、関西地域）
世界水泳選手権 2021（７～９月予定、福岡県）

② 国の動向

平成 23（2010）年６月に「スポーツ振興法」を全面改定した「スポーツ基本法」が制定されました。同法では、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことが明らかにされています。

その後、東京 2020 大会の開催が決定し、平成 27（2015）年 10 月には、文部科学省や厚生労働省など複数の省庁が担っていた役割、施策を総合的に調整し、スポーツ行政を一体的に推進するため、スポーツ庁が設置されました。スポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しており、国のスポーツ施策の中核を担うことが期待されています。

更に平成 29（2017）年３月には、「第２期スポーツ基本計画」が策定されました。同計画はスポーツ基本法の基本理念を具体化し、今後のわが国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体、スポーツ関係団体などが一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられています。

＜第２期スポーツ基本計画のポイント＞

（出典）スポーツ庁ウェブサイト

③　企業等の動向

昨今、企業が従業員の健康管理および健康づくりを「投資」と捉え、経営戦略の一部に位置づけて実践する「健康経営」という言葉が注目されており、働く人の健康に配慮する気運が高まっています。経済産業省と東京証券取引所は共同で、東京証券取引所に上場している企業の中から、健康経営について特に優れた取組を行っている企業を「健康経営銘柄」として選定し、魅力ある投資対象として紹介することで、健康経営の普及・啓発を目指しています。平成 26（2014）年度から実施されており、初年度が 22 社、翌年度が 25 社、そして３年目となる平成 28（2016）年度は 24 社が選定されました。また、厚生労働省では、「健康寿命をのばそう！」をスローガンにした「スマート・ライフ・プロジェクト」を平成 23（2011）年２月に開始しました。プロジェクトに参画する企業等と連携しながら、運動や食生活等について具体的なアクションの呼びかけを行っており、平成 29（2017）年 10 月時点で 3,945 の企業や団体が参加しています。

東京都では、従業員のスポーツ活動を推進している企業や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定する制度を平成 27（2015）年度に創設し、初年度が 102 社、平成 28（2016）年度は 128 社を認定しました。そしてこの制度を全国に水平展開するため、スポーツ庁は、平成 29（2017）年度から「スポーツエールカンパニー認定制度」を創設しました。朝や昼休みなどに体操・ストレッチをするなどの運動機会の提供や、徒歩・自転車通勤の推奨、スタンディングミーティングの実施など、働き盛り世代のスポーツ実施に向けた気運醸成を図ること等を狙いとしています。

(*) 「Sitting time and all-cause mortality risk in 222,497 Australian adults.」（2012 年、HP Van der Ploeg, et al.）より引用

4 都民のスポーツ実施状況

（１）都民のスポーツ実施率の推移

スポーツの実施状況を把握する指標としてスポーツ実施率があります。スポーツ実施率とは、週１回以上スポーツを実施する成人（平成 28（2016）年度以降は 18 歳以上の人）の割合のことで、東京都では概ね２年ごとに世論調査を実施し、スポーツ実施率の把握に努めています。

平成 19（2007）年度における都民のスポーツ実施率は 39.2%でしたが、その後上昇を続け、平成 26（2014）年度には 60.5%に達しています。しかし平成 28（2016）年度の調査では、減少に転じ、現在は 56.3%となっています。

一方、日本全国のスポーツ実施率は平成 28（2016）年度時点で 42.5%となっています。都民のスポーツ実施率は、全国平均を大きく上回っており、東京は全国でもトップクラスのスポーツ活動が活発な地域です。

（スポーツ実施率）

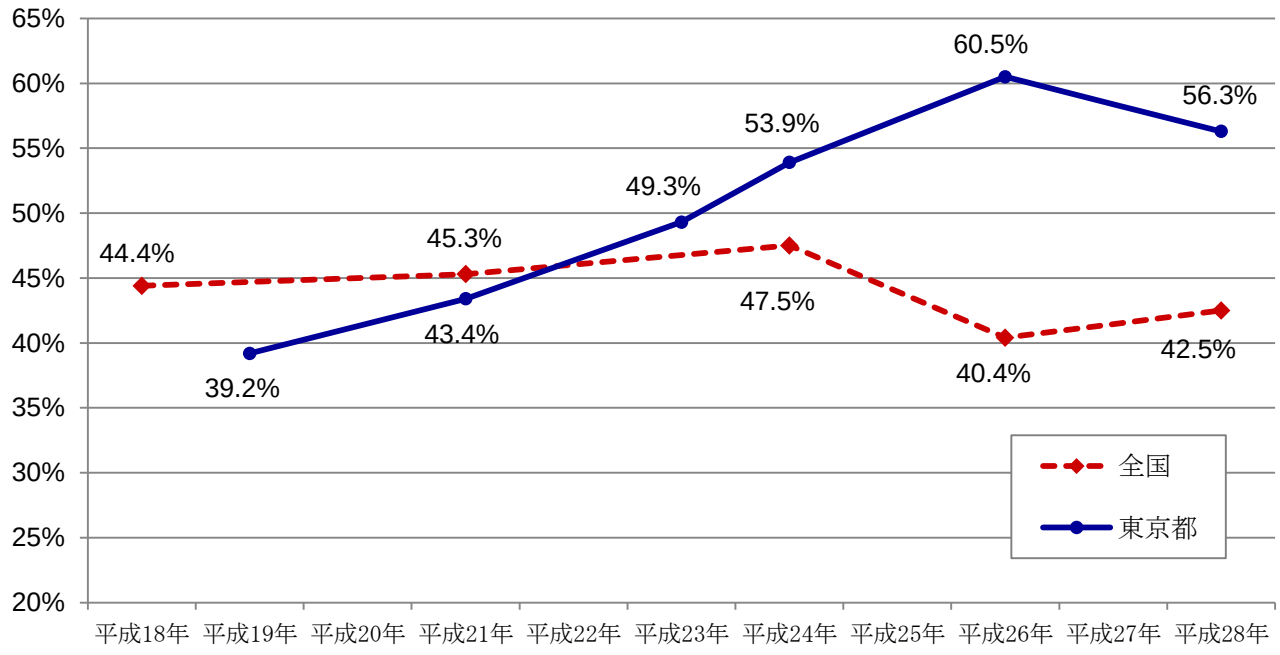

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）、「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成 29 年２月、スポーツ庁）を基に作成

（２）年代別・性別のスポーツ実施率

都民のスポーツ実施率を年代別に見ると、70 歳以上が最も高く、20 歳代が最も低い水準となっており、年齢が高い世代の方が低い世代よりもスポーツを実施している傾向にあります。また、性別では女性の方が男性よりもスポーツ実施率が高い水準にありますが、30 歳代以下では男女のスポーツ実施率が逆転しており、20 歳代女性が 39.4%、30 歳代女性が 44.2%と特に低い水準となっています。

（スポーツ実施率）

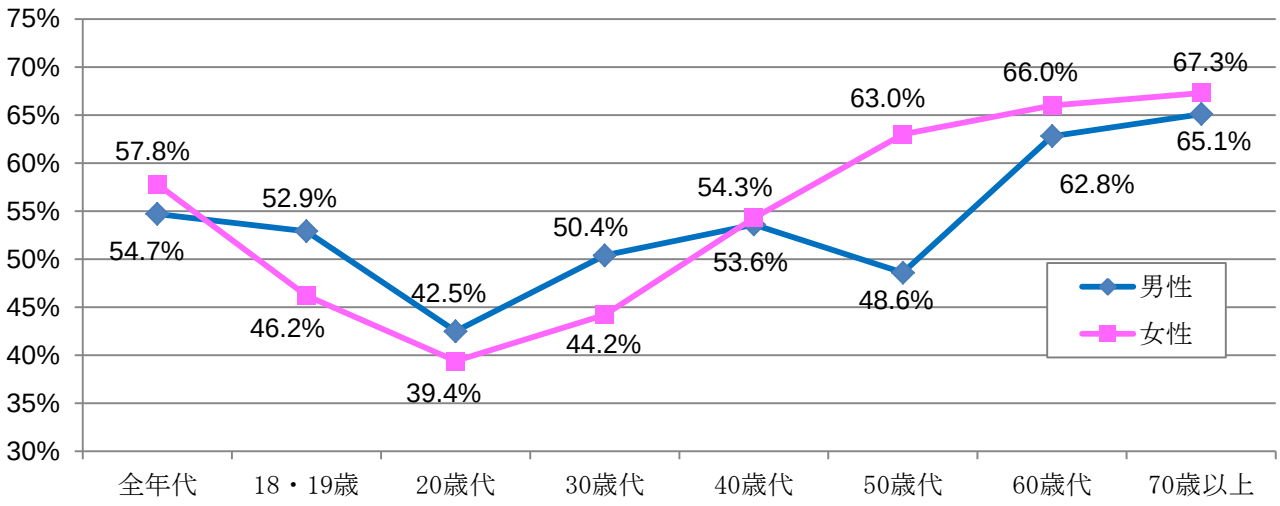

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年 1 月、生活文化局）を基に作成

（３）10 年前のスポーツ実施率との比較

前述のとおり、10 年前の平成 19 (2007) 年度と比較してみると、スポーツ実施率は 10 年間で 17.1 ポイント増加しています。

性別で比較すると、10 年前は女性の方が男性よりも 8.4 ポイント高い水準でしたが、現在はその差が 3.1 ポイントに縮まっています。男女ともにスポーツ実施率は増加していますが、男性の増加幅が大きく、女性は男性ほどには増加していません。

年代別の比較では、いずれの年代のスポーツ実施率も増加していますが、その増加幅は、30 歳代以上の年代は 14.5 ポイント（60 歳代）から 20.4 ポイント（40 歳代）まで、いずれも高い増加幅を見せていますが、20 歳代は 7.4 ポイントと他の年代に比べ低い増加幅となっています。

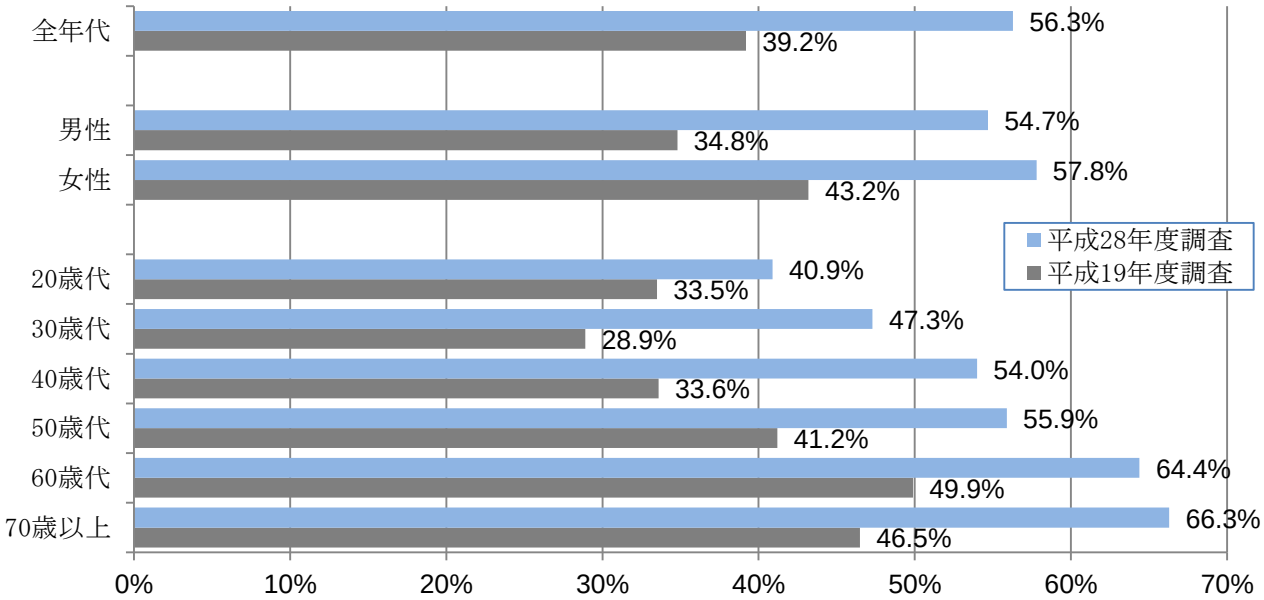

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年 1 月、生活文化局）、「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」（平成 19 年 12 月、生活文化スポーツ局）を基に作成

第２章
スポーツの意義

1 スポーツの力

人はスポーツを行うことによって、喜びや悲しみ、達成感や挫折感を得たり感じたりします。また、選手がスポーツに懸命に取り組む姿は、多くの人に感動を与えます。これらは、性別や年齢、国籍を問わず誰もがスポーツから直接享受することができるものであり、スポーツに根源的に備わっている「内在的な力」です。

更に、スポーツの力はこれだけに止まらず、周囲にも波及していきます。スポーツを継続的に実施することで体力が向上し、健康の維持・増進にも寄与します。スポーツによる競争、その結果としての勝敗は、人間的な成長を促し、共に戦った仲間とのチームワークやフェアプレーの精神を育みます。更にスポーツをみたり、地元チームを応援したりすることで、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりとそれに伴う雇用増加など、社会的効果も期待できます。このようなスポーツによってもたらされる影響は、スポーツの「外在的な力」とされています。

このようにスポーツには、都民・国民の生活向上という点において重要な役割を果たす多様な力が秘められています。スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

東京都は、スポーツの力を全ての人々が享受できるようスポーツ振興に取り組み、様々な都政課題の解決に貢献していきます。

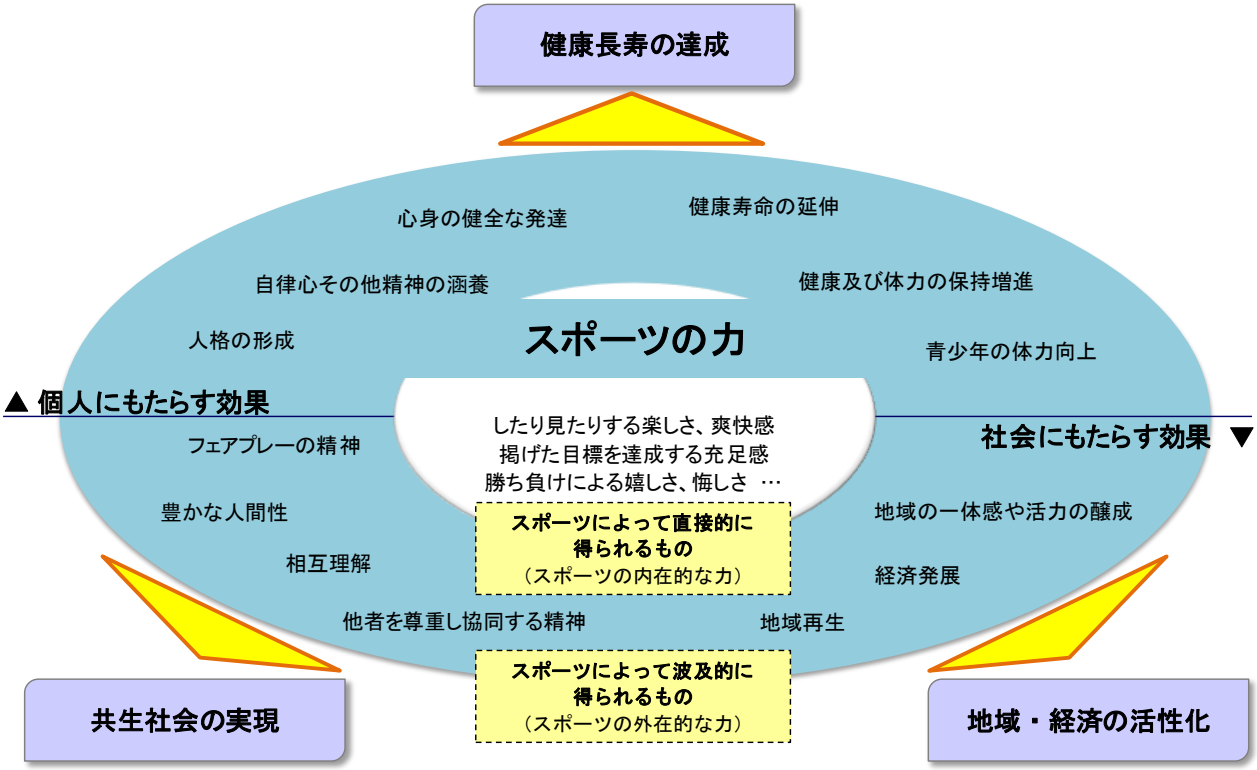

2　スポーツの効用・効果

（１）健康の維持・増進

スポーツによる健康づくりの効果は、近年、多くの疫学研究で認められています。例えば、フィンランドで行われた研究では、男性・女性、太っている・痩せているに関わらず、身体活動が多い人ほど高血圧[redacted]万人のＪＰＨＣスタディ([redacted]いくつかの疾患で身体活動[redacted]症との関係では、身体活動[redacted]果があります。

作成イメージ

・スポーツを通じた健康増進に関する研究調査の結果を踏まえ、修正予定

＜高血圧発症

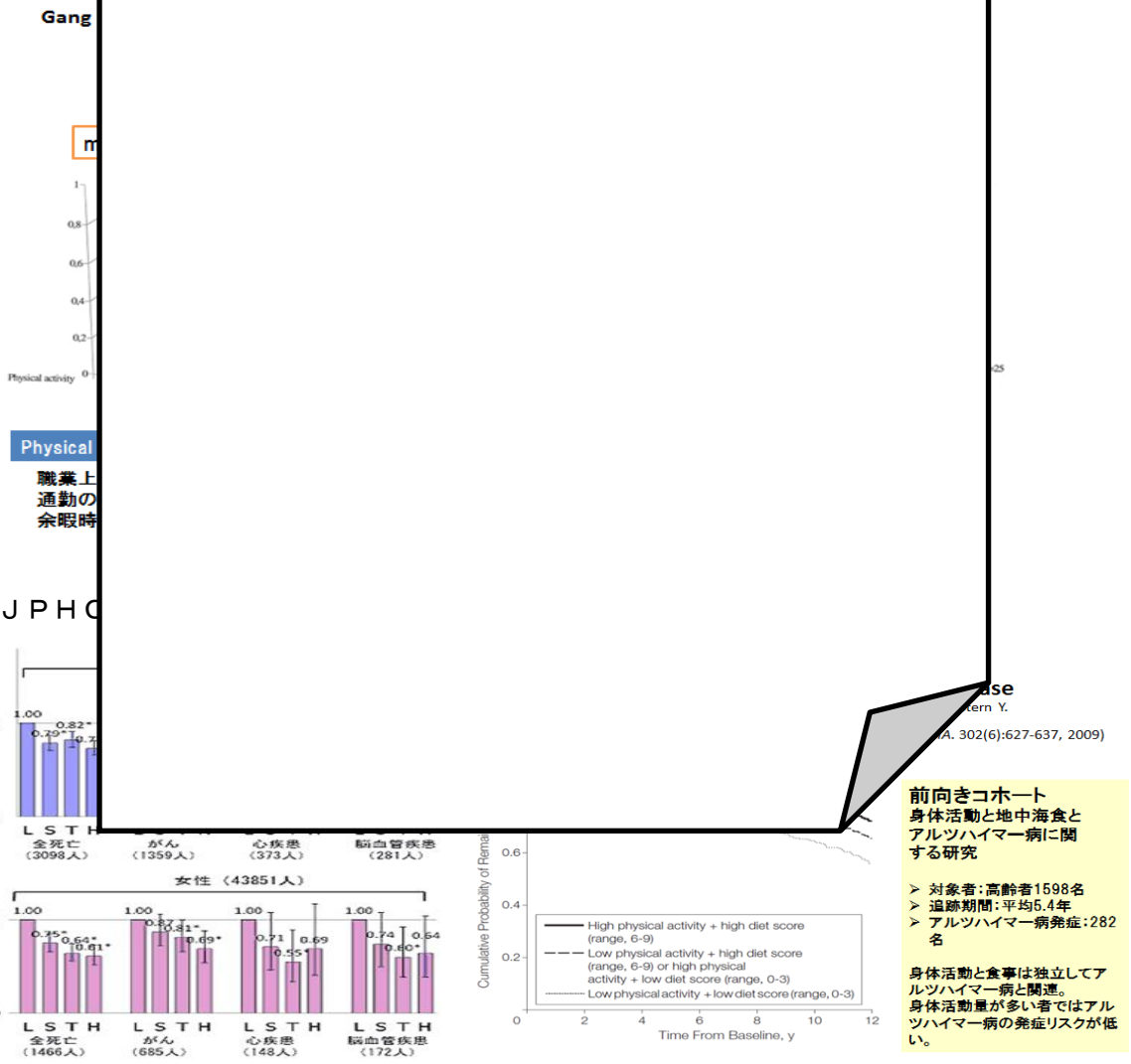

（出典）東京都スポーツ振興審議会（第 26 期第３回）宮地委員プレゼンテーション資料

（2）社会性の習得

子供のスポーツ活動に対する親の期待を見ると、「じょうぶで健康な身体になる」が最も高く、次いで「自分の目標に向かって努力をする」、「人に対する礼儀やマナーを覚える」、「仲間と協力する姿勢を身につける」となっています。

このようにスポーツは、体力・健康づくりのためだけではなく、努力することや、他者との調和を図る行為を身に付けるなど、社会性の習得について期待されていることが確認できます。

＜スポーツ活動への親の期待（就学前・小学生・中学生）＞

（%）

	就学前	小学生	中学生
じょうぶで健康な身体になる	74.0	67.2	60.6
自分の目標に向かって努力をする	61.9	60.7	58.4
人に対する礼儀やマナーを覚える	62.5	59.1	58.3
仲間と協力する姿勢を身につける	60.1	56.8	58.4
身体を動かすことを楽しむ	65.3	58.7	47.1
自分の得意なことを伸ばす	63.8	57.5	47.9
よく考えて行動できるようになる	54.8	52.0	51.4
ものごとに集中する力を身につける	56.4	51.2	50.1
自分のことを自分でできるようになる	54.6	49.9	48.0
活動でストレス解消や気分転換をする	44.9	44.9	44.8
運動に対する苦手意識をなくす	51.3	46.4	35.6
勝つよころびや負けるくやしさを知る	41.3	42.9	40.2
集団をまとめるリーダーシップを身につける	24.4	23.3	27.4
選手としての技術が上達する	15.1	16.4	21.6
大会や記録会でよい成績をあげる	6.8	8.5	12.0
トップレベルの選手を目指す	3.3	3.9	4.7

（出典）「第 2 回 学校外教育活動に関する調査 2013」（2013 年、ベネッセ教育総合研究所）

（3）地域の絆やコミュニティの形成

内閣府は全国の 60 歳以上の男女を対象に、地域社会への参加に関する意識について調査を行っています。平成 25（2013）年度の調査結果を見ると、生きがいを感じる時は、「孫など家族との団らんの時」が最も多く、次いで「趣味やスポーツに熱中している時」、「友人や知人と食事、雑談している時」、「旅行に行っている時」、「おいしい物を食べている時」となっています。また、個人又は友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われているもので参加したい活動は、「健康・スポーツ」が最も多く、次いで「趣味」、「地域行事」、「生産・就業」、「生活環境改善」となっています。次に、社会活動に参加して良かったと思うことを見ると、「新しい友人を得ることができた」が最も多く、次いで「生活に充実感ができた」、「健康や体力に自信がついた」、「お互い助け合うことができた」、「地域社会に貢献できた」となっています。

これらの結果からは、スポーツを通じて仲間づくりができたり、一体感を育くむことができることが伺えます。人との結びつきの希薄化が指摘される中、スポーツは地域の絆やコミュニティの形成に大きな期待が寄せられます。

＜高齢者の地域社会への参加に関する意識＞

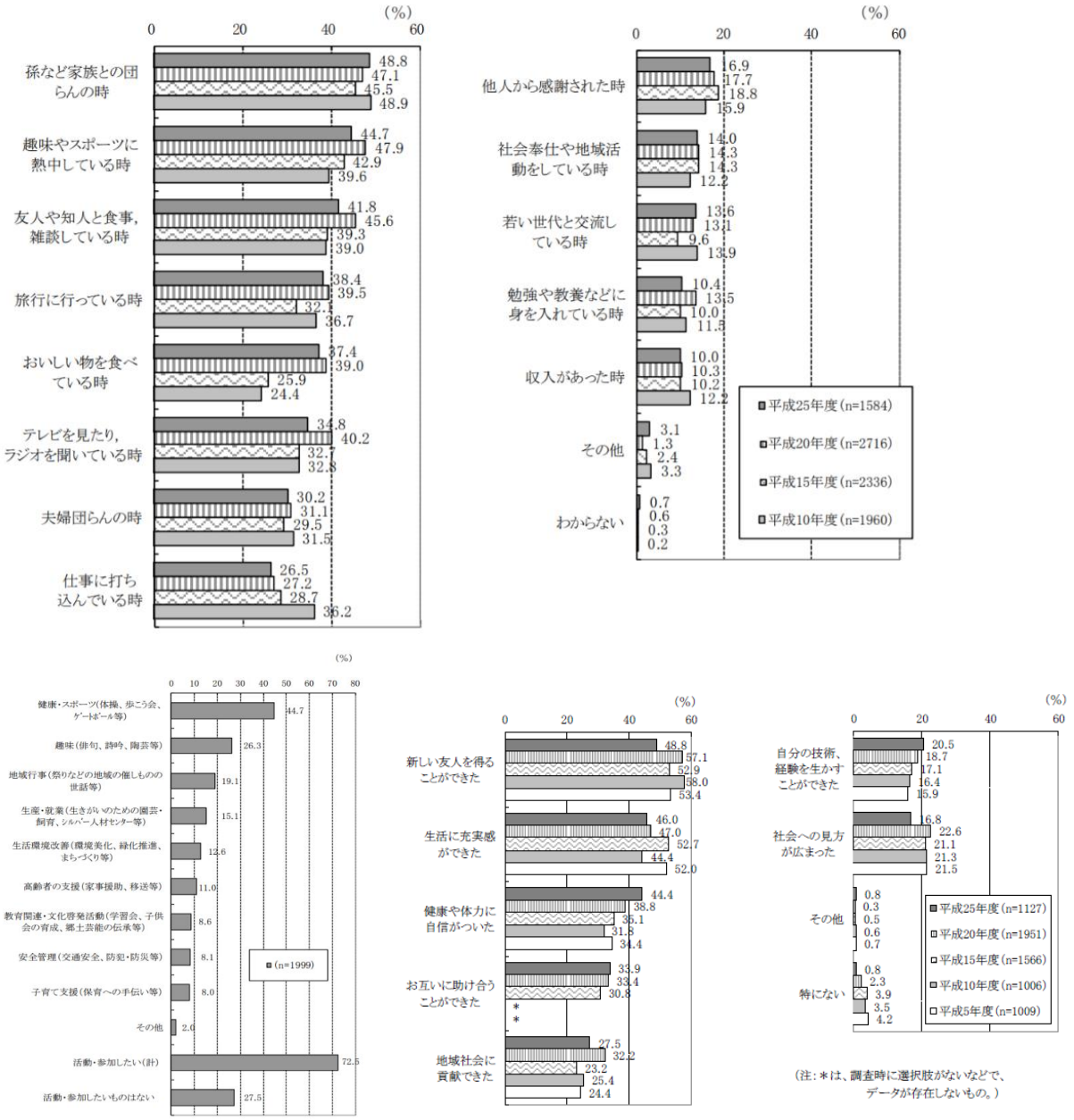

（出典）「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査結果」（平成 26 年３月、内閣府）

（４）経済の活性化

我が国においては、平成 31（2019）年にラグビーワールドカップ 2019™、平成 32（2020）年に東京 2020 大会、更に平成 33（2021）年にはワールドマスターズゲームズ 2021 関西が開催されます。国際スポーツイベントが３年連続で開催されることとなり、スポーツに対する国民や企業等の消費・投資意識の高まりが期待されます。

① 東京 2020 大会の経済波及効果

平成 29 年３月に東京都が公表した「東京 2020 大会開催に伴う経済波及効果」では、招致が決定した平成 25（2013）年から大会 10 年後の平成 42（2030）年までを分析期間とし、東京 2020 大会の開催に伴う東京の需要増加額を、直接的効果（施設整備費、大会運営費等）で約２兆円、レガシー効果（新規恒久施設や選手村の後利用、スポーツ実施者・観戦者の増加等）で約 12 兆円、合計で約 14 兆円と試算しています。この需要増加額を基に経済波及効果（生産誘発額）を試算すると、全国で約 32 兆円、東京で約 20 兆円となり、全国では需要増加額の約 2.3 倍、東京だけでも約 1.4 倍の経済波及効果が見込まれています。

東京 2020 大会の大会経費は、1 兆 6,000 億円～1 兆 8,000 億円（平成 28 年 12 月時点）と見積もられていますので、これを上回る大きな経済波及効果が大会の開催に伴って発生することが見込まれています。

＜東京 2020 大会開催に伴う需要増加額＞ （億円）

	項目	内容	需要増加額
①直接的効果	施設整備費	恒久施設整備費	3,500
	大会運営費	仮設施設整備費、エネルギーインフラ、輸送、セキュリティ、テクノロジー、オペレーション、管理・広報、その他	10,600
	その他	大会参加者・観戦者支出、家計消費支出、国際映像制作・伝送費、企業マーケティング活動費	5,690
	合　　計		19,790
②レガシー効果	新規恒久施設・選手村の後利用、東京のまちづくり、環境・持続可能性	新規恒久施設・選手村の後利用、大会関連交通インフラ整備、バリアフリー対策、水素社会の実現等	22,572
	スポーツ、都民参加・ボランティア、文化、教育・多様性	スポーツ実施者・観戦者の増加、障害者スポーツの振興、ボランティア活動者の増加、文化イベント観客の増加、外国人留学生の増加等	8,159
	経済の活性化・最先端技術の活用	観光需要の拡大、国際ビジネス拠点の形成、中小企業の振興、ITS・ロボット産業の拡大等	91,666
	合　　計		122,397
③総　　計			142,187

＜東京 2020 大会開催に伴う経済波及効果（生産誘発額）＞ （億円）

項目	生産誘発額	
	東京都	全国
直接的効果	33,919	52,162
レガシー効果	170,488	271,017
総計	204,407	323,179

（出典）「東京 2020 大会開催に伴う経済波及効果」

（平成 29 年３月、オリンピック・パラリンピック準備局）

② スポーツ市場規模

平成 24（2012）年の 1 年間におけるスポーツに関する小売や施設、旅行、興行などから形成される全国のスポーツ総生産は、5.5 兆円となっています。内訳を見ると、「施設」が 2.11 兆円と最も多く、次いで「小売」が 1.66 兆円、「旅行」が 0.74 兆円となっています。このうち、東京のスポーツ総生産は約 0.7 兆円で、内訳を見ると、「小売」が 0.24 兆円と最も多く、次いで「施設」が 0.13 兆円、「興行」が 0.09 兆円となっています。

政府が策定した「日本再興戦略 2016」では、名目ＧＤＰ600 兆円に向けた官民戦略プロジェクト 10 の一つに「スポーツの成長産業化」が位置付けられています。全国のスポーツ総生産 5.5 兆円を、平成 37（2025）年までに 15 兆円へ拡大することが目標とされました。

今後、スポーツを通じて経済の活性化が促進されることに、ますます期待が寄せられています。

＜国内のスポーツ総生産（教育・公営競技を除く）＞

	スポーツ総生産	（内訳）						（十億円）
		小売	興行	施設	賃貸	旅行	その他	情報
全国	5,504	1,667	284	2,115	27	742	97	572
東京都	707	246	91	139	1	25	10	59

注）スポーツ総生産を占める「小売」「興行」「施設」「賃貸」「旅行」「その他」「情報」は以下を意味する。
小売：専門店、百貨店、量販店の金額の合計
興行：野球の売上高や相撲、サッカー、バスケットボールなどの収入額
施設：ゴルフ場やボウリング場、民間フィットネスクラブ、公共スポーツ施設などの収入額
賃貸：スポーツ・娯楽用品（アウトドアスポーツ等）の賃貸に関わる金額
旅行：スポーツに関わる行為を目的とした旅行で生じる消費額等
その他：toto やスポーツ保険など
情報：スポーツ放送やスポーツ新聞などの収入額

（出典）株式会社日本政策投資銀行へのヒアリングにより作成

＜我が国スポーツ市場規模の拡大について（試算）＞

（単位：兆円）

スポーツ産業の活性化の主な政策			現状※1	2020年	2025年
（主な政策分野）		（主な増要因）	5.5兆円	10.9兆円	15.2兆円
①スタジアム・アリーナ	➤	スタジアムを核とした街づくり	2.1	3.0	3.8
②アマチュアスポーツ	➤	大学スポーツなど	-	0.1	0.3
③プロスポーツ※2	➤	興行収益拡大（観戦者数増加など）	0.3	0.7	1.1
④周辺産業※2	➤	スポーツツーリズムなど	1.4	3.7	4.9
⑤IoT活用	➤	施設、サービスのIT化進展とIoT導入	-	0.5	1.1
⑥スポーツ用品	➤	スポーツ実施率向上策、健康経営促進など	1.7	2.9	3.9

※1 株式会社日本政策投資銀行「2020年を契機としたスポーツ産業の発展可能性および企業によるスポーツ支援」（2015年5月発表）に基づく2012年時点の値。
※2 P.7で示した「興行・放送等」（1.7兆円）の内訳は、③プロスポーツ及び④周辺産業にあたる。

（出典）スポーツ未来開拓会議中間報告（平成 28 年６月、スポーツ庁、経済産業省）

第３章
基本理念・目標

1　基本理念

東京都が都民のスポーツを何のために振興していくのか。スポーツによって東京をどうしたいのか。都民生活がどうなっていくのか。東京都におけるスポーツ行政の根幹となる考え方を、本計画の基本理念として、以下のとおり掲げます。

「スポーツの力で東京の未来を創る」

都民のスポーツ実施率 70%を達成し、
誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、
スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現します。

2　３つの政策目標

スポーツ都市東京を実現していくためには、スポーツ都市東京のイメージを具体的にしていく必要があります。スポーツの力で創造される社会は、都民の皆さんが心からスポーツを楽しんでいることが基本にあります。そして、スポーツが諸課題の解決にも大きく貢献している都市こそが、私たちの目指すスポーツ都市東京です。本計画では、東京が抱える３つの課題解決のその先にある姿を３つの政策目標として掲げ、スポーツを通じてその達成に向けて取り組んでいきます。

政策目標１　スポーツを通じた健康長寿の達成

【将来イメージ】

都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。

政策目標２　スポーツを通じた共生社会の実現

【将来イメージ】

障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。

政策目標３　スポーツを通じた地域・経済の活性化

【将来イメージ】

都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツを楽しませるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。

3　「する・みる・支える」の３つの視点

スポーツには「する」だけではなく、「みる」「支える」といった関わり方があります。

何らかの理由によりスポーツを「する」ことが困難であったり、苦手意識があったとしても、「みる」「支える」ことによってスポーツに触れることで、楽しいと思ったり、爽快感を感じるといったことも少なくないはずです。スポーツの力は「する・みる・支える」のいずれの関わり方であっても、広く及んでいくと考えられます。

本計画では、こうしたスポーツへの関わり方を３つの視点として捉え、スポーツ都市東京の実現に向けた施策を設定していきます。

（１）するスポーツ

前述のとおり、本計画ではスポーツの範囲を幅広く捉えることとしています。しかし、ただ幅広く捉えるだけでは、日常生活における全ての身体活動を含んでしまい、スポーツの本質から外れてしまうことになります。そのため、スポーツとして捉えるためには計画性と継続性という二つの視点が必要と考えます。

「するスポーツ」については、野球やサッカーといった競技スポーツや、ランニング、体操・ストレッチといった運動をすることだけでなく、気晴らしのための散歩や、通勤途上にエレベータを使わずに歩いて階段を昇るといったものであっても、それが計画的・継続的に実施しているものであればスポーツとして捉え、その活動を推進していきます。

（２）みるスポーツ

スポーツを「みる」ことは、楽しみや喜びを感じたり、感動したり、気分転換、ストレス解消が図られるといった効果があります。またスポーツ観戦を通じて選手に対する尊敬や憧れを抱き、自らスポーツに親しむきっかけにもなります。更に直接スタジアム等に出向いて観戦する場合、多くの観客と興奮や感動を共有できるほか、入場料や飲食費、関連商品の売り上げなどの経済効果を生みます。そして、その経済効果がスポーツへ再投資されることで、スポーツ環境の改善が図られる等、スポーツ界が自立的に成長を遂げる好循環が構築されます。

本計画における「みるスポーツ」とは、スタジアム等でトップアスリートの競技を直接観戦することだけでなく、子供や友人が実施する競技を観戦することも含みます。また直接観戦だけでなく、テレビやラジオ、インターネット配信等での観戦も含みます。こうした幅広い範囲で「みるスポーツ」の振興に取り組んでいきます。

（３）支えるスポーツ

東京マラソンのボランティアに象徴されるように、大会を支える誇りはスポーツへの新たな関わり方として定着しています。スポーツを「支える」といっても、その方法には様々なものがあります。イベントの運営やサポートなどを行うスポーツボランティア以外にも、試合の審判や、監督、コーチもスポーツを支える存在です。また、選手やチームを応援することも、立派にスポーツを支えています。更に企業等がスポーツ用品や用具を提供したり、スポーツイベントに協賛したりすることも、スポーツを支える活動に含まれます。

スポーツを「支える」ことは、必ずしも脚光を浴びるものではない縁の下の力持ちとしての役割です。だからこそ、支えることに「誇り」を覚え、選手と同様に感動や興奮を享受することができます。

本計画においては、「する」「みる」と同様に、「支える」スポーツをスポーツ振興に欠かせないものとして位置付けていきます。

4 ３０の政策指針

３つの政策目標の実現に向けては、「する・みる・支える」の３つの視点から課題を整理し、スポーツ施策を展開していくことが効果的であると考えます。そのため、政策目標の下に課題解決に向けた施策展開の方向性を、「する・みる・支える」の３つの視点から 30 の政策指針として整理し、具体的な取組を明らかにしていきます。

	政策目標１ スポーツを通じた健康長寿の達成	政策目標２ スポーツを通じた共生社会の実現	政策目標３ スポーツを通じた地域・経済の活性化
するスポーツ	【政策指針】 1 スポーツをすることへの関心喚起 2 スポーツを始める機会の創出 3 スポーツを身近でできる場の確保 4 成長段階にある児童・生徒の体力向上 5 競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進	【政策指針】 11 誰もが楽しめるスポーツへの理解促進 12 障害の有無に関わらないスポーツ振興 13 幼児・子供のスポーツ振興 14 高齢者のスポーツ振興 15 性別に関わらないスポーツ振興	【政策指針】 21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化 22 官民連携によるスポーツ気運の醸成 23 東京を活性化させるスポーツイベントの開催 24 地域におけるスポーツ活動の推進
みるスポーツ	【政策指針】 6 スポーツをみることの魅力発信 7 スポーツをみる機会の創出	【政策指針】 16 障害者スポーツの更なる魅力発信 17 誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備	【政策指針】 25 スポーツ観戦の魅力発信 26 アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成 27 スポーツ施設における観客の満足度向上
支えるスポーツ	【政策指針】 8 スポーツを支える人材の育成 9 スポーツによる事故防止等の推進 10 スポーツを支える都民の顕彰等	【政策指針】 18 多様なスポーツの振興に向けた人材の育成 19 多様なスポーツを支える基盤づくり 20 スポーツを通じた被災地支援	【政策指針】 28 スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援 29 地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰 30 スポーツを通じた国際交流

5　計画全体の目標値と９つの達成指標

今後、東京都は基本理念に基づき、様々なスポーツ施策に取り組んでいきますが、その取組によってスポーツ都市東京が実現できたのか、現在はどの程度進捗しているのかといったことを、目に見える形で把握していくことが重要です。

スポーツ都市東京の本質は、都民の皆さんに心からスポーツを楽しんでもらうことにあります。そのため、これまでの東京都スポーツ推進計画では、平成 32（2020）年までに前述のスポーツ実施率を 70%に引き上げることを目標としてきました。この目標は、世界でスポーツ実施率がトップと言われているオーストラリア（69.5%）やノルウェー（69.5%）を超えて、世界一を目指すという考えのもとで設定したものです。本計画においてもこの目標を踏襲し、都民（18 歳以上）のスポーツ実施率 70%の達成を計画全体の目標値としていきます。

	平成 28 年 （2016 年）		平成 32 年 （2020 年）
都民のスポーツ実施率 （18 歳以上）	56.3%	▶	70.0%

※スポーツ実施率：週１回以上スポーツを実施する人の割合

スポーツ実施率の推移と目標値

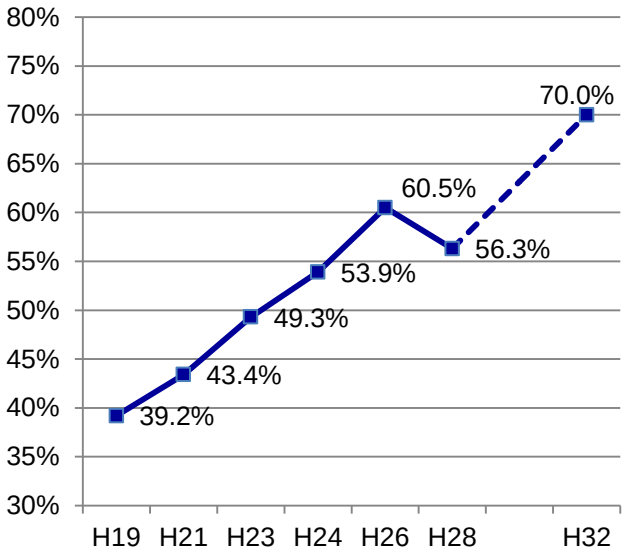

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）より作成

主要国におけるスポーツ実施率

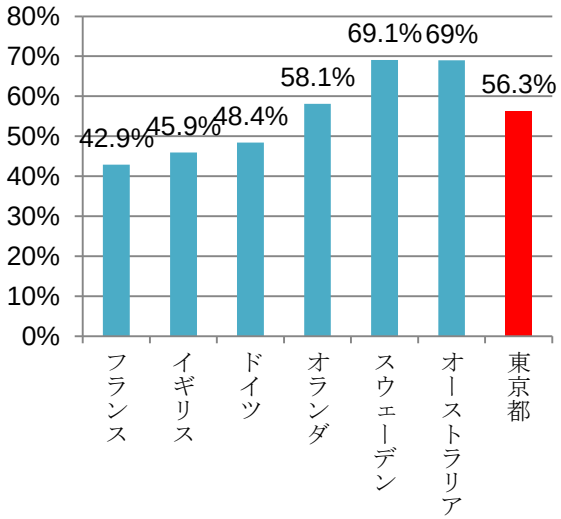

（出典）「Special Eurobarometer 412: Sport and physical activity」（2014 年、EU）、「Participation in Exercise, Recreation and Sport」（2010 年、Australian Sports Commission）より作成

前述の目標値は本計画全体の目標であり、３つの政策目標に共通する目標ですが、それぞれの政策目標においても、進捗状況を的確に把握するため、達成指標を３つずつ設定し、合計９つの達成指標を掲げます。

達成指標は、都のスポーツ振興施策の実施により発生する効果、すなわちスポーツの力で東京がどれだけ変わったのかを表すアウトカム指標として設定します。

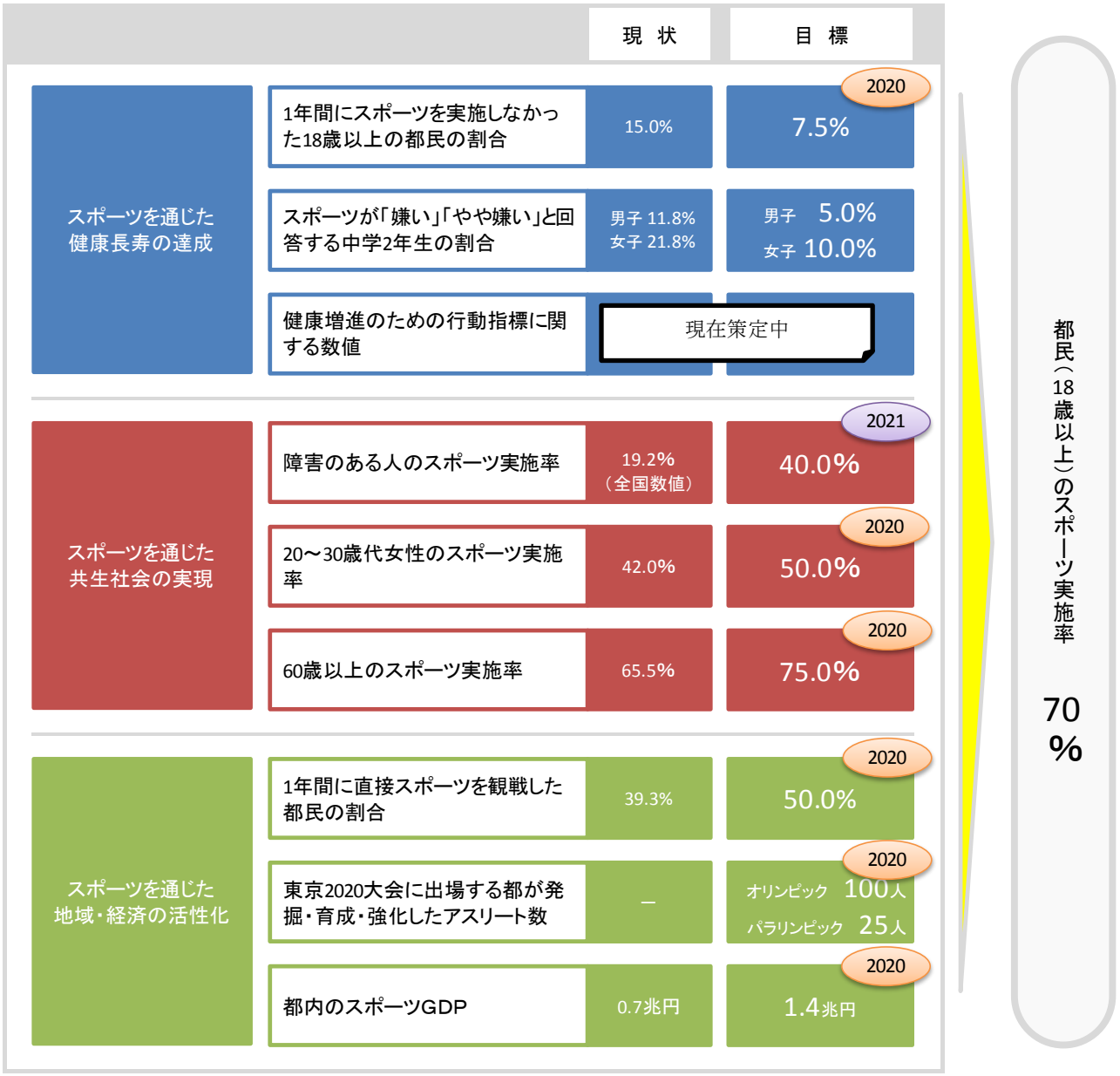

2020 ：2020年までに達成

2021 ：2021年までに達成

上記以外 ：計画期間中（平成36年度まで）に達成

6 行動変容の５つのステージと施策展開の考え方

スポーツ都市東京は、都民の皆さんが心からスポーツを楽しんでいる社会を目指すものです。しかし、現状においては、都民の皆さんのスポーツへの関心や取組状況は様々であり、日常的にスポーツを楽しむようになってもらうためには、その状況に応じて施策を展開していくことが効果的です。そこで本計画では、行動変容ステージモデルの考え方を取り入れ、ステージにあわせた施策を設定します。

行動変容ステージモデルとは、1980 年代前半に禁煙の研究から導かれたモデルであり、人が行動を変えて新たな習慣が定着していく過程には、無関心期、関心期、準備期、実行期、維持期という５つのステージを経過していくという考え方です。

現在、都民の皆さんのスポーツへの関心や取組の度合いは、人によって異なりますが、行動変容ステージモデルを用いれば、５つのステージいずれかに分類することができます。東京都は、都民の皆さんにスポーツを日常的に楽しんでもらえるよう、各ステージに応じたスポーツ施策を展開していきます。具体的には、無関心期にはスポーツの外在的な力によりスポーツに関心を持ってもらいながら、維持期にはスポーツを日常生活にとけ込ませるために内在的な力を実感してもらえるよう、取り組んでいくことが重要であると考えています。

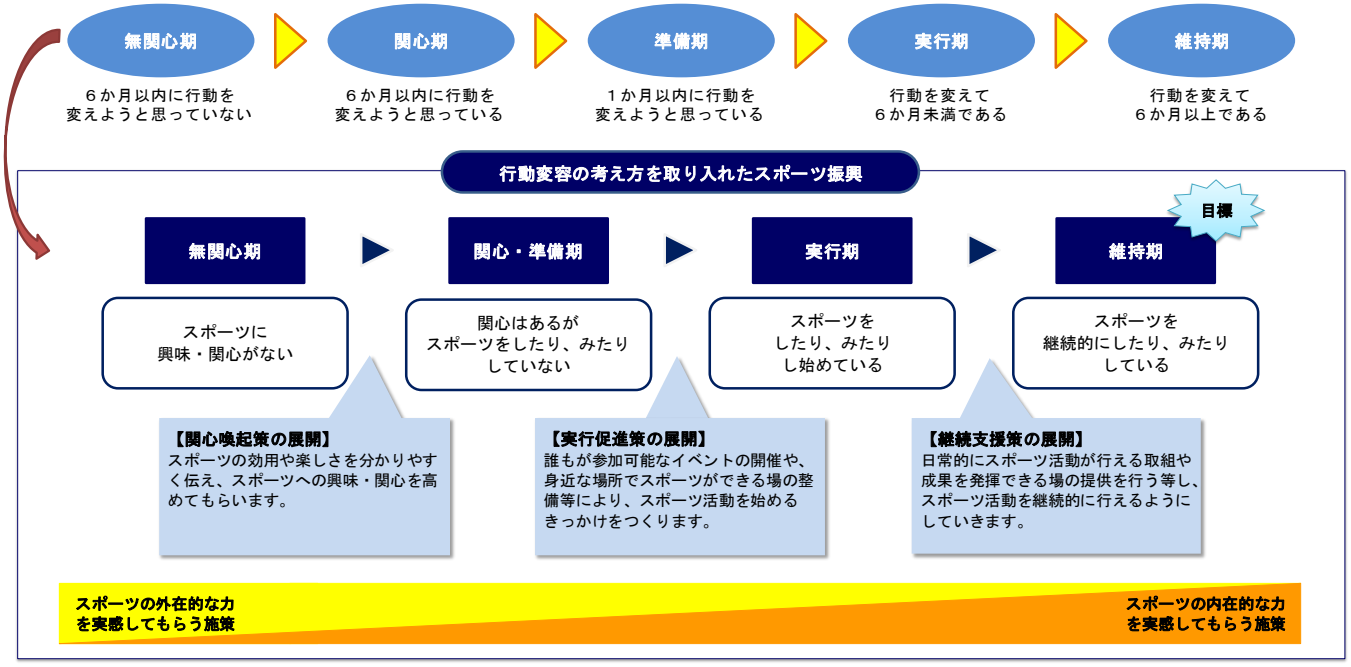

7　計画期間と計画期間中の施策展開の考え方

本計画は平成 29（2017）年度末に策定・公表する予定です。そのため本計画は策定の翌年度である平成 30（2018）年４月１から開始し、終期は都政全体の長期計画である「東京都長期ビジョン」とあわせ、平成 37（2025）年３月 31 日までとし、７年間の計画とします。

計画期間	平成 30 年度～平成 36 年度

計画期間中には、ラグビーワールドカップ 2019™及び東京 2020 大会という、大規模な国際的スポーツイベントが開催されます。大会の前は都民のスポーツ振興と大会の成功に向けた取組を連携させて推進していくことが必要であり、大会後には大会のレガシーを都民のスポーツ振興に活用し、多様な主体の自主的・恒常的なスポーツ活動を定着させていかなければなりません。計画期間中の施策展開の考え方について、以下のとおりとしていきます。

また、平成 32（2020）年までの間は、とりわけスポーツ施策を積極的に展開していくことが必要であり、着実に施策を推進していくため、年次計画を設定していきます。

2020年まで	2020年以降
○　ラグビーワールドカップ2019と東京2020大会の成功を目指し、施設整備や大会気運の醸成、競技の普及啓発等に積極的に取り組み、大会のレガシーを形成していく。	○　大会のレガシーとして、競技会場の有効活用を図るとともに、パラリンピックを契機として一層普及した障害者スポーツをユニバーサルなスポーツとして幅広く都民に浸透させていく。
○　ラジオ体操やレクリエーション等を活用し、都民や企業等にスポーツが身近で有用であることを実感してもらい、興味・関心を高めていくとともに、スポーツ活動に取り組んでもらう。	○　都民や企業等におけるスポーツ気運の高まりを維持し、都民や企業等、多様な主体による自主的・恒常的なスポーツ活動の推進に繋げていく。
○　様々な政策を重層的・複合的に実施し、スポーツ実施率70%を達成する。	○　様々な政策を効果的・効率的に実施し、計画に掲げる３つの目標を実現するとともに、スポーツ実施率の維持向上を図る。

第２編
「スポーツ都市東京」の実現のための取組

第１章
目標達成に向けた施策展開

政策目標１
スポーツを通じた健康長寿の達成

1　将来イメージ

都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。

2　達成指標

都民の心身の健康を維持増進させていくために、効果的なスポーツを継続的に実施してもらうこと等を指標としていきます。

１年間にスポーツを実施しなかった 18 歳以上の都民の割合	15.0%	▶	2020 年までに **7.5%未満**
スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学２年生の割合	男子 11.8% 女子 21.8%	▶	**男子　5.0%** **女子 10.0%**
健康増進のための行動指標に関する数値	*****	現在策定中	****

※達成年度について特に記載のないものについては計画期間中（平成 36 年度まで）に達成するものとする。

3　目標達成に向けた施策展開の考え方

スポーツに対する興味・関心や実施の度合いは人それぞれであり、各状況に応じた効果的な施策展開により、都民の継続的なスポーツ実施に結び付けていきます。

【段階別の施策展開】

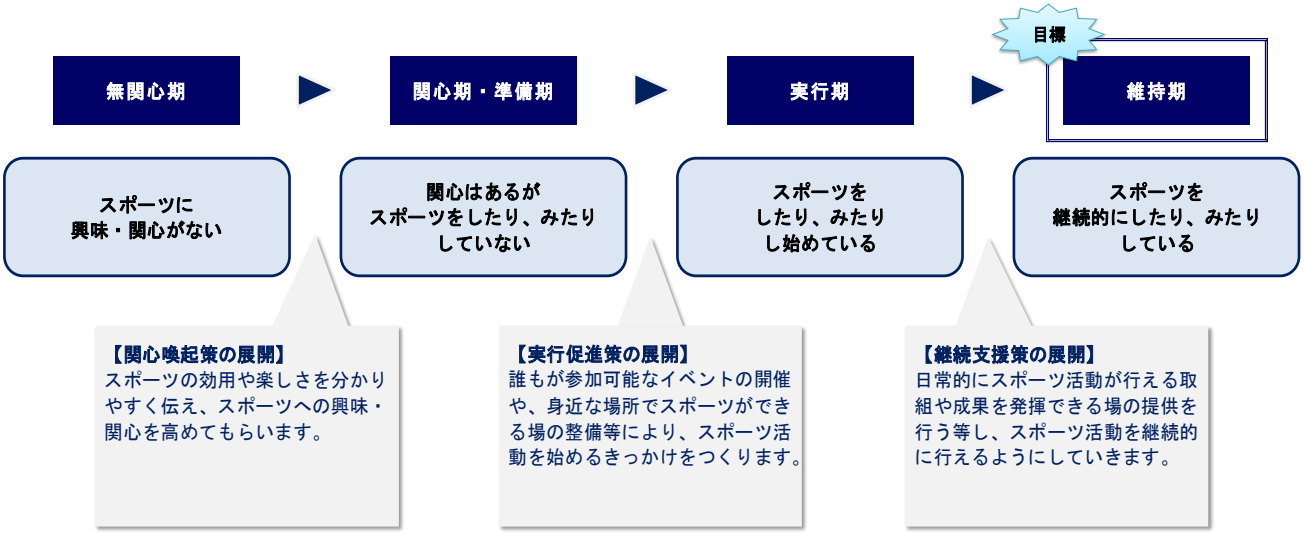

4 目標達成に向けた政策指針と施策展開

具体的な施策展開	関心喚起策	実行促進策	継続支援策
するスポーツ			
政策指針１　スポーツをすることへの関心喚起			
■　都民へのスポーツ情報支援・情報発信	●	●	
■　スポーツが健康に与える効果・効用の普及啓発	●		
■　児童・生徒の体力の把握と活用	●		
政策指針２　スポーツを始める機会の創出			
■　多様なスポーツイベントの開催	●	●	
■　区市町村が実施するスポーツイベント等への支援		●	
政策指針３　スポーツを身近でできる場の確保			
■　都立スポーツ施設の管理運営		●	●
■　身近な場所でのスポーツ環境の整備		●	●
政策指針４　成長段階にある児童・生徒の体力向上			
■　学校における運動量の十分な確保と優れた実践の普及	●	●	
■　運動部活動の振興		●	●
政策指針５　競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進			
■　才能ある選手の発掘	●	●	
■　東京育ちのアスリートの競技力強化		●	●
■　アスリートの競技力強化のサポート			●
みるスポーツ			
政策指針６　スポーツをみることの魅力発信			
■　様々な競技の紹介	●		
政策指針７　スポーツをみる機会の創出			
■　スポーツをみる機会の創出		●	●
支えるスポーツ			
政策指針８　スポーツを支える人材の育成			
■　東京 2020 大会に向けたボランティアのすそ野拡大	●	●	
■　スポーツのすそ野を拡大する人材の育成		●	●
政策指針９　スポーツによる事故防止等の推進			
■　けがや事故、熱中症等の予防推進	●	●	●
■　スポーツにおける暴力行為や薬物等の根絶		●	●
政策指針 10　スポーツを支える都民の顕彰等			
■　スポーツを支える都民の顕彰等			●

政策指針１　するスポーツ　スポーツをすることへの関心喚起

【現状と課題】

平成 28（2016）年に実施した「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（以下「都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）」という。）によると、週に１回以上スポーツを実施した 18 歳以上の都民の割合であるスポーツ実施率は 56.3%でした。スポーツを実施できなかった人にその理由を聞いたところ、最も多い回答が「仕事や家事・育児が忙しかったから」（43.2%）でしたが、「スポーツ・運動が好きではないから」（11.4%）や「特に理由はない」（12.8%）といった、そもそもスポーツに関心を持っていないことが伺える回答も見られました。こうしたスポーツへの関心の低下は、前回調査した平成 26（2014）年度から増加傾向にあります。

価値観が多様化している現在において、スポーツ以外のことに関心を持っている人も大勢いると思いますが、スポーツには他では得ることができないものが多くあります。まずは、そうしたことを知ってもらうことによって、スポーツをすることへの関心を喚起してくことが必要です。

〈スポーツを実施しなかった理由（平成 26 年度と平成 28 年度の比較）〉

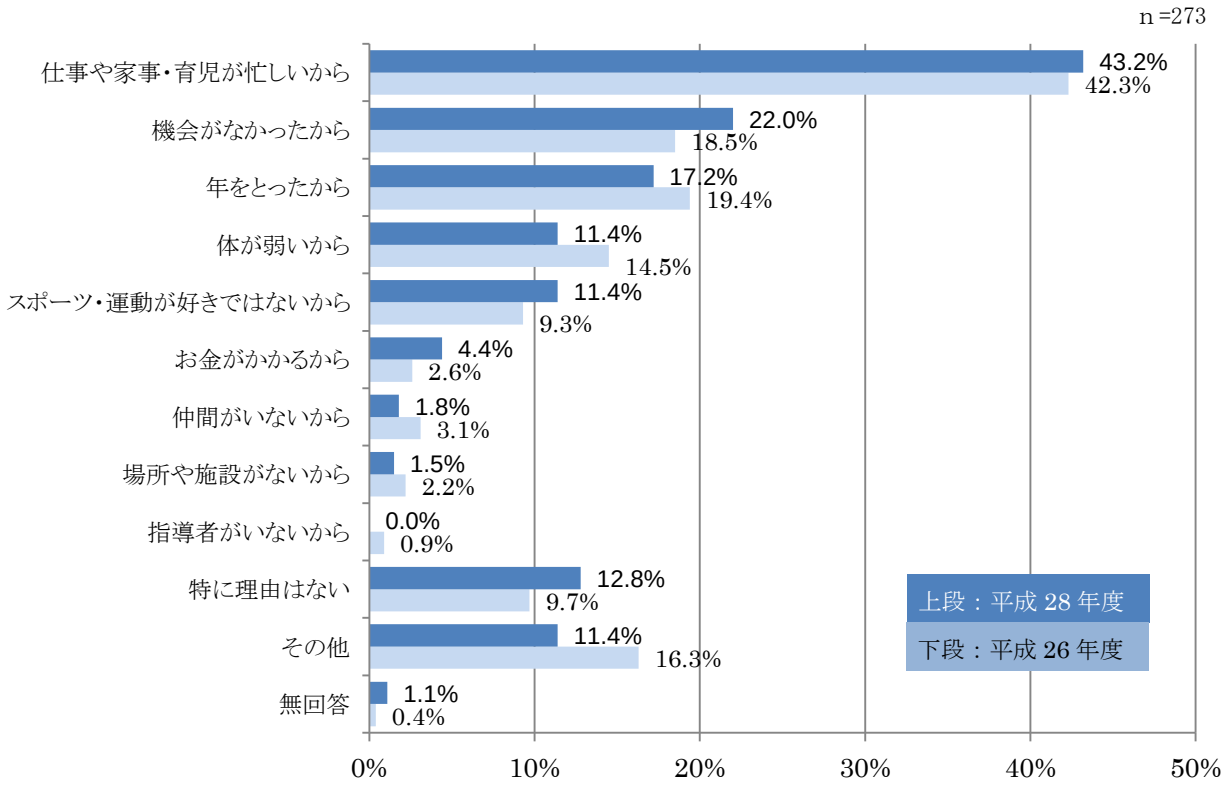

（出典）「都民のスポーツ活動に関する世論調査」（平成 27 年２月、生活文化局）

「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）

【今後の方向性】

- 都民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツの効果や効用等を積極的に発信するとともに、児童・生徒の体力や運動能力を的確に把握するため、体力テストを実施します。

【具体的な取組】

■　都民へのスポーツ情報支援・情報発信

関心喚起　実行促進　継続支援

スポーツＴｏｋｙｏインフォメーションの運営

東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション」やツイッター、フェイスブック等、都民が日頃から接することの多い媒体を通じ、日常生活において実施できる体操やストレッチ、気軽に参加できるスポーツイベント、様々な競技大会の見どころ等を発信し、多くの人々にスポーツへの関心を高めてもらいます。（関連ページ：Ｐ48、65、81、93、111）

スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション

ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビの運営

障害のある人がスポーツを行うきっかけとなることを目的に、都内の障害者スポーツイベント情報や、公共スポーツ施設のバリアフリー情報等を掲載した障害者スポーツ専門ポータルサイト「ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビ」を運営します。（関連ページ：Ｐ65、80、93）

都立スポーツ施設におけるスポーツ情報の発信

都立スポーツ施設への Wi-Fi 環境等の通信環境の導入等の状況を踏まえ、スポーツ観戦者に対しスポーツイベント等の情報を効果的に発信し、スポーツを「みる」ことから「する」ことへ誘導します。（関連ページ：Ｐ124）

■　スポーツが健康に与える効果・効用の普及啓発

関心喚起　実行促進　継続支援

運動・スポーツによる健康増進の行動指針

最新の科学的根拠に基づき、スポーツ活動の種類や頻度、強度、活動量等に応じてどのような効果が得られるのかを分析し、健康維持・健康増進に必要なスポーツ活動量の基準を定め、活用していきます。

健康的な生活習慣に関する普及啓発

日常生活において、負担感なく生活習慣病の予防や生活習慣の改善が行えるよう、健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」等により適切な身体活動・運動等について普及啓発を行うほか、都内のウォーキングマップを集約したポータルサイトの充実を図るなど、都民の生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

また、生活習慣病の予防に向けてスポーツを始めるきっかけになることが期待される特定健康

診査・特定保健指導の実施率向上に努めます。

■　児童・生徒の体力の把握と活用

関心喚起　実行促進　継続支援

東京都統一体力テストの実施

東京都の児童・生徒の体力・運動能力や生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ります。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」を引き続き実施し、その結果を活用していきます。

政策指針２　するスポーツ
スポーツを始める機会の創出

【現状と課題】

東京都においては、平成 19（2007）年から開催されている「東京マラソン」をはじめ、東京の名所などを巡るウオーキングイベント「ＴＯＫＹＯウオーク」、体育の日記念事業である「スポーツ博覧会・東京」、チームでたすきをつなぐランニングイベント「味の素スタジアム６時間耐久リレーマラソン」等のスポーツイベントを開催し、子供から大人まで、性別や国籍を問わず、多くの方々に参加していただいています。

また、都内区市町村においても様々なスポーツ教室等が開催されており、企業等が主催するスポーツイベントも都内で数多く開催されています。特に、いつでもどこでも気軽にできるウオーキングやランニング等のスポーツイベントは、近年の健康ブームとも相まって増加傾向にあります。

しかし、このことは、必ずしもスポーツを始めるきっかけづくりとして十分であるとは言えません。都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によると、スポーツを実施しなかった理由として「機会がなかったから」との回答が 22.0%ありました。

全ての人の事情にあわせて個々にスポーツをしてもらう機会をつくっていくことは困難ですが、都民のニーズに即したスポーツイベントや、都民のライフスタイルに応じて気軽にスポーツができる機会を開催・提供していくことが必要です。

〈東京都が主催・共催する主なスポーツイベント〉

イベント概要		実績（2017 年）		
名称	内容	時期	開催場所	参加人数（人）
東京マラソン	東京の名所などを巡る市民参加型マラソン大会（マラソン/10km）	2 月	＜マラソン＞ 東京都庁～飯田橋～神田～日本橋～浅草雷門～両国～門前仲町～銀座～高輪～日比谷～東京駅前･行幸通り	マラソン 35,378 10 ㎞ 446
TOKYOウオーク	東京の名所などを巡るウオーキング大会	5～11 月	･港･品川エリア ･葛飾･足立エリア ･青梅エリア ･多摩川エリア ･三鷹･武蔵野･杉並エリア	****
チャレスポ！TOKYO	障害者スポーツの体験コーナー、ゲストによるトークショー等	9 月	･東京国際フォーラム	20,070
スポーツ博覧会･東京	スポーツ教室や障害者スポーツの体験コーナー、ゲストによるトークショー等	10 月	･駒沢オリンピック公園総合運動場 ･井の頭恩賜公園西園	241,000
味の素スタジアム 6 時間耐久リレーマラソン	チームでタスキをつなぎながら走る、リレー形式のランニングイベント等	11 月	･東京スタジアム	11,000

【今後の方向性】

- 都民がスポーツを始める機会を創出していくため、スポーツイベントを開催するほか、多様な主体の取組を支援していきます。

【具体的な取組】

■　多様なスポーツイベントの開催

関心喚起　実行促進　継続支援

誰もが参加・体験できるスポーツイベントの開催

都民が気軽に参加、体験できるスポーツイベントを、都民のニーズを踏まえながら年間を通じて開催していきます。また、その取組の中で障害者スポーツやスポーツとして行うレクリエーション活動（以下「スポーツ・レクリエーション」という。）等、多様なスポーツを紹介することで認知度向上を図り、誰もが楽しむことができるスポーツを普及していきます。（関連ページ：P81、86、114）

ウオーキングイベントの開催

島しょを含む都内の名所をめぐるＴＯＫＹＯウオークをはじめ、大腸がん検診普及のためのＴｏｋｙｏ健康ウオーク、水道水源等への理解を深める水源林ふれあいウォークや玉川上水ウォーキングなど様々な切り口で、楽しみながら都内を歩くことのきっかけを創出していきます。（関連ページ：P114）

参加・体験型障害者スポーツイベントの開催

障害のある人にもない人にも障害者スポーツを知ってもらい、理解と共感を深めてもらうとともに、障害者スポーツの楽しさや効用を知ってもらい、スポーツを始めてもらうきっかけを提供するため障害者スポーツイベント「チャレスポ！ＴＯＫＹＯ」を開催していきます。（関連ページ：P80、83）

東京 2020 大会に関連したイベントの開催

（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 大会組織委員会」という。）と連携し、カウントダウンイベントの開催や全国を巡回するフラッグツアー等を通じて、大会気運の醸成を図るとともに、都民のスポーツへの関心を高めていきます。

ラグビーワールドカップ 2019™に関連したイベントの開催

（公財）ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会や他の開催都市と連携し、カウントダウンイベントやラグビーファンゾーン等の開催を通じて、大会気運の醸成を図るとともに、都民のスポーツへの関心を高めていきます。

東京 2020 参画プログラムの活用

区市町村が実施するスポーツイベント等の開催にあたっては、東京 2020 大会に向けた気運醸成を図るために、東京 2020 大会組織委員会が実施している「東京 2020 参画プログラム」の積極的な活用を図り、大会との相乗効果により都民のスポーツへの関心を高めます。

■　区市町村が実施するスポーツイベント等への支援

関心喚起　**実行促進**　継続支援

東京 2020 大会の成功に向けた区市町村支援事業

東京 2020 大会の成功に向け、都内全域で気運醸成を図るとともに、大会を契機とした様々な事業を大会後のレガシーとして地域に根付かせるため、区市町村が東京 2020 大会の気運醸成のために主体的に実施するスポーツ振興や地域の活性化につながる事業に対して助成を行います。（関連ページ：Ｐ83）

スポーツイベントの情報発信

東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション」や「ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビ」の運営を通じて、東京都が主催するスポーツイベントだけでなく、区市町村が実施するスポーツイベントについても広く情報を発信していきます。（関連ページ：Ｐ44、65、80、81、93、111）

政策指針３　するスポーツ
スポーツを身近でできる場の確保

【現状と課題】

東京都には、東京体育館や東京スタジアムをはじめとした都立大規模スポーツ施設が、平成 30（2018）年４月時点で 10 か所あります。これらの施設は、障害のある人専用のスポーツ施設である２か所の障害者スポーツセンターを除き、主に大規模スポーツ大会等の会場として活用されるとともに、都民のスポーツ振興に向けた各種事業が行われています。都立スポーツ施設の稼働率は大変高く、施設利用にあたっては抽選となることも少なくありません。

東京都では、東京 2020 大会の競技会場として、都内６か所に新たなスポーツ施設を整備していますが、それを加えたとしても、施設を利用したいという全てのニーズに応えていくことには限界があります。都民が身近な場所でスポーツを実施できる場を確保していくためには、都立スポーツ施設を適切に管理運営し、可能な限り利用促進を図るとともに、区市町村のスポーツ施設についても有効活用が図られるよう、区市町村と連携していく必要があります。加えて企業や学校等が所有しているスポーツ施設を有効活用していくことも必要です。

〈主な都立スポーツ施設の稼働率（団体利用のみ）（平成 27 年度実績）〉

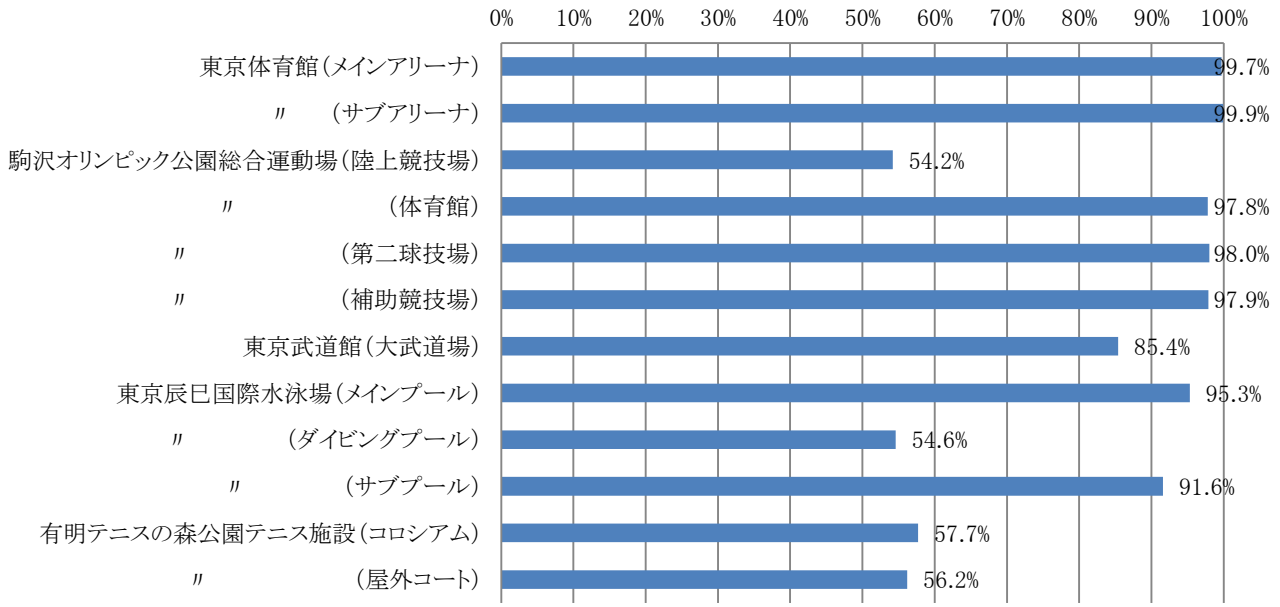

【今後の方向性】

- 都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存の都立スポーツ施設や東京 2020 大会の競技会場を適切に管理運営するとともに、区市町村のスポーツ施設整備を支援していきます。
- 新たなスポーツ活動の場を確保していくため、既存のスポーツ資源の有効活用について検討を進めます。

【具体的な取組】

■　都立スポーツ施設の管理運営

関心喚起　実行促進　継続支援

既存の都立スポーツ施設の管理運営

既存の都立スポーツ施設について、指定管理者制度による民間事業者の活用等により、利用者の満足度を高めるサービスを提供していきます。（関連ページ：Ｐ83、109、124）

〈主な都立スポーツ施設〉

施設名	開館年月日	所在地
東京体育館	昭和 31 年 8 月 15 日	渋谷区千駄ヶ谷一丁目 17 番 1 号
駒沢オリンピック公園総合運動場	昭和 39 年 12 月 1 日	世田谷区駒沢公園 1 番 1 号
東京武道館	平成 2 年 2 月 10 日	足立区綾瀬三丁目 20 番 1 号
東京辰巳国際水泳場	平成 5 年 8 月 18 日	江東区辰巳二丁目 8 番 10 号
有明テニスの森公園テニス施設	昭和 58 年 5 月 14 日	江東区有明二丁目 2 番 22 号
若洲海浜公園ヨット訓練所	平成 3 年 7 月 6 日	江東区若洲三丁目 1 番 1 号
東京都障害者総合スポーツセンター	昭和 61 年 5 月 10 日	北区十条台一丁目 2 番 2 号
東京都多摩障害者スポーツセンター	昭和 59 年 5 月 24 日	国立市富士見台二丁目 1 番 1 号
東京スタジアム	平成 13 年 3 月 10 日	調布市西町 376 番地 3
武蔵野の森総合スポーツプラザ	平成 29 年 11 月 25 日	調布市飛田給一丁目 1 番 41 号

都立スポーツ施設の大規模改修

既存の都立スポーツ施設について、老朽化への対応、バリアフリー化や利用者の利便性の向上等を図るため、計画的に改築・改修を進めます。（関連ページ：Ｐ83、95、108）

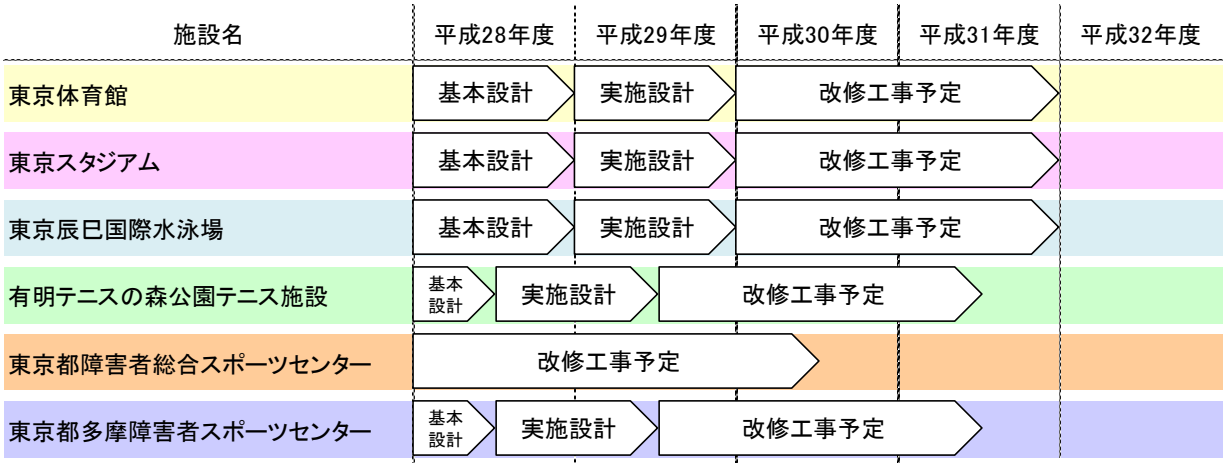

新規恒久施設の利活用

東京 2020 大会の競技会場として東京都が新たに整備するスポーツ施設（以下「新規恒久施設」という。）については、アスリートファーストの理念の下、バリアフリー化にも配慮し、最高の競技環境を実現するとともに、観客にとっても快適に観戦できる施設としていきます。また、大会後も多くの都民に利用され、親しまれる施設となるよう、民間事業者の活用など様々な手法を検討しながら、大会後の有効活用に向けて取り組んでいきます。（関連ページ：Ｐ107、109）

オリンピックアクアティクスセンター（イメージ）

有明アリーナ（イメージ）

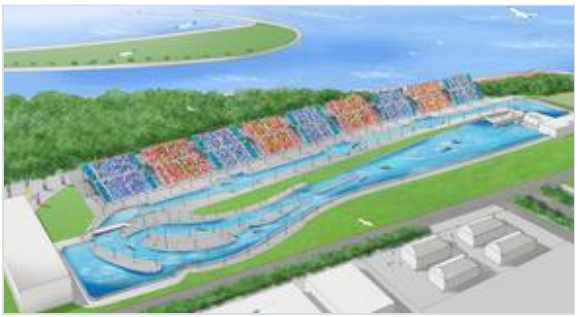

カヌースラローム会場（イメージ）

海の森水上競技場（イメージ）

アクセシビリティ・ワークショップの開催

東京 2020 大会の会場のうち都立恒設競技施設の整備にあたっては、障害の有無に関わらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの確保に向けて、設計段階で、障害のある方や学識経験者等から意見を聴取するアクセシビリティ・ワークショップを設置し、聴取した意見や要望は、可能な限り、実施設計に反映させていきます。（関連ページ：Ｐ95）

東京スタジアム内室内施設の有効活用

東京都多摩障害者スポーツセンターの大規模改修工事に伴う休館の代替施設とするため、東京スタジアム内のオリンピック・パラリンピック準備局が所管する室内施設を活用します。東京都多摩障害者スポーツセンターの工事終了後の活用方法については、今後検討を進めていきます。

東京辰巳国際水泳場の後利用

東京辰巳国際水泳場については、近接地にオリンピックアクアティクスセンターが整備されることを踏まえ、オリンピックアクアティクスセンターとは異なる機能を有するスポーツ施設として検討していきます。

■ 身近な場所でのスポーツ環境の整備

関心喚起 | 実行促進 | 継続支援

区市町村スポーツ施設整備費補助

平成 32（2020）年に向け、スポーツ環境の充実・拡大を図るため、区市町村の行う下記のスポーツ施設整備の取組について支援を行います。

① スポーツをする面積の拡大を伴う区市町村の体育施設の新築・改築・改修等

② スポーツをする時間等の拡大を伴う区市町村の体育施設の新築・改築・改修等

③　誰もが利用しやすい環境を整備する区市町村の体育施設のバリアフリー工事
④　区市町村立公園への運動器具整備（モデル事業）
⑤　東京 2020 大会の事前キャンプ誘致・受入対応のための区市町村の体育施設の新築・改築・改修等
⑥　東京 2020 大会練習会場のための区市町村の体育施設の新築・改築・改修等
⑦　ラグビーワールドカップ 2019™ 事前チームキャンプ地・公認チームキャンプ地のための区市町村の体育施設の新築・改築・改修等

（関連ページ：Ｐ84、91、95）

- **都立学校体育施設開放事業**

学校教育活動に支障のない範囲で、都立学校の体育施設を広く開放し、都民のスポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進していきます。

- **地域開拓推進事業**

（公社）東京都障害者スポーツ協会が、区市町村等に対し、障害者スポーツ事業への取組状況に応じた相談・実施の支援、障がい者スポーツ指導員等の派遣及びスポーツ用具の貸与を行うことで、その取組が継続・充実・定着するよう支援します。（関連ページ：Ｐ83）

- **都立学校活用促進モデル事業**

都立特別支援学校の体育施設等を障害のある人や障害者スポーツ競技団体等が身近な地域でスポーツ活動ができるよう、学校教育活動に支障のない範囲で平日夜間・土日祝日の時間帯について活用を促進していきます。また、都立特別支援学校を障害者スポーツの拠点の一つと位置付け、児童・生徒・地域住民等、障害の有無によらず参加できるスポーツやレクリエーションの体験教室を開催し、継続的なスポーツ活動のきっかけづくりをしていきます。（関連ページ：Ｐ84）

- **障害者のスポーツ施設利用促進マニュアルの活用**

障害のある人が身近な地域のスポーツ施設などをより安全で快適に利用してもらえるよう、スポーツ施設を利用する際に配慮すべきポイントや各施設で実際に行われている工夫についてもまとめたマニュアルを配布及び活用し、障害のある人のみならず、誰もが安全に利用できる施設運営を推進します。（関連ページ：Ｐ84）

- **ウオーキング・サイクリング環境の整備**

河川沿いの通路、隅田川テラスで、ウオーキング等への利用を促進する取組を進めるとともに、海上公園内にサイクリング道路を整備し、仕事帰りや休日にスポーツを楽しむことができる環境を整備していきます。

政策指針 4　するスポーツ
成長段階にある児童・生徒の体力向上

【現状と課題】

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深く関わっています。そして、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で極めて重要なものです。

生涯にわたって健康でいきいきと生活していくためには、乳幼児期から青年期に至るまでの間に、基礎体力を十分に高めていくことが特に重要となります。しかし、社会が便利になるにつれ、人々の生活様式にも変化が生じ、大人だけでなく子供の体力も長期にわたり低下傾向にありました。

小学生や中学生・高校生に対しては、一日の多くを過ごす学校を中心に、地域や関係団体と連携を図りながら、体力の向上を図っていくことが重要となります。そこで、東京都教育委員会では、平成 22（2010）年度から「総合的な子供の基礎体力向上方策」を展開してきました。各学校の取組が功を奏し、東京都の児童・生徒の体力は全体的に向上傾向を示すようになっています。

その一方で、スポーツが嫌いと思う児童・生徒は少なからず存在しており、学年が上がるにつれてその割合は増加しています。また、中学生では運動する子供としない子供の二極化が見られるという報告もあります (*)。

今後は、子供の体力向上に向けた取組を一層推進していくとともに、スポーツ好きの子供を増やし、自発的にスポーツを実施するような取組を推進していくことも必要です。

〈スポーツが好き又は嫌いな児童・生徒の状況〉

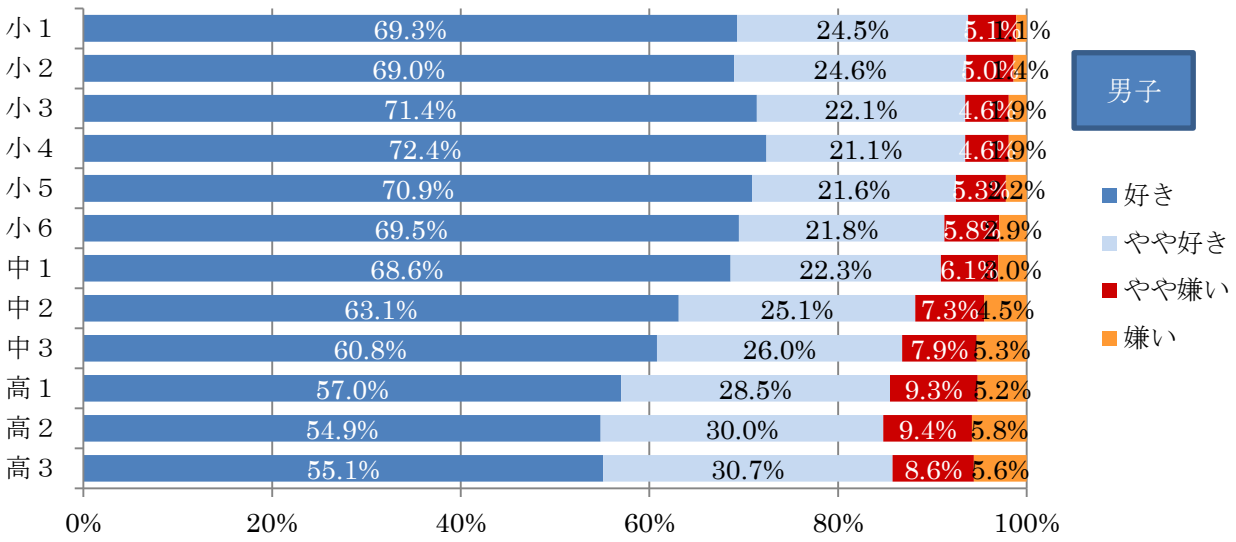

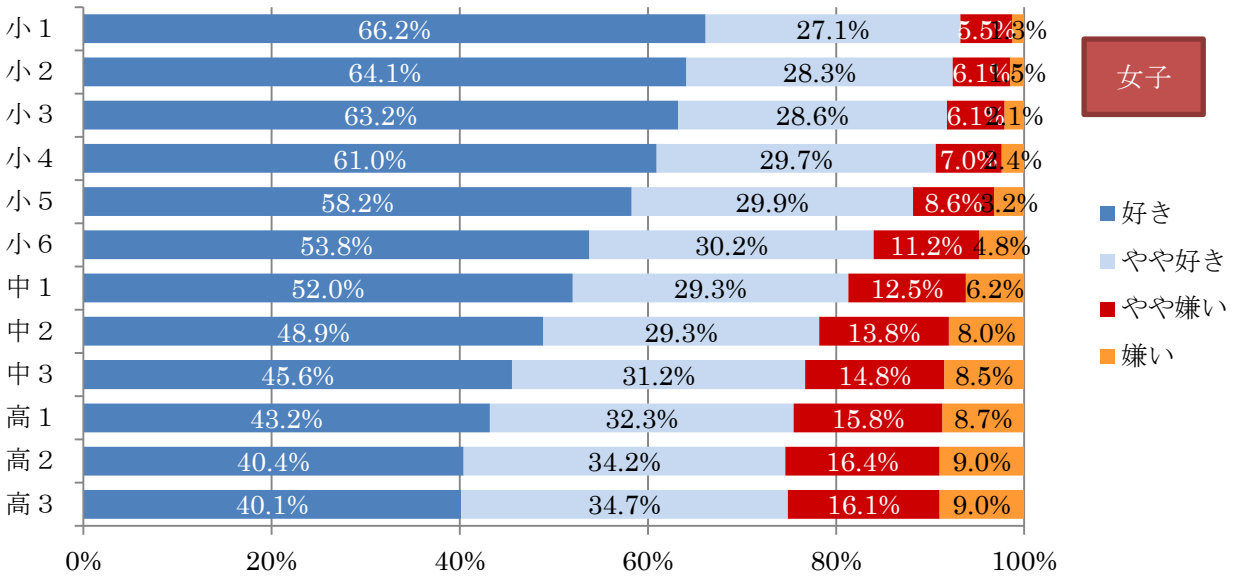

（出典）アクティブプラン to 2020（平成 28 年１月、東京都教育委員会）

【今後の方向性】

- 児童・生徒の運動量が十分に確保されるよう、様々な取組を進めるとともに、運動が苦手だったり、好きでない児童・生徒に対する優れた実践等を広く普及していきます。
- 運動部活動を振興していくため、顧問教諭の指導力強化や外部の指導員等を活用した取組を進めます。

【具体的な取組】

■　学校における運動量の十分な確保と優れた実践の普及

関心喚起　実行促進　継続支援

児童・生徒の運動時間の十分な確保

児童・生徒の体力向上のため、体育授業における運動時間の確保をはじめ、運動部活動への積極的な参加や休み時間等を活用した身体活動量の維持・増強を図ります。

コオーディネーショントレーニングの普及

運動生理学や脳科学の研究から考案され、児童・生徒の体力向上を図ることが期待できるコオーディネーショントレーニングに取り組む地域拠点校を定め、実践するとともに、その内容を地域に発信していきます。

小学校における健康教育の推進「アクティブライフ研究実践校」の指定

健康教育を中心とした体力向上・健康づくりを学校・家庭・地域を挙げて推進していくため、基本的生活習慣の定着・改善に向けた取組や、栄養・運動・休養の健康三原則に係る保健指導などの具体的取組を公立小学校 20 校において実践研究します。また、実践報告会や研究報告書の作成・配布等により、優れた取組や成果を発信することを通して、全ての公立小学校の健康教育の充実を図ります。

- **中学校における「アクティブスクール」の展開**

  全ての公立中学校を「アクティブスクール」として位置付け、自校の目標や目標値、取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの５年間を実施期間として、体力向上に向けた取組を充実させていきます。

- **中学校における体力向上のモデル校「スーパーアクティブスクール」の指定**

  中学生の体力向上をリードする公立中学校 62 校を指定し、体力を向上させるための指導法の工夫や運動部活動加入の推進、複数運動部活動への参加によるバランスのとれた体力向上の取組等を推進します。また、運動が苦手だったり、好きでない生徒を対象とした活動や部活動に所属していない生徒等を対象とした体育活動等についても、具体的な取組を考案し、積極的に進めていきます。

- **中学生「東京駅伝」大会の実施**

  平成 21（2009）年度から開催している中学生「東京駅伝」大会が、より一層中学校全体の体力向上ムーブメントの原動力となるように、また、中学生が自らの身体に興味・関心を持ち、積極的にスポーツの習慣づくりに取り組むことができるように、改めてその重要性について認識を深め、東京都の中学校全体の体力向上の象徴的な取組として展開していきます。

- **都立特別支援学校におけるスポーツ教育推進**

  東京 2020 大会の開催に向け、都立特別支援学校を「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」に指定し、障害者スポーツの振興を図ります。（関連ページ：Ｐ83）

- **学校体育実技指導者講習会の開催**

  独立行政法人教員研修センターが主催する「体力向上指導者養成研修」を活用するなど、スポーツが苦手な児童・生徒や嫌いな児童・生徒に対する指導の工夫や、運動の実施時間が少ない児童・生徒に対する取組など、教員の指導力の向上を図り、体育授業等の充実に努めていきます。

- **武道・ダンスの技術力、指導力の向上**

  保健体育科教諭の「武道」「ダンス」の技術力や指導力の向上を図るため、指導者講習会等を計画的に実施します。

- **校庭等の芝生化の推進**

  子供の運動量や屋外で活発に過ごす時間の増加が期待される校庭等の芝生化を推進するため、公立小中学校、都立学校及び私立学校等において、校庭等の芝生化に取り組む場合、一定の要件の下、補助金を交付します。なお、公立小中学校に対しては、校庭の一角に芝生を敷き、芝生の楽しさを実体験できる機会を提供します。（関連ページ：Ｐ86）

■　運動部活動の振興

関心喚起　実行促進　継続支援

- **スポーツ特別強化校の指定**

  都立高校が全国大会や関東大会への出場や都大会での上位進出を目指して指定した「スポーツ特別強化校」の取組を更に充実させ、競技力向上を一層推進します。

- **高校生元気アップスポーツ交流事業**

  東京都と地方都市との高校生が、スポーツ等を通して交流することにより、2020 年のオリンピック競技大会への気運を互いに高め合うとともに、都立高校生が地方都市の地場産業、伝統芸

能・文化、地域貢献等を体験することにより、我が国の将来を担うための資質・能力を図ること等を目指して、スポーツ交流による地方創生を推進します。

- **部活動指導の民間委託事業の実施**

  民間事業者を活用した専門的指導者の学校派遣を試行的に実施し、運動部活動の技術指導の充実と顧問教諭の業務縮減を図ります。

- **運動部活動指導者の技術力、指導力の向上**

  公立中学校・高等学校の教員を対象に実技講習会を実施し、顧問教諭の役割や望ましい指導法についての正しい理解、及び技術指導力の向上を図ります。また、運動部活動中の事故に対する基礎的な知識や対応策等に身に付けさせ、運動部活動指導者としての資質向上を図ります。

- **体育連盟と連携した運動部活動指導者の育成**

  東京都中学校体育連盟及び東京都高等学校体育連盟との連携により、顧問教諭や外部指導員の指導力向上をねらいとした講習会を開催します。

- **都立特別支援学校における部活動振興**

  都立特別支援学校中学部・高等部の課外活動へ、専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入します。（関連ページ：Ｐ83）

(*) 「平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」（平成 27 年 12 月、スポーツ庁）より引用

政策指針５　するスポーツ
競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進

【現状と課題】

スポーツにおいて競技技術を向上させたり、記録を伸ばしていくことは、単に競争相手に勝利するという結果をもたらすだけではありません。その過程において、他者の教えを受け、自ら創意工夫するほか、多くの練習や様々な努力が行われます。こうしたことは、人を大きく成長させ、貴重な経験・記憶として残ります。更に、自分が上達・成長していくことを実感することは、喜びや楽しみとなり、スポーツを継続するモチベーションになります。

東京都では、昭和 45（1970）年から実施している国体候補選手強化事業をはじめ、ジュニア選手の発掘・育成や競技団体等を通じた競技力向上にも取り組み、その成果は国民体育大会における上位の成績として表れています。また、近年はオリンピック・パラリンピックを目指す選手の発掘・育成・強化にも取り組んでいます。地域の選手が様々な大会で活躍する姿は、みる人の感動や興奮を喚起し、スポーツを始めるきっかけや、継続する目標にもなります。引き続き競技力向上の取組を推進し、スポーツを実施する人のすそ野を拡大していくことにつなげることが必要です。

〈国民体育大会における東京都選手団の成績推移〉

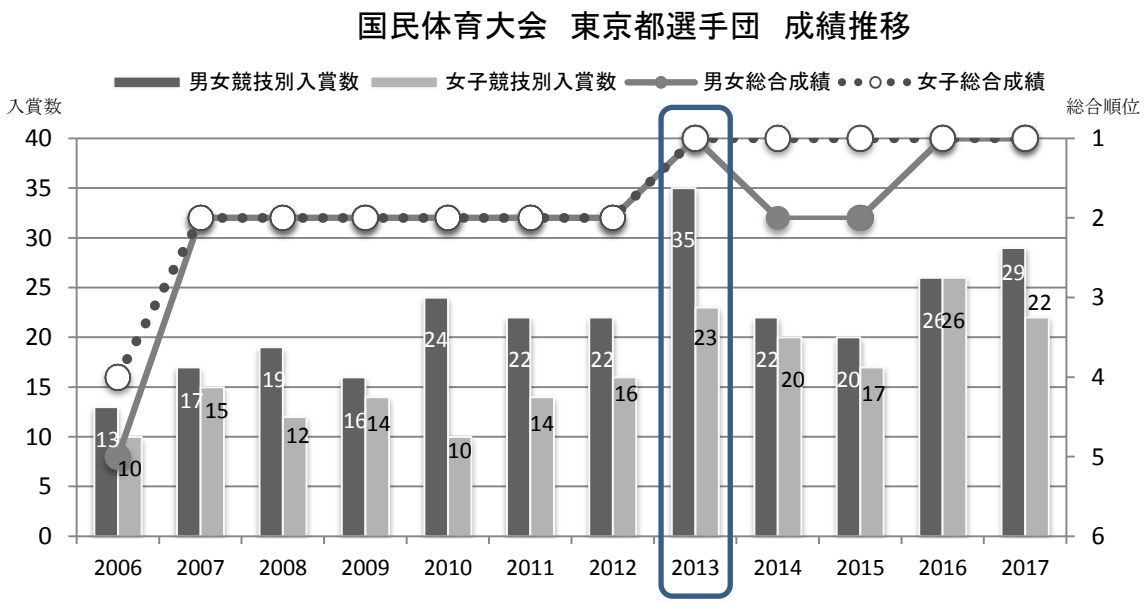

↑スポーツ祭東京 2013（第 68 回国民体育大会）開催

【今後の方向性】

- 将来有望な選手を発掘・育成・強化するとともに、東京 2020 年大会をはじめとした競技会等で十分な活躍ができるよう、強化練習会の実施などをサポートしていきます。
- 選手が、日頃から取り組んできた練習等の成果を披露し、スポーツに取り組むモチベーションを高めるため、都大会の開催など機会の確保を図ります。

【具体的な取組】

■　才能ある選手の発掘

関心喚起　実行促進　継続支援

- **ジュニア育成地域推進事業**

  将来オリンピックをはじめとした国際舞台での活躍を目指す若年層の選手（以下「ジュニア選手」という。）のすそ野を広げ、競技力の底上げを図るため、地域における小・中・高校生等を対象とし、スポーツ教室、大会、強化練習等を実施します。（関連ページ：Ｐ86）

- **ジュニア特別強化事業**

  有望なジュニア選手に対して、各競技団体が主体となって強化練習会や対外試合、強化合宿等を実施し、競技力向上が図れるよう支援を行います。

- **トップアスリート発掘・育成事業**

  優れた運動能力を有する中学２年生を募集・選考し、育成プログラムを経て７つの競技（ボート・ボクシング・レスリング・ウエイトリフティング・自転車・カヌー・アーチェリー）のうちから適性のある競技でトップアスリートとして活躍できるよう支援します。（関連ページ：Ｐ121）

- **パラリンピック選手発掘プログラム**

  パラリンピック等の国際舞台で活躍する東京ゆかりの選手を輩出するため、体験プログラムや実践プログラムを実施し、アスリート候補者の発掘を行います。（関連ページ：Ｐ121）

■　東京育ちのアスリートの競技力強化

関心喚起　実行促進　継続支援

- **東京アスリート認定制度**

  オリンピック・パラリンピック等を目指す東京の選手を、東京都の強化選手として認定し、ウェブサイト等で認定選手の競技活動等を紹介することで、都民が地元選手を応援する気運を盛り上げていきます。（関連ページ：Ｐ121）

- **日本代表選考会出場選手強化事業**

  「東京アスリート認定制度」における認定選手を中心に、強化合宿への参加経費や海外で競技経験を積むための渡航費などに対する支援を行います。（関連ページ：Ｐ121）

- **国体候補選手強化事業・国体選手健康調査チェック等事業**

  国民体育大会の東京都代表候補選手に対する強化練習等の支援を行うとともに、国民体育大会出場候補選手の健康調査を実施します。

- **グローバル指導者育成事業**

  トップアスリートの育成実績がある国際的な指導者を、都競技団体が実施する強化練習等に招へいし、指導者の能力開発を図ります。（関連ページ：Ｐ121）

- **国民体育大会への選手・役員の派遣等**

  国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国

民の生活を明るくしようとするものです。

国民体育大会へ選手・役員を派遣するとともに、本大会の予選として、東京都予選会を開催するとともに、関東ブロック大会を各都県持ち回りで開催します。

- **東京都障害者スポーツ大会の開催**

  障害者スポーツを通じて、自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、障害のある人に対する都民の理解の増進を図り、もって障害のある人の自立の促進とスポーツ振興に寄与することを目的に東京都障害者スポーツ大会を開催します。また、本大会は全国障害者スポーツ大会の派遣選手選考会を兼ねます。

- **全国障害者スポーツ大会開催競技の強化練習会**

  全国障害者スポーツ大会における東京都選手の活躍のため、強化練習会を開催し、選手の競技力を強化します。

- **全国障害者スポーツ大会への選手・役員の派遣等**

  障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加促進に寄与することを目的に開催されている全国障害者スポーツ大会に、選手・役員を派遣します。

- **障害者スポーツ団体の活動支援**

  東京における障害者スポーツ競技団体の体制整備と選手の競技力向上を目的として、団体が実施する練習会や強化合宿などに対する補助を行います。

- **障害者スポーツ選手育成事業**

  今後短期間での成長が見込まれる選手を対象に、共通プログラムや競技別プログラムを実施し、競技団体の強化活動へ速やかにつながるよう育成を行います。（関連ページ：Ｐ121）

- **東京ゆかりパラリンピック出場候補者強化事業**

  「東京アスリート認定制度」で認定された選手に対して、競技活動の費用負担軽減のための支援を行います。（関連ページ：Ｐ121）

■　アスリートの競技力強化のサポート

関心喚起 | 実行促進 | **継続支援**

- **テクニカルサポート事業**

  大学との連携による選手へのスポーツ医・科学に基づいたサポート事業を実施し、当該データの測定をもとに、選手へのフィードバックや助言を行います。

  また、スポーツドクター等の人材データを集積し、要望に応じて情報提供するとともに強化練習会等に派遣して選手のパフォーマンス向上を図ります。

  更に、指導者が自身の経験や熱意だけでなく、スポーツ医・科学に立脚した客観的データを用いたコーチングができるよう、指導者の資質向上のための指導者講習会等を実施します。（関連ページ：Ｐ122）

- **アスリート・キャリアサポート事業**

  選手が生活基盤を確立し競技活動に専念できるよう、（公財）日本オリンピック委員会と連携し、アスリートの就職支援を実施します。アスリートや指導者等に対しては、就職への意識の醸

成を図るとともに、就職活動に役立つ情報提供を実施し、企業に対しては、アスリートの雇用を促進するための説明会等を実施します。

政策指針 6　みるスポーツ
スポーツをみることの魅力発信

【現状と課題】

アスリートが鍛錬の成果を発揮し、高いレベルで競い合う姿は、多くの人々に感動を与えます。また、応援しているチームや選手の活躍をみることで満足感・充足感を得られることもあります。更に、スポーツ観戦を通じてトップアスリートに対する尊敬や憧れを抱き、自らスポーツに親しむきっかけになることも期待できます。このようにスポーツはみることを通じても、人々に様々な効果・効用を与えています。

実際に、スポーツを観戦するだけで健康を促進させることができる可能性があるという研究結果も報告されています。国際ジャーナル「フロンティアズ・イン・オートノミック・ニューロサイエンス」に掲載された論文によれば、「他人が運動しているのをみるだけで、自分が運動しているかのように、筋交感神経活動が活発になり、心拍数、呼吸数、皮膚血流量が増加する」ことが示されています(*)。

現在は、地上波のテレビ中継だけでなく、衛星放送やインターネット配信等の様々な媒体で競技大会の放送が行われ、いつでも、どこでもスポーツ観戦をすることができます。都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によると、この１年間にテレビ・ラジオ、インターネット配信等でスポーツを観戦したと回答した都民の割合は、92.3%に上っています。

観戦したスポーツについては、野球、テニス、サッカー（フットサルを含む）を 60%以上の都民が観戦したと回答しており、水泳競技や卓球といった第 31 回オリンピック競技大会（2016／リオデジャネイロ）及びリオ 2016 パラリンピック競技大会で日本人が活躍した競技についても 50%を超える都民が観戦しています。しかし、平成 31（2019）年に日本でワールドカップが開催されるラグビーについては 30.9%の都民しか観戦しておらず、オリンピック・パラリンピックの競技であっても観戦した人の割合が高くないものが多くあります。そのような競技については、試合を観戦する以前に、競技そのものに興味・関心がなく、また興味・関心を持とうにも、そのきっかけすらないのだと思われます。都民に様々な競技を観て楽しんでもらうためには、こうした馴染みのない競技についても、その見どころやルールを分かりやすく発信し、興味・関心を喚起していくことが必要です。

〈この１年間にテレビ・ラジオ、インターネット配信等で観戦したスポーツ（平成 28 年度）〉

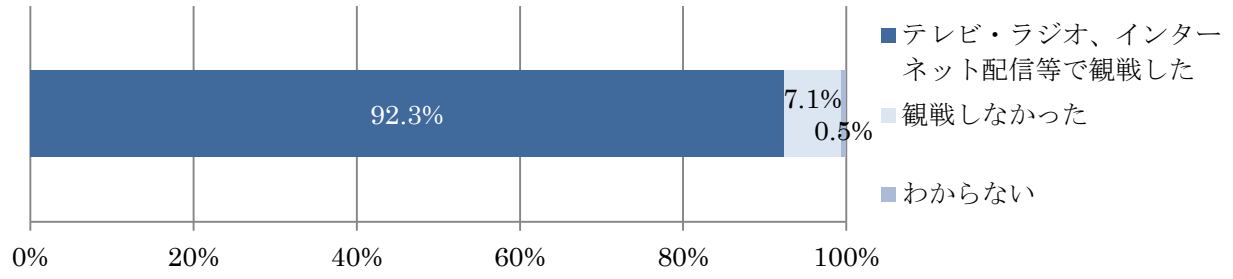

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）

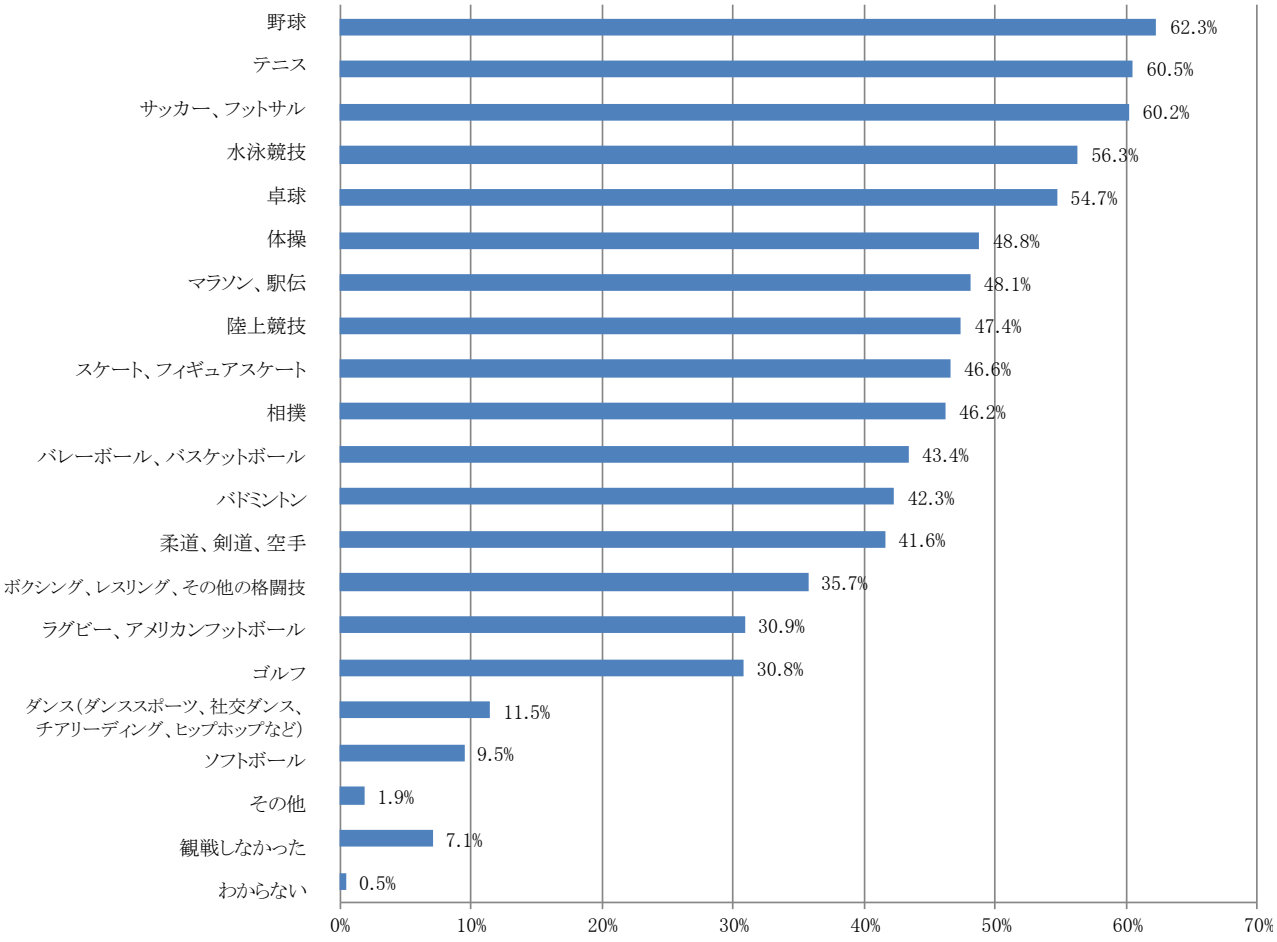

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）

【今後の方向性】

- 都民に様々なスポーツを観戦してもらうため、競技の見どころやルールを紹介する等、多様な手法によりスポーツをみることの魅力を発信していきます。

【具体的な取組】

■　様々な競技の紹介

関心喚起　実行促進　継続支援

オリンピック・パラリンピック競技の紹介

東京 2020 大会の開催を見据え、一人でも多くの方が関心を持って競技会場に足を運んでいただけるよう、オリンピック・パラリンピック準備局のウェブサイトにおいて競技の内容やルールを図解等により分かりやすく発信していきます。

障害者スポーツの普及啓発ツール等を活用したＰＲ

障害者スポーツの魅力を伝えるために制作した映像やパラリンピック競技等の紹介動画といった情報ツールを活用し、積極的なＰＲ活動を展開していきます。（関連ページ：Ｐ80、93）

- **「ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ」を活用した魅力発信**

  東京 2020 大会に向け、それ以降も障害者スポーツが継続して社会に根付く土壌を作るため、障害者スポーツを応援する人を増やすプロジェクト「ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ」を展開し、大会情報の発信や、メンバーが参加できる障害者スポーツに関連したイベントを行うなど、テレビを含む多様なメディアも活用し、都民の障害者スポーツ観戦を促すための総合的な普及啓発事業を実施します。（関連ページ：Ｐ65、93、119）

- **ラグビーワールドカップ 2019™ を見据えたラグビーの魅力発信**

  ラグビーワールドカップ 2019™ の開催を見据え、子供たちにラグビーの面白さを感じてもらうために作成したラグビー絵本や、ラグビーのルール紹介動画を活用し、ラグビーの楽しさや魅力を発信します。また、ウェブサイトやＳＮＳ等を活用し都内で開催されるラグビーイベント等を積極的に発信していきます。（関連ページ：Ｐ119）

(*) 「Increases in muscle sympathetic nerve activity, heart rate, respiration, and skin blood flow during passive viewing of exercise」（2013 年、Rachael Brown,Ursula Kemp and Vaughan Macefield）より引用

政策指針 7　みるスポーツ
スポーツをみる機会の創出

【現状と課題】

都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によると、この１年間にテレビ・ラジオ、インターネット配信等で観戦した都民の割合は 92.3%に上りますが、スタジアムや体育館・沿道などで実際にスポーツを観戦したことがある都民は、39.3%に過ぎません。スポーツを実際に観戦すると、テレビやラジオ等からは感じることができない迫力と熱気があり、感動や興奮は一層高まります。そしてその体験には、人生に変化をもたらす可能性が秘められています。

同調査を分析したところ、スポーツ観戦の頻度とスポーツ実施頻度には、正の相関関係があることが分かりました。スポーツを月に１回以上観戦している人のスポーツ実施率は 61.8%で、月に１回未満の人のスポーツ実施率 41.4%を大きく上回っています。スポーツが好きな人はスポーツを観戦することも実施することも多いと考えられますが、スポーツを観戦して自分もやってみようと思うことは少なくないはずです。

プロスポーツの拠点や大規模なスポーツ大会に対応可能なスポーツ施設が集積する東京では、年間を通じて様々な試合や大会が開催されています。また、今後、世界のトップアスリートが集うラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 大会も開催されます。

スポーツ実施率向上に向けては、スポーツが好きな人はもとより、スポーツにあまり興味がない人に対しても、様々な方法でスポーツをみてもらうきっかけをつくっていくことが重要です。

〈スポーツ観戦頻度別のスポーツ実施率（平成 28 年度）〉

性別	年齢層	スポーツ実施率	スポーツ観戦頻度（会場で観戦、テレビ等で観戦を問わず）別のスポーツ実施率							
			週3日以上	週に2日	週に1日	月に1～3日	3ヶ月に1～2日	年に1～3日	観ていない	不明
全体		56.3%	68.6%	67.8%	57.4%	53.9%	41.2%	44.9%	37.4%	42.9%
男性	18～39歳 (n=217)	47.5%	62.1%	53.8%	62.9%	45.3%	38.1%	29.4%	26.1%	46.2%
	40～59歳 (n=343)	51.0%	62.8%	64.4%	54.4%	54.9%	40.0%	53.3%	37.8%	42.9%
	60歳以上 (n=308)	64.0%	73.8%	74.8%	61.1%	58.8%	51.5%	56.5%	51.3%	51.5%
女性	18～39歳 (n=220)	42.3%	61.5%	61.1%	50.0%	50.0%	34.5%	33.3%	25.0%	23.5%
	40～59歳 (n=380)	58.4%	67.2%	62.7%	62.5%	59.6%	42.9%	60.0%	38.5%	57.1%
	60歳以上 (n=352)	66.8%	79.8%	71.7%	58.1%	60.3%	71.4%	72.7%	48.3%	63.2%

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）を基に作成

【今後の方向性】

- 都民がスポーツをみる機会を創出していくため、スポーツイベントの情報発信や観戦招待等を実施していきます。

【具体的な取組】

■　スポーツをみる機会の創出

関心喚起　実行促進　継続支援

スポーツイベントの情報発信

東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション」や障害者スポーツ専門ポータルサイト「ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビ」等を通じて都内で開催される観戦可能な様々なスポーツイベントの情報を提供していきます。（関連ページ：Ｐ44、48、80、81、93、111）

オリンピック・パラリンピック競技のデモンストレーション

大勢の人が集まる場所で、アスリートによるオリンピック・パラリンピック競技のデモンストレーションを実施し、競技や大会への理解を深めるとともに、競技を実際にみることによる興奮を体感してもらいます。（関連ページ：Ｐ119）

パブリックビューイングの実施

ラグビー日本代表のテストマッチ等に合わせ、都内区市町村と連携するなど、ラグビーの普及・振興、ラグビーワールドカップ 2019™のプロモーションのため、パブリックビューイングを行います。（関連ページ：Ｐ119）

スポーツ大会への都民招待

東京都が共催又は後援する大規模スポーツ大会について、主催者と連携を図りながら大会観戦に都民招待を行うことにより、スポーツを実際にみる機会を創出していきます。（関連ページ：Ｐ119）

「ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ」を活用した観戦促進

東京 2020 パラリンピック競技大会を満員の観客で盛り上げるため、観戦者が障害者スポーツの魅力を実感し、リピーターとなるよう、都内の大会等への招待と、効果的な盛り上げを展開します。（関連ページ：Ｐ63、93、119）

政策指針 8　支えるスポーツ
スポーツを支える人材の育成

【現状と課題】

スポーツには「する」「みる」だけでなく、「支える」という方法でも参加することができます。そして、スポーツを支える活動は、スポーツ都市東京を実現するために不可欠なものです。大規模なスポーツイベントには、大勢のスタッフやスポーツボランティアが運営等を行っており、参加選手が最高のパフォーマンスを行うためには、監督やコーチ等による指導・助言が欠かせません。東京マラソンでは、毎年約１万人のボランティアが大会の準備や運営にあたっており、東京マラソンの魅力の一つとして定着しています。こうしたスポーツを支える活動は、選手と同じように感動や興奮を得ることができるとともに、選手や他の支える人と強固な関係を築くことができ、何よりも選手の勝利や大会の成功に導いたという誇りを感じられるものです。

スポーツを支える活動には様々なものがあります。(1)スポーツ指導者（コーチ、監督、インストラクター等）として選手の育成や参加者の指導等を行う、(2)審判員として競技の進行や判定を行う、(3)地域のスポーツクラブやスポーツ教室の運営等を行う、(4)保護者として子供たちのスポーツ活動の見守りや送迎等を行う、(5)スポーツボランティアとしてスポーツイベントの運営等を行う、(6)募金やチャリティを通じてスポーツ活動を支える、(7)サポーターとして選手やチームを応援する。これらは全てスポーツを支えるものになります。

しかし、都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によれば、１年間に関わったスポーツを支える活動（上記(1)～(6)を対象）を実施した都民は、13.1%に止まっています。平成 24（2012）年度に実施した調査結果の 11.0%からは増加していますが、スポーツを「する」、「みる」活動に比べると大変少ない水準となっています。

スポーツを支える活動には、競技ルールや専門的知識、体力や身体能力があまりなくてもできるものが多くあります。また、支援を求めている選手や団体等は多く存在しています。将来にわたりスポーツを継続的・効果的に実施してもらうためには、スポーツを支えていく人材の育成が必要です。

〈この１年間に関わったスポーツを支える活動（平成 24 年度と平成 28 年度の比較)〉

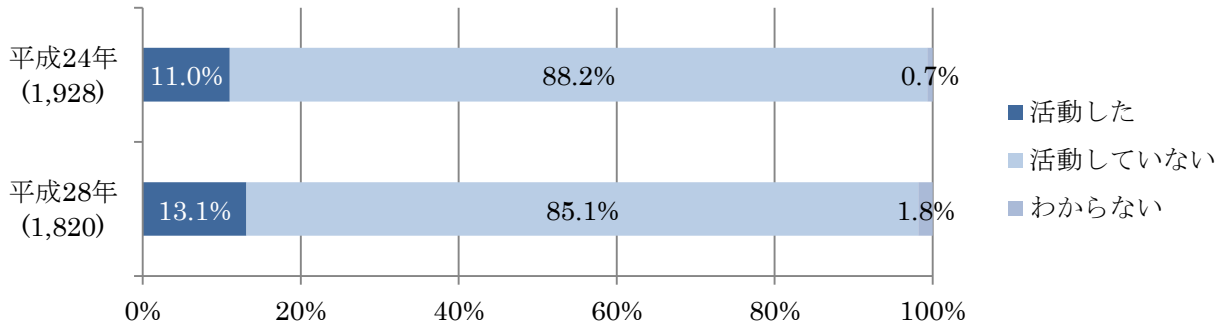

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）

【今後の方向性】

- 東京 2020 大会開催の機をとらえ、ボランティア文化の定着を図ります。
- スポーツ実施のすそ野を広げるため、幅広い都民が親しめるスポーツの指導者の育成を図ります。

【具体的な取組】

■ 東京 2020 大会に向けたボランティアのすそ野拡大

関心喚起　実行促進　継続支援

多様な参加者の活躍促進

東京 2020 大会のビジョン（基本コンセプト）の一つに「多様性と調和」があるように、大会後も見据え、多様な人材の活躍を促進していくことが重要であることから、東京 2020 大会においては、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、様々な人々がいきいきとボランティアとして活躍するとともに、大会後もボランティア活動を継続できるような取組を検討していきます。

ボランティアの研修等

東京 2020 大会のボランティアとして活動する上で、それぞれの役割の重要性を認識し、必要な知識を習得するとともに、一体感の醸成を図るため研修を実施します。

また、ボランティアに参加する魅力を高めるため、研修に加え、ＳＮＳの活用などボランティア同士が交流し、ネットワークを広げる楽しさを感じられる施策等を検討するとともに、都と東京 2020 大会組織委員会が開催するオリンピック・パラリンピック関連のイベントに参加できるような方策を検討していきます。

なお、東京 2020 大会は、夏季に開催されることなどを踏まえ、暑さ対策をはじめボランティアが安全に活動できる取組を検討していきます。

大会のボランティア等に関する情報発信

ボランティアの魅力を発信するウェブサイト「東京ボランティアナビ」を活用し、東京 2020 大会組織委員会と連携のもと、東京 2020 大会のボランティアの活動内容、大会までのスケジュール、ロンドン大会活動事例等、過去の大会の状況を紹介しています。

また、ＳＮＳなど様々なツールを活用した幅広い情報発信を実施していきます。

東京都ボランティア活動推進協議会

行政や民間団体などの多様な主体の参加を得て平成 27（2015）年度に発足した「東京都ボランティア活動推進協議会」において、広く都民にボランティア活動の魅力を発信するなど参加気運の醸成を図ります。加えて、東京 2020 大会の成功に向け、大会ボランティアに関する運用体制の検討等に取り組んでいきます。

ボランティア休暇制度整備事業

東京 2020 大会の開催を見据え、企業におけるボランティアへの参加気運の醸成及び裾野拡大を図るため、ボランティア休暇制度の整備を支援します。

大学におけるボランティア活動の支援

首都大学東京ボランティアセンターにおけるボランティア活動の支援等、次世代を担う若い世代がボランティア活動を体験し、貴重な経験を得ることができるような取組を推進していきます。

ボランティア活動気運の維持・継続

大会後もボランティア活動への参加気運の着実な維持・継続を図るため、ボランティアの参加者に感謝の意を表明し、その活動が東京 2020 大会を支えたことを実感できるようにしていくとともに、ボランティア参加者が大会後も、そこで培ったネットワークを維持し様々なボランティア活動に参加できるよう、関係機関とも調整し円滑に移行できる体制を構築していきます。

■　スポーツのすそ野を拡大する人材の育成

関心喚起　実行促進　継続支援

スポーツ推進委員研修会

各区市町村のスポーツ振興の重要な担い手であるスポーツ推進委員*を対象に、地域のスポーツ環境整備、地域のスポーツのニーズに的確に応えるスポーツ推進委員のあり方等について広く見識を深めるため、スポーツ推進委員研修会を実施していきます。（関連ページ：Ｐ117）

生涯スポーツ担当者研修会

生涯スポーツに関係するスポーツ指導者及び区市町村の職員等を対象に、生涯スポーツの推進者としての資質向上を図るとともに、各団体の活動方針や各地区の行政施策に反映させてくため、生涯スポーツ担当者研修会を実施していきます。

東京みんなのスポーツ塾

ニュースポーツの継続的な普及振興に取り組むことで、都民のスポーツ実施率の向上を図るため、競技種目別に指導者によるルール解説や競技方法の指導、実践練習、試合、指導者の養成講習等を実施します。（関連ページ：Ｐ97）

障害者スポーツセミナー

区市町村の職員やスポーツ推進委員等を対象に、障害者スポーツ事業実施のきっかけとなるセミナーを開催し、身近な地域での障害者スポーツ事業を企画立案・実施する人材を育成します。（関連ページ：Ｐ97、117）

障がい者スポーツ指導員養成講習会

スポーツ推進委員や公立スポーツ施設職員を対象に、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員**養成講習会を開催し、地域の障害者スポーツの現場で実際に指導や支援にあたる人材を育成・確保します。

また、初級障がい者スポーツ指導員等を対象に中級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催し、地域の障害者スポーツの現場の中心的存在として、率先して指導や支援にあたる人材を育成・確保します。（関連ページ：Ｐ97, 117）

障害者スポーツ人材の活動活性化

障害者スポーツの大会・イベント等の情報を収集し、都内の障がい者スポーツ指導員等に提供することにより、活動の機会を拡充します。また、活動経験が少ない指導員等を対象にした「リ・スタート研修会」や、障がい者スポーツ指導員等が一堂に会する「障害者スポーツフォーラム」を開催し、障害者スポーツ人材の資質向上を図ります。更に、障害者スポーツを指導する、又は支える際の取組や注意点をまとめたＤＶＤを、学校、企業等の研修やフォーラム等の教材として活用します。（関連ページ：Ｐ97）

スポーツ実施のすそ野拡大に寄与する指導者養成の検討

年齢や性別、障害の有無等を問わず、幅広い都民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーションを広く指導・普及することができる人材育成に向けた取組を検討していきます。（関連ページ：Ｐ81、97）

＊　スポーツ推進委員（旧体育指導委員）とは、地域のスポーツ推進を担う非常勤の公務員であり、都内では、1,519 人（平成 29（2017）年 10 月現在）が区市町村から委嘱されています。スポーツ基本法の制定により、スポーツ推進委員は、実技の指導、スポーツに関する指導・助言だけではなく、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整を行うとして、更に大きな役割を担うこととなりました。国のスポーツ基本計画では、「国は、地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型クラブや地域のスポーツ団体等との連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実を支援することにより、地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図る」としています。

＊＊　障がい者スポーツ指導員とは、日本国内の障がい者スポーツの普及と発展を目指して、（公財）日本障がい者スポーツ協会が公認する資格を有する指導者です。この資格には、初級・中級・上級の３つの資格があります。

政策指針９　支えるスポーツ
スポーツによる事故防止等の推進

【現状と課題】

スポーツを実施する人を増やしていくことは、スポーツ都市東京の実現に不可欠なことですが、これまでスポーツをやってこなかった人が急にやり始めると、けがをしたり事故に繋がる恐れがあります。また、真夏の炎天下での長時間のスポーツは、熱中症が発生する危険性が高まります。

環境省が策定した「熱中症環境保健マニュアル」（平成 26 年 3 月改訂、環境省）によると、スポーツ活動による熱中症は、暑くなり始めの７月下旬と８月上旬に多く発生しているとしています。また、湿度が高ければ気温がそれほど高くなくても発生しており、６月にはまだ体が暑さに慣れていないために比較的低温でも熱中症が発生するとしています。

けがや事故、熱中症等は、正しい知識に基づき行動すれば防ぐことができるものですが、一方で、一度事故が起こると、活動を休まざるを得なかったり、最悪の場合には選手生命を絶たれてしまうこともあり得ます。また、指導者に対しては、管理責任が問われる可能性もあります。

また、近年、アスリート等による違法賭博や違法薬物、スポーツ指導者による暴力行為等の事故も発生し、大きな問題となりました。

生涯にわたって、スポーツを楽しんでいくためには、このような事故等を予防するための正しい知識を身に付けていくことが必要です。

〈熱中症予防のための運動指針〉

暑さ指数（WBGT）（℃）	乾球温（℃）	乾球温（℃）	熱中症予防のための運動指針	
３１	２７	３５	運動は原則中止	特別の場合以外は中止。 特に、子供の場合は中止すべき。
２８	２４	３１	厳重警戒 激運動中止	激運動・持久走は避ける。積極的に休息をとり、水分補給。 体力のない者、暑さに慣れていない者は運動中止。
２５	２１	２８	警　戒 積極的休息	積極的に休息をとり、水分補給。激しい運動では、30分おきぐらいに休息。
２１	１８	２４	注意 積極的水分補給	死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意。 運動の合間に水分補給。
			ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給を行う。市民マラソンなどではこの条件でも要注意。

（日本体育協会、2013より抜粋）

（出典）「熱中症環境保健マニュアル」（平成 26 年 3 月改訂、環境省）

【今後の方向性】

- スポーツによるけがや事故の予防を推進していくとともに、スポーツ指導における暴力行為等を根絶していきます。

【具体的な取組】

■　けがや事故、熱中症等の予防推進

関心喚起　実行促進　継続支援

熱中症予防の推進

東京都教育委員会が策定した「体育・スポーツ活動中の熱中症予防マニュアル」に基づき、学校における体育やスポーツ活動中の熱中症予防を推進していくとともに、様々なスポーツイベント等においても、（公財）東京都体育協会や競技団体等との連携を図りながら熱中症予防を推進していきます。

地域におけるスポーツの事故防止

地域におけるスポーツの重要な担い手であるスポーツ推進委員や、地域スポーツクラブの運営スタッフや指導者等を対象とした研修会において、スポーツにおけるけがや事故防止等の内容を加えていきます。

運動部活動におけるスポーツの事故防止

中学校・高等学校の教員を対象に講習会を実施し、運動部活動中の事故に対する基礎的な知識や対応策を身に付けさせ、運動部活動の指導者としての資質向上を図ります。

指導者の資質向上による事故防止

指導者の資質向上を図り、アスリートの競技中・トレーニング中の事故を未然に防ぐよう、テクニカルサポート事業における指導者講習会において、スポーツにおけるけがの予防に関する講義等を実施して行きます。

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置促進

万一、スポーツの実施中に心停止が発生しても、適切な救命措置ができるよう、今後新たに設置される施設を含め、全ての都立スポーツ施設に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置していくとともに、その他の都立以外のスポーツ施設に対しても「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」（平成 25 年９月、（一財）日本救急医療財団）に基づき、設置を推奨していきます。

■　スポーツにおける暴力行為や薬物等の根絶

関心喚起　実行促進　継続支援

医・科学データの活用と指導における暴力行為の根絶

スポーツ医・科学の知見を活用したトレーニング内容の充実・改善に向け、スポーツ指導者の資質向上を図ることで、暴力的な指導の根絶に寄与していくとともに、（公財）東京都体育協会

と連携を図りながら、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた普及啓発に取り組んでいきます。

- **部活動における体罰の根絶**

  東京都中学校体育連盟及び東京都高等学校体育連盟との連携により、部活動における体罰の根絶を目的として、体罰等の許されない指導とあるべき指導の考え方等に関する講演会を計画的に実施します。

- **ドーピングや賭博行為等の根絶**

  東京アスリート認定制度における研修会等の様々な機会を活用し、違法賭博や違法薬物、ドーピング、八百長等への注意喚起を行うなどにより、スポーツ・インテグリティの保護に向けた取組を推進します。

政策指針 10　支えるスポーツ
スポーツを支える都民の顕彰等

【現状と課題】

世界を舞台に活躍したアスリートには、東京都栄誉賞等をはじめとした賞の受賞だけでなく、様々な形でその栄誉を称えられる機会があります。一方、その活躍の裏には監督やコーチ等の指導者、大会を支えた運営者やボランティア等の支える人々が存在していますが、そうした人々の活躍が称えられる機会は必ずしも多くありません。

スポーツを支えてきた人々を称える顕彰は、地道で困難な支える活動を行っていく上で、大きな励みとなり、続けていく意欲を高めることにもなります。アスリートだけでなく、スポーツを支える都民に対する顕彰も重要です。

〈東京都における主な顕彰・表彰制度（スポーツ関連）〉

名称	内容
名誉都民顕彰	社会文化の隆盛に功績があった方に対して、その功績を称え、都民敬愛の対象として顕彰しています。
東京都栄誉賞	特に顕著な業績により、広く都民に敬愛され、社会に明るい夢と希望と活力を与え、東京都の名を高めた方に対して、その栄誉を称え贈呈しています。
都民スポーツ大賞	世界的なスポーツ大会において優秀な成績を収めた東京のトップアスリートの功績を称え顕彰しています。
東京スポーツ奨励賞	世界のトップレベルでの活躍が期待されるユース選手など、世界的なスポーツ大会において優秀な成績を収めた東京のアスリートの功績を称え、更なる活躍を奨励し贈呈しています。
体育の日表彰	社会体育の普及・発展に著しい功績のあったものを「スポーツ振興功労者」、「スポーツ振興功労団体」として表彰しています。

【今後の方向性】

- 大会で優秀な成績を残したアスリートの顕彰だけでなく、スポーツ振興を支援している都民や団体の活動も称えていきます。

【具体的な取組】

■　スポーツを支える都民の顕彰等

関心喚起　実行促進　**継続支援**

スポーツ功労者の顕彰

東京都においてスポーツやレクリエーション活動の指導と組織化に努力するとともに、スポーツ振興のための諸条件を整備することに貢献し、社会体育の普及・発展に著しい功績のあったも

のを「スポーツ振興功労者」、「スポーツ振興功労団体」として表彰していきます。（関連ページ：Ｐ129）

- **特色ある取組等を行い体力向上の成果をもたらした学校の顕彰**

  都内公立学校の全児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストの結果を踏まえ、体育授業や学校行事等を工夫・改善し、体力向上に向けた取組を行っている学校や体力テストの結果に著しい成果をもたらした学校を「子供の体力向上推進優秀校」として顕彰していきます。

政策目標２

スポーツを通じた共生社会の実現

1　将来イメージ

障害の有無や年齢、性別、国籍を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。

2　達成指標

都民に体力や身体能力等に応じたスポーツを楽しんでもらうとともに、これが実現できるよう周囲の人たちにも理解を深めてもらうことを指標としていきます。

障害のある人のスポーツ実施率	19.2% （全国数値）	▶	2021 年までに **40.0%**
20～30歳代女性のスポーツ実施率	42.0%	▶	2020 年までに **50.0%**
60歳以上のスポーツ実施率	65.5%	▶	2020 年までに **75.0%**

3　目標達成に向けた施策展開の考え方

障害の有無や年齢、性別、国籍を問わず、誰もがスポーツに親しんでもらうためには、個人が抱える身体的･精神的･社会的なハンディキャップを踏まえた施策展開が必要です。また周囲の人の理解も重要になります。阻害要因の解消とともに、スポーツを各々の状況に応じて楽しめる取組を進めます。

【段階別の施策展開】

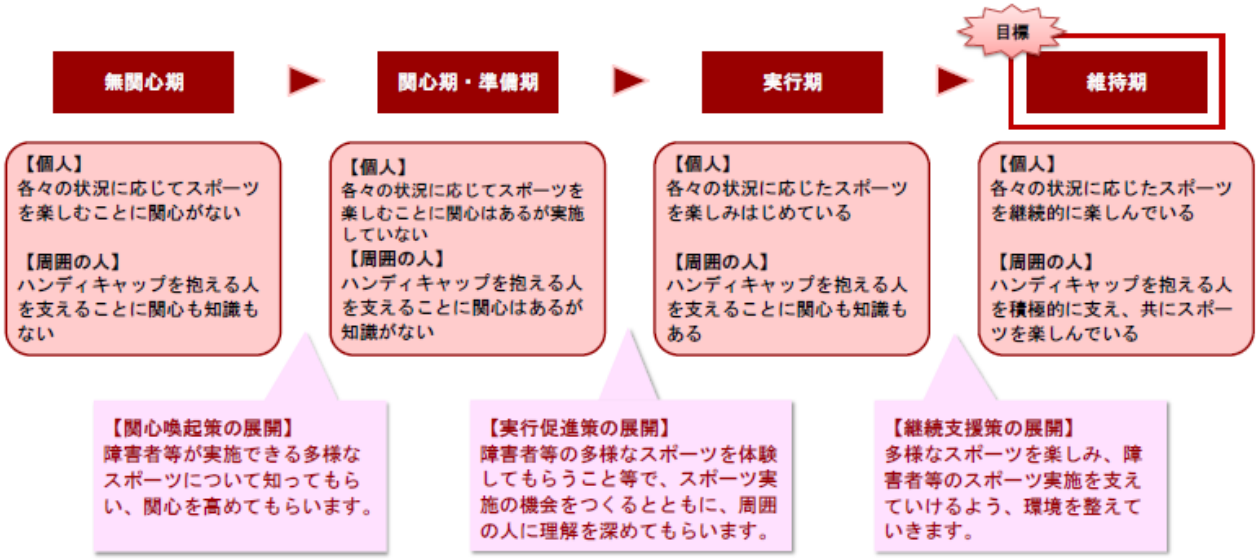

4 目標達成に向けた政策指針と施策展開

具体的な施策展開	関心喚起策	実行促進策	継続支援策
するスポーツ			
政策指針 11　誰もが楽しめるスポーツへの理解促進			
■　障害者スポーツの理解促進	●		
■　ニュースポーツ等のスポーツ・レクリエーション活動への普及啓発	●		
政策指針 12　障害の有無に関わらないスポーツ振興			
■　障害者スポーツの振興		●	●
■　障害者スポーツの場の開拓		●	●
政策指針 13　幼児・子供のスポーツ振興			
■　幼児・子供のスポーツ振興		●	●
政策指針 14　高齢者のスポーツ振興			
■　高齢者のスポーツ振興		●	●
政策指針 15　性別に関わらないスポーツ振興			
■　女性等のスポーツ振興		●	●
みるスポーツ			
政策指針 16　障害者スポーツの更なる魅力発信			
■　様々な手法を活用した障害者スポーツの魅力発信	●		
■　障害者スポーツの観戦促進		●	
政策指針 17　誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備			
■　バリアフリー化・多言語化の推進		●	●
支えるスポーツ			
政策指針 18　多様なスポーツの振興に向けた人材の育成			
■　障害者スポーツやスポーツ・レクリエーションに関わる人材の育成	●	●	
政策指針 19　多様なスポーツを支える基盤づくり			
■　障害者スポーツに関する団体等の基盤強化			●
■　多様な団体との連携促進			●
■　障害者スポーツ振興基金			●
政策指針 20　スポーツを通じた被災地支援			
■　スポーツを通じた被災地の復興支援		●	●

政策指針 11　するスポーツ
誰もが楽しめるスポーツへの理解促進

【現状と課題】

都民がいきいきと活躍するゆとりある成熟社会を形成していく上で、スポーツが果たす役割には大きなものがあります。都民が体力や身体能力に応じてスポーツ活動を実施していくことは、増加の一途を辿る医療費や介護給付費を抑制する効果が期待されます。また、スポーツを通じて人と人とが交流し、新たなコミュニティを生み出す可能性があります。

中でも障害者スポーツやニュースポーツは、年齢や性別、運動技術や生活環境等に応じて、用具やルールを工夫し、参加者にあわせて生み出されたという経緯があり、他のスポーツにはない特性があります。障害のある人に限らず、子供から高齢者、あるいは運動が得意でない人まで、誰もが楽しむことができるユニバーサルなスポーツとして、スポーツ実施のすそ野を広げられる可能性を持っています。更に、こうしたスポーツを多様な人が一緒に楽しむことで、自然な形で障害のある人や体力がない人への理解を深めていくことができるなどの効果も期待できます。

「都民生活に関する世論調査」（平成 27 年度）によると、都民の障害者スポーツへの関心は、「関心がある」「やや関心がある」が 54.9%、「関心がない」「あまり関心がない」が 48.8%となっています。また関心がない理由としては「身近に障害者スポーツに関わっている人がいないから」（41.7%）、「どんな競技があるか知らないから」(34.3%)、「障害者スポーツを身近な場所でやっていないから」(31.1%)が多く挙げられました。

障害のある人や体力が低下した高齢者等への理解と共感を深めてもらうためには、障害のある人にもない人にも、また、年齢や性別に関わらず、こうした障害者スポーツや同じ特性を持つニュースポーツを広く知ってもらうことが重要です。ウェブサイトや各種イベント等の様々な媒体・機会を通じて理解の促進を図り、障害者スポーツやニュースポーツなどを、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめるものとして、障害者スポーツへの関心が高まりをみせる平成 32（2020）年に向け、またそれ以降も幅広く都民に浸透させていくことが必要です。

〈障害者スポーツへの関心度及び関心がない理由（平成 27 年度）〉

障害者スポーツの関心度

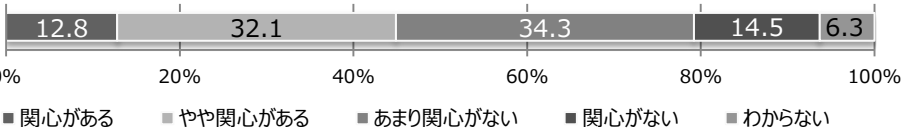

障害者スポーツに関心がない理由

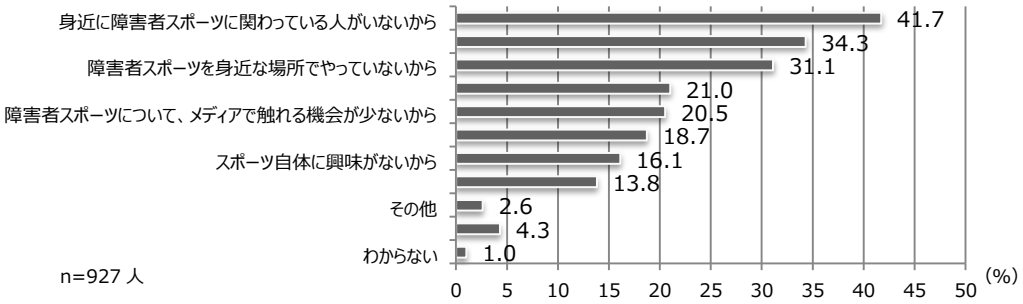

（出典）　生活文化局「都民生活に関する世論調査」（平成 27 年 11 月）

【今後の方向性】

- 誰でも自分の体力や身体能力に応じてスポーツを楽しめるよう、障害者スポーツやニュースポーツ等のスポーツ・レクリエーションの情報を発信するとともに、きっかけづくりとなる機会の提供をし、理解促進を図ります。

【具体的な取組】

■　障害者スポーツの理解促進

関心喚起　実行促進　継続支援

ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビの運営

障害のある人がスポーツを行うきっかけとなることを目的に、都内の障害者スポーツイベント情報や公共スポーツ施設のバリアフリー情報等を掲載した障害者スポーツ専門ポータルサイト「ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビ」を運営します。（関連ページ：Ｐ44、65、93）

参加・体験型障害者スポーツイベントの開催

障害のある人にもない人にも障害者スポーツを知ってもらい、理解と共感を深めてもらうとともに、障害のある人にはスポーツの楽しさや効用を知ってもらい、スポーツを始めてもらうきっかけを提供するため障害者スポーツイベント「チャレスポ！ＴＯＫＹＯ」を開催していきます。（関連ページ：Ｐ47、83）

障害者スポーツの普及啓発ツール等を活用したＰＲ

障害者スポーツの魅力を伝えるために制作した映像やパラリンピック競技等の紹介動画といった情報ツールを活用し、積極的なＰＲ活動を展開していきます。（関連ページ：Ｐ62、93）

東京都人権プラザにおけるパラリンピック競技用具等の特別展示

オリンピック憲章における人権尊重理念を周知し、競技用具を通じパラリンピックを紹介するなど、都の人権啓発拠点である東京都人権プラザの展示室に特別展示コーナーを設け、子供・若者をはじめとする幅広い都民に人権の観点からオリンピック・パラリンピックを理解し、考える機会を提供します。

ヒューマンライツ・フェスタ東京

「多様性と調和」の実現に向けた人権施策として、時機を捉えたテーマで展開する人権啓発イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京」において、障害者スポーツ体験会を実施し、体験や障害者アスリートとの交流を通し、障害への理解促進と、多様性を認め合うことの啓発を実施します。

障害者スポーツの理解促進とすそ野拡大（意識啓発等）

大学として培ってきた研究成果や障害者スポーツに対する支援実績を活かし、東京 2020 パラリンピック競技大会開催を契機に、首都大学東京全体で機運を盛り上げるとともに、荒川キャンパス体育施設を活用し、学生の意識啓発、都民向け講習会、調査・研究を実施します。（関連ページ：Ｐ84）

障害者理解の拡充に向けた取組

障害者スポーツへの一層の理解促進と普及・啓発を図るため、公立小・中学校をパラリンピック競技応援校に指定し、パラリンピック競技の体験や観戦、大会運営参加等を実施します。

また、肢体不自由特別支援学校と公立小・中学校との「ボッチャ」で通じた交流活動を行うため、東京都ボッチャ交流大会を開催します。（関連ページ：Ｐ93）

オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京 2020 大会に向け、都内私立学校及び都内全ての公立学校で、オリンピック・パラリンピック教育を展開し、各校の取組を支援します。（関連ページ：Ｐ131）

■　ニュースポーツ等のスポーツ・レクリエーション活動への普及啓発

関心喚起　実行促進　継続支援

スポーツＴｏｋｙｏインフォメーションの運営

東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション」やツイッター、フェイスブック等、都民が日頃から接することの多い媒体を通じ、ニュースポーツ等の気軽に参加できるスポーツイベント、様々な競技大会の見どころ等を発信し、多くの人々にスポーツへの関心を高めてもらいます。（関連ページ：Ｐ44、48、65、93、111）

誰もが参加・体験できるスポーツイベントの開催

都民が気軽に参加、体験できるスポーツイベントを、都民のニーズを踏まえながら年間を通じて開催していきます。また、その取組の中で障害者スポーツやスポーツ・レクリエーション等、多様なスポーツを紹介することで認知度向上を図り、誰もが楽しめるスポーツを普及していきます。（関連ページ：Ｐ47、86、114）

スポーツ実施のすそ野拡大に寄与する指導者養成の検討

年齢や性別、障害の有無等を問わず、幅広い都民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーションを広く指導・普及することができる人材育成に向けた取組を検討していきます。（関連ページ：Ｐ69、97）

政策指針 12　するスポーツ　障害の有無に関わらないスポーツ振興

【現状と課題】

平成 27（2015）年にスポーツ庁が全国の障害のある人及びその家族を対象に実施した「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加に関する調査研究）報告書（平成 27 年度）」によると、過去１年間に週１回以上スポーツ・レクリエーションを行った障害のある人（20 歳以上）の割合は 19.2%でした。障害の有無を問わずに実施した同様の調査では、その割合が、全国で 42.5%（20 歳以上、平成 28 年度）、東京都では 56.3%（18 歳以上、平成 28 年度）でした (*)。単純に比較できるものではありませんが、障害のある人はあまりスポーツを実施していない、あるいはできていない状況が伺えます。

障害のある人にとってのスポーツ活動は、一般のスポーツ活動と同様、身体を動かすことによって得られる楽しみや爽快感の感受、他者との交流・コミュニケーションの促進などの効果のほかに、障害の進行の予防や現存している機能の維持・向上等といったリハビリテーションや医療・治療の効果もあります。更に、行動上の制約などから閉じこもりがちな障害のある人にとって、社会参加の機会になる等、様々な有益性があります。

しかし、障害のある人の幼児期、就学時、学校卒業時、就労時の各ライフステージにおいて、障害のある人自身やその家族、また、障害のある人が属する団体や関係機関に、スポーツを行う意義や有効性、取り組みの実態などの情報が効果的に提供されていないことや、身近な場所で個々の状況に応じた環境づくりが十分に整っていないことなどにより、障害のある人が円滑にスポーツを始められなかったり、継続してスポーツ活動ができていないなどの課題があります。

障害のある人のスポーツを振興していくためには、障害のある人にスポーツを楽しいと思ってもらい、興味を持ってもらう取組が必要です。更に、周りの人の理解を促進するとともに、各ライフステージに応じ、学校や職場、地域でスポーツ活動ができる環境を整備することが必要です。

〈障害のある人のスポーツ・レクリエーション実施頻度（全国）（平成 27 年度）〉

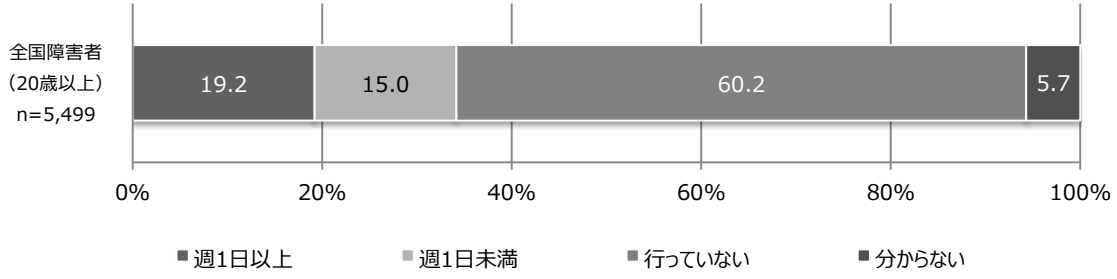

（出典）「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加に関する調査研究）報告書」（平成28年３月、スポーツ庁）

【今後の方向性】

- 障害のある人やその家族等に、スポーツへの理解を促進し、関心を高めてもらうため、スポーツ

の効用や楽しみを分かりやすく伝えるほか、スポーツを実施できる場所等の具体的な情報発信を強化していきます。

- 障害者スポーツセンターの改修に加え、身近な地域において障害のある人や団体がスポーツ活動をできるよう、場の開拓を促進していきます。

【具体的な取組】

■　障害者スポーツの振興

関心喚起　実行促進　継続支援

都立特別支援学校におけるスポーツ教育推進

東京 2020 大会の開催に向け、都立特別支援学校を「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」に指定し、障害者スポーツの振興を図ります。（関連ページ：Ｐ55）

都立特別支援学校における部活動振興

都立特別支援学校中学部・高等部の課外活動へ、専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入します。（関連ページ：Ｐ56）

東京 2020 大会の成功に向けた区市町村支援事業

東京 2020 大会の成功に向け、都内全域で気運醸成を図るとともに、大会を契機とした様々な事業を大会後のレガシーとして地域に根付かせるため、区市町村が東京 2020 大会の気運醸成のために主体的に実施するスポーツ振興や地域の活性化につながる事業に対して助成を行います。（関連ページ：Ｐ48）

参加・体験型障害者スポーツイベントの開催

障害のある人にもない人にも障害者スポーツを知ってもらい、理解と共感を深めてもらうとともに、障害のある人にはスポーツの楽しさや効用を知ってもらい、スポーツを始めてもらうきっかけを提供するため障害者スポーツイベント「チャレスポ！ＴＯＫＹＯ」を開催していきます。（関連ページ：Ｐ47、80）

パラリンピック体験プログラムの開催

パラリンピック大会及びパラリンピック競技の認知度向上と理解促進を目的とし、区市町村、都各局の事業と連携し、各事業会場内でパラリンピック体験プログラム「ＮＯ　ＬＩＭＩＴＳ　ＣＨＡＬＬＥＮＧ」等を実施します。

障害者スポーツセンターの管理運営

都内に２か所ある障害者スポーツセンターについて、指定管理者制度による民間事業者の活用等により、利用者の満足度を高めるサービスを提供していきます。（関連ページ：Ｐ50、109、124）

■　障害者スポーツの場の開拓

関心喚起　実行促進　継続支援

障害者スポーツセンターの改修

都内に２か所ある障害者スポーツセンターを改修し、障害者スポーツの拠点としてより一層の活用を進めます。（関連ページ：Ｐ50、95）

地域開拓推進事業

（公社）東京都障害者スポーツ協会が、区市町村等に対し、障害者スポーツ事業への取組状況

に応じた相談・実施の支援、障がい者スポーツ指導員等の派遣及びスポーツ用具の貸与を行うことで、その取組が継続・充実・定着するよう支援します。（関連ページ：Ｐ52）

- **都立学校活用促進モデル事業**

  都立特別支援学校の体育施設等を障害のある人や障害者スポーツ競技団体等が身近な地域でスポーツ活動ができるよう、学校教育活動に支障のない範囲で平日夜間・土日祝日の時間帯について活用を促進していきます。また、都立特別支援学校を障害者スポーツの拠点の一つと位置付け、児童・生徒・地域住民等、障害の有無によらず参加できるスポーツやレクリエーションの体験教室を開催し、継続的なスポーツ活動のきっかけづくりをしていきます。（関連ページ：Ｐ52）

- **障害者のスポーツ施設利用促進マニュアルの活用**

  障害のある人が身近な地域のスポーツ施設などをより安全で快適に利用してもらえるよう、スポーツ施設を利用する際に配慮すべきポイントや各施設で実際に行われている工夫についてもまとめたマニュアルを配布及び活用し、障害のある人のみならず、誰もが安全に利用できる施設運営を推進します。（関連ページ：Ｐ52）

- **障害者スポーツの理解促進とすそ野拡大**

  大学として培ってきた研究成果や障害者スポーツに対する支援実績を活かし、東京 2020 パラリンピック競技大会開催を契機に、首都大学東京全体で気運を盛り上げるとともに、荒川キャンパス体育施設を活用し、学生の意識啓発、都民向け講習会、調査・研究を実施します。

  また、競技用車椅子使用による床材料表面の耐傷性への影響の調査・研究を行います。（関連ページ：Ｐ80）

- **区市町村スポーツ施設整備費補助**

  平成 32（2020）年に向けて、区市町村立スポーツ施設について、都民の誰もが身近な地域で利用しやすくなるよう、誰でもトイレや更衣室等のバリアフリー化など、利用環境を向上するための工事を支援します。（関連ページ：Ｐ51、84、95）

(*)「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成 29 年 2 月、スポーツ庁）、
「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年 1 月、生活文化局）より引用

政策指針 13　するスポーツ　幼児・子供のスポーツ振興

【現状と課題】

（公財）笹川スポーツ財団の「子どものスポーツライフ・データ 2015」によると、全国の 4～9 歳のうち、スポーツを「週７回以上」実施した子供は男子 51.4%、女子 48.1%と、男女共に約半数の子供がほぼ毎日スポーツを実施していると言えます。一方、「年間０回」と「年１回以上週３回未満」実施した子供の合計は男子 17.7%、女子 21.7%であり、平成 25 年（2013） 年と比較すると、男女共に増加傾向にありますが、特に女子では、15.8%から 5.9 ポイント増加しています。このことから、スポーツを実施する子供と実施しない子供の二極化が進んでいることが伺えます。

科学技術の進展により生活の利便性が向上したことで生活様式が変化し、都市化によって子供たちの遊び場は減少しました。更に少子化により遊び仲間は減少し、急速な情報化の進展は子供たちの遊び方にも変化を生じさせています。こうした環境の変化が子供たちのスポーツを実施する機会に影響を与えていると考えられます。

幼児期に体を動かす遊びを中心としたスポーツを行うことは、基本的な運動能力を身に付けるだけでなく、生涯にわたって健康を維持し、豊かな人生を送るための基盤づくりとなります。

そのため、未来の担い手である子供たちが、仲間とともに進んでスポーツに親しむことができるよう、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園等が連携して、子供の体を動かす時間の確保や環境を整える工夫をしていくことが重要となります。

〈子供のスポーツ実施状況（平成 27 年度）〉

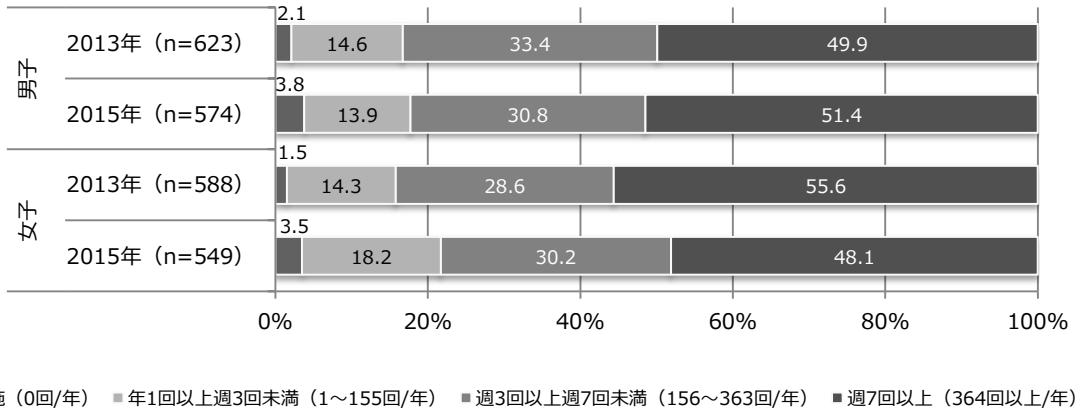

（出典）「子どものスポーツライフ・データ 2015」（平成 27 年 12 月、笹川スポーツ財団）を基に作成

【今後の方向性】

- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成するため、子供や親子が楽しめるスポーツを紹介し、体験することで、スポーツに親しむきっかけや楽しむ機会を提供します。

【具体的な取組】

■　幼児・子供のスポーツ振興

関心喚起　実行促進　継続支援

- **ファミリースポーツ促進事業**

  子供と共に楽しみながら、体力向上にもつながるスポーツ・レクリエーションを通じて子育て世代のスポーツ習慣の定着や、都民のスポーツのすそ野拡大を図るため、子育て中の親子等を主な対象としたスポーツ交流会、体験教室等の事業を支援します。（関連ページ：Ｐ91）

- **誰もが参加・体験できるスポーツイベントの開催**

  都民が気軽に参加、体験できるスポーツイベントを、都民のニーズを踏まえながら年間を通じて開催していきます。また、その取組の中で障害者スポーツやスポーツ・レクリエーション等、多様なスポーツを紹介することで認知度向上を図り、誰もが楽しめるスポーツを普及していきます。（関連ページ：Ｐ47、81、114）

- **ジュニア育成地域推進事業**

  ジュニア選手のすそ野を広げ、競技力の底上げを図るため、地域における小・中・高校生を対象とし、スポーツ教室、大会、強化練習等を実施します。（関連ページ：Ｐ58）

- **園庭等の芝生化の推進**

  子供の運動量や屋外で活発に過ごす時間の増加が期待される園庭等の芝生化を推進するため、幼稚園、保育所等において、校庭等の芝生化に取り組む場合、一定の要件の下、補助金を交付します。（関連ページ：Ｐ55）

- **幼児・子供のスポーツ振興策の検討**

  幼児・子供がスポーツの楽しさや効果を実感し、進んで運動やスポーツに親しむことのできるよう、地域や関係団体等と連携し、スポーツ振興策を検討していきます。

政策指針 14　するスポーツ
高齢者のスポーツ振興

【現状と課題】

平成 29 年における東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（月報）」、厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）全国」暫定版によると、高齢者人口の増加や介護保険制度の浸透に伴い、東京における第１号被保険者（介護保険制度における 65 歳以上の人）の要介護（要支援）認定者数は増加し、要介護（要支援）認定率も上昇傾向にあります。また、後期高齢者の増加に伴い、今後も要介護（要支援）認定者数の増加傾向は続くことが想定されます。

超高齢社会の突入により、増加する医療費及び介護費を抑制することは社会的な課題となっており、高齢者のスポーツ振興は「介護予防」という視点からも重要です。高齢者にいきいきと自立した日常生活を送ってもらうために、個人の体力や身体能力に応じて、無理なく継続的にスポーツを実施してもらう取組が必要です。更に、スポーツ活動は、社会参加の機会を提供するものでもあり、高齢者の社会的孤立を防止することにもつながります。

このように、スポーツは健康寿命の延伸や寝たきり予防といった介護予防の効果だけではなく、クオリティ・オブ・ライフの向上に貢献するものとなります。

〈第１号被保険者の認定率の推移（平成 29 年）〉

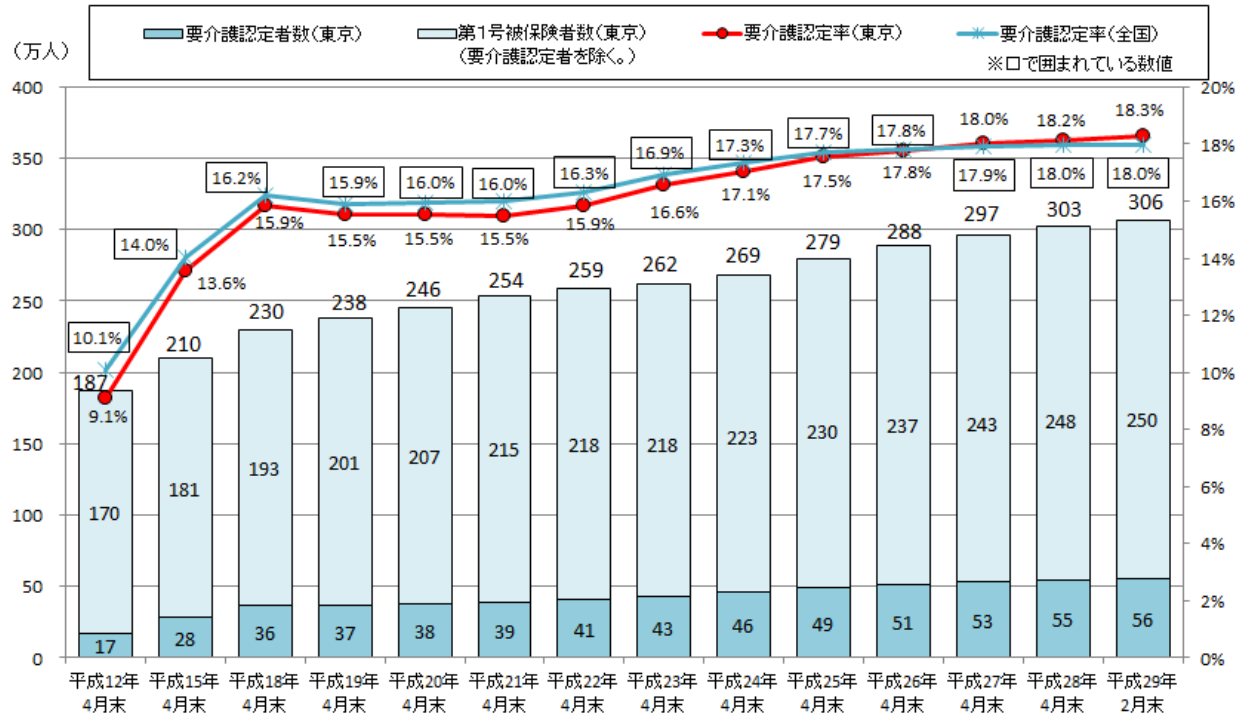

（出典）「介護保険事業状況報告（月報）」（福祉保健局）
「介護保険事業状況報告（月報）全国」暫定版（厚生労働省）

〈高齢者の社会参加の状況（平成 27 年度）〉

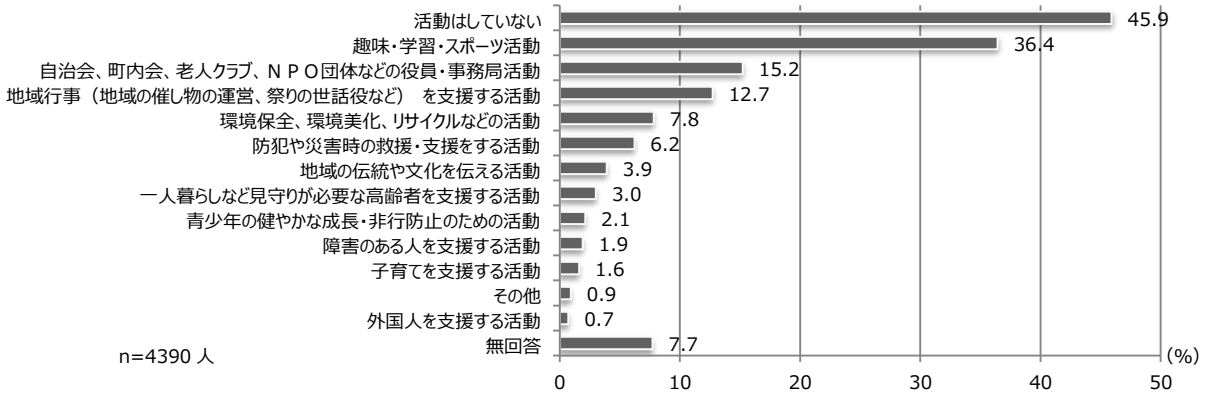

（出典）　福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」（平成27年度、福祉保健局）

【今後の方向性】

- 高齢者の健康増進や地域での仲間づくり活動を支えていくため、高齢者がスポーツに親しみ、世代を越えてスポーツを楽しむ機会を提供していきます。

【具体的な取組】

■ 高齢者のスポーツ振興

関心喚起　**実行促進**　**継続支援**

シニアスポーツ振興事業

高齢者の健康維持・増進を図り、高齢者のスポーツ実施率向上を目的として、高齢者が参加しやすいニュースポーツを中心とした大会や講習を支援します。

［数値目標］全区市町村で実施（平成 32 年度末）

シニア健康スポーツフェスティバルＴＯＫＹＯ

高齢者に適したスポーツや健康づくり推進活動を通して、多くの高齢者が社会参加や仲間づくり、世代間交流を広げることにより、明るく活力のある長寿社会づくりを推進するため、全国健康福祉祭の選考会を兼ねて実施します。

元気高齢者地域活動促進事業

地域のつながりや高齢者の活動の場の活性化を図るため、地域の元気な高齢者が自主的に行う地域貢献活動、文化スポーツ活動などの各種活動について支える区市町村の取組を支援します。

老人クラブ健康教室事業

高齢者の自覚的な健康づくり、介護予防への取組と正しい知識の普及を図るため、老人クラブ連合会が老人クラブ会員、地域の高齢者等を対象に実施する健康教室の開催を支援します。

高齢者のスポーツ振興策の検討

高齢者のスポーツ実施率向上に向け、地域や関係団体等と連携し、スポーツ振興策を検討していきます。

政策指針 15　するスポーツ
性別に関わらないスポーツ振興

【現状と課題】

都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によれば、都民のスポーツ実施率は 56.3%ですが、性別では男性 54.7%、女性 57.8%となっており、女性が男性を 3.1%上回っています。しかし、年代別で比較すると、30 歳代以下の女性では男性を下回っています。（Ｐ20 参照）

また、平成 28 年度と平成 26 年度の性別・年代別スポーツ実施率を比較すると、女性は全ての年代においてスポーツ実施率の低下が見られます。

更に、平成 28 年度の同調査においてスポーツを実施しなかった理由について尋ねたところ、「仕事や家事・育児が忙しくて時間がないから」という回答が 43.2%を占め最も多くなっていますが、20 歳代女性及び 30 歳代女性では、それぞれ 53.8%、73.7%と平均を大きく上回っています。更に「スポーツ・運動が好きではないから」という回答についても、全体の 11.4%に対し、20 歳代女性が 23.1%、30 歳代女性が 26.3%と平均よりもかなり高い水準となっています。

こうした傾向には、妊娠、出産、育児等をはじめとしたライフスタイルの課題や、女性特有の身体機能の事情により、スポーツ活動を中断せざるを得ない、実施できないといった事情もあると考えられます。

英国の非省庁公的機関であるスポーツイングランドによると、女性のスポーツ参加を妨げる主な要因は、①意識、②能力、③機会であるとしています。とりわけ大きな阻害要因とされたのが①意識であり、自分が運動をしている時に、周りからどのような目で見られているのかを恐れてスポーツへの一歩を踏み出せない女性が数多くいたとしています(*)。

女性のスポーツを振興していくためには、女性特有のライフスタイルや身体機能といった観点に加え、感情面についても考慮しながら効果的な施策を展開していくことが必要であると考えます。

また、共生社会を実現していくにあたっては、トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）などの性的少数者についても、正しい知識と合理的配慮を心がける必要があります。トランスジェンダーの人たちの中には、スポーツや日常活動をするうえで自分の性自認を打ち明けることで相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えている人がいます。2020 年大会開催都市である東京都のスポーツ振興においては、実際にスポーツ活動をするうえでどんな困りごとがあるのか、ダイバーシティ推進のために必要な解決策を検討していく必要があります。

〈性別・年代別スポーツ実施率（平成 26 年度と平成 28 年度の比較）〉

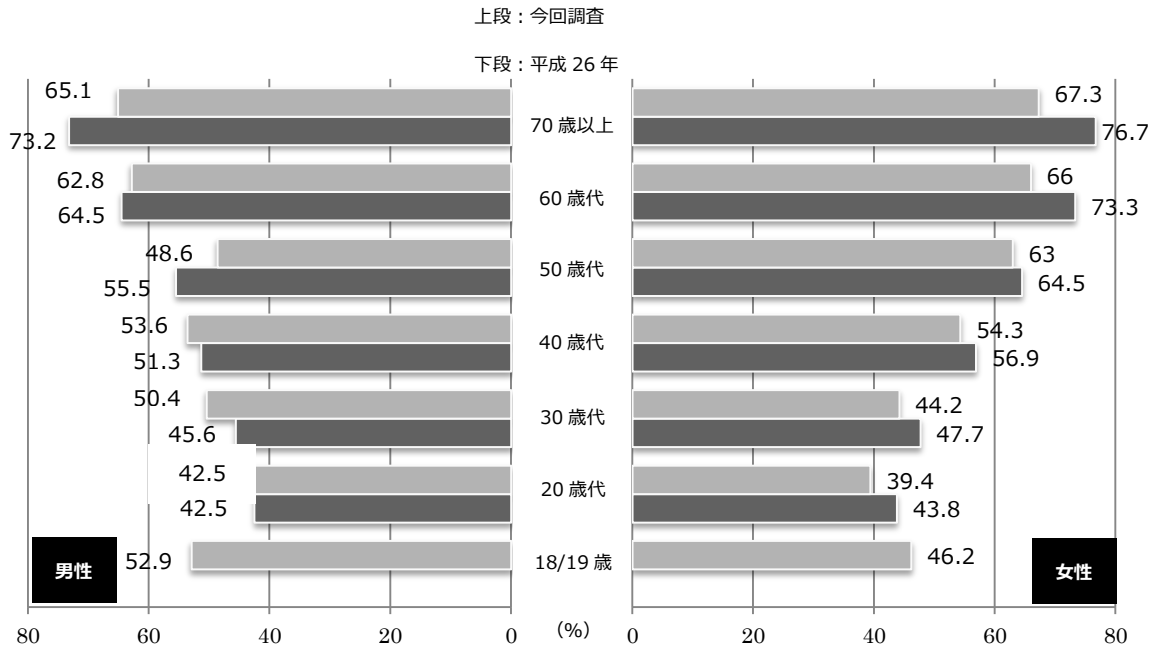

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）

「都民のスポーツ活動に関する世論調査」（平成 27 年２月、生活文化局）

〈性別・世代別のスポーツを実施しなかった理由（平成 28 年度）〉

性別	年齢層	実施しなかった理由（主なもの）					
		仕事や家事・育児が忙しくて時間がないから	年をとったから	お金がかかるから	機会がなかったから	スポーツ・運動が好きではないから	特に理由はない
全体		**43.2%**	17.2%	4.4%	22.0%	**11.4%**	12.8%
男性	男性計	44.1%	14.2%	3.1%	25.2%	11.0%	16.5%
	18･19歳	-	-	100.0%	100.0%	-	-
	20代	30.8%	-	-	23.1%	30.8%	30.8%
	30代	71.4%	-	-	35.7%	-	14.3%
	40代	66.7%	-	11.1%	22.2%	16.7%	16.7%
	50代	54.3%	8.6%	2.9%	31.4%	8.6%	14.3%
	60代	30.4%	13.0%	-	21.7%	8.7%	21.7%
	70歳以上	17.4%	52.2%	-	13.0%	8.7%	8.7%
女性	女性計	42.5%	19.9%	5.5%	19.2%	11.6%	9.6%
	18･19歳	-	-	-	-	-	100.0%
	20代	**53.8%**	-	7.7%	46.2%	**23.1%**	-
	30代	**73.7%**	-	5.3%	21.1%	**26.3%**	-
	40代	50.0%	5.0%	-	30.0%	15.0%	10.0%
	50代	66.7%	9.5%	19.0%	23.8%	19.0%	14.3%
	60代	39.3%	7.1%	3.6%	14.3%	-	14.3%
	70歳以上	13.6%	54.5%	2.3%	6.8%	4.5%	9.1%

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年１月、生活文化局）より作成

【今後の方向性】

- 女性の生活と仕事の調和を取れる仕組みづくりを構築し、一日の大半を過ごす職場や子育ての中でも気軽にスポーツに取り組める環境整備を支援していきます。

【具体的な取組】

■　女性等のスポーツ振興

関心喚起　実行促進　継続支援

- **ファミリースポーツ促進事業**

  子供と共に楽しみながら、体力向上にもつながるスポーツ・レクリエーションを通じて子育て世代のスポーツ習慣の定着や、都民のスポーツのすそ野拡大を図るため、子育て中の親子等を主な対象としたスポーツ交流会、体験教室等の事業を支援します。（関連ページ：Ｐ86）

- **スポーツ産業見本市の開催**

  スポーツ事業に取り組む企業、スポーツ産業関係者、都内中小企業事業者などスポーツ事業に関する様々な主体が集まって、最先端の技術、研究、取組を発信する場において、ファッションや落ちないメイク技術等の展示スペースを設けることで、女性のスポーツを支える主体間のネットワークの構築を促進していきます。（関連ページ：Ｐ124、127）

- **東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度**

  従業員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて優れた取組を実施している中小企業を「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として広く都民に公表します。

- **ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京**

  働き方の見直しについて普及啓発を図るため、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業への認定状授与式をはじめ、認定企業の取組内容の紹介、また、積極的にライフ・ワーク・バランスに取り組む企業の人事労務担当者や、ライフ・ワーク・バランスの有識者等によるパネルディスカッション等を実施します。

- **性別に関わらず誰もが利用しやすいスポーツ環境の整備**

  異性介助の障害者やトランスジェンダーの人たちも気持ちよく利用できるよう、誰でもトイレの充実など、スポーツ施設の利用環境向上に向けた整備や支援等を実施します。（関連ページ：Ｐ51、84、95）

- **女性等のスポーツ振興策の検討**

  女性等のスポーツ実施率向上に向け、地域や関係団体等と連携し、スポーツ振興策を検討していきます。

(*) ＩＮＳＩＧＨＴ第１・第２合併号（2016 年９月発行、独立行政法人日本スポーツ振興センター）より引用

政策指針 16　みるスポーツ
障害者スポーツの更なる魅力発信

【現状と課題】

都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によれば、この１年間に障害者スポーツを観戦又は見た都民の割合は 71.2%で、平成 26（2014）年度に実施した調査の 51.4%から 19.8 ポイント増えています。

また、そのうち障害者スポーツを観戦又は見た方法の割合は「テレビ、ラジオ、インターネット配信等で観戦又は見たことがある」が 70.4%と前回調査から 20.1 ポイント増加しました。一方で、「スタジアム・体育館・沿道等で実際に観戦又は見たことがある」は 1.3%と平成 26（2014）年度に実施した調査の 2.2%から 0.9 ポイント減少しました。

障害のあるアスリートが持てる力を発揮し、競技に打ち込む姿は、多くの人に勇気と感動を与えます。障害者スポーツに触れ、知ることが人間の可能性と力強さを再認識する機会となります。まずは、障害者スポーツの魅力を知ってもらうことによって、障害者スポーツに関心を持ってもらうことが必要です。東京 2020 パラリンピック競技大会を契機に障害者スポーツの社会への認知度を更に向上させるとともに、同大会を観客席で満員にするために、積極的なプロモーションにより、障害者スポーツのファン・サポーターを増やすなど、障害者スポーツが、平成 32（2020）年以降も社会に根付くよう取り組むことが必要です。

〈観戦又は見た障害者スポーツの有無及びその方法（平成 26 年度と平成 28 年度の比較）〉

観戦又は見た障害者スポーツの有無

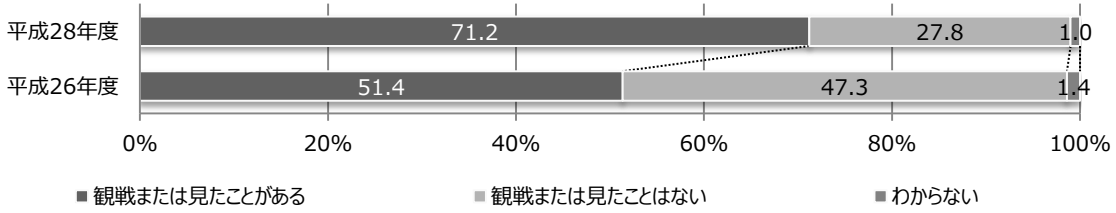

障害者スポーツを観戦又は見た方法

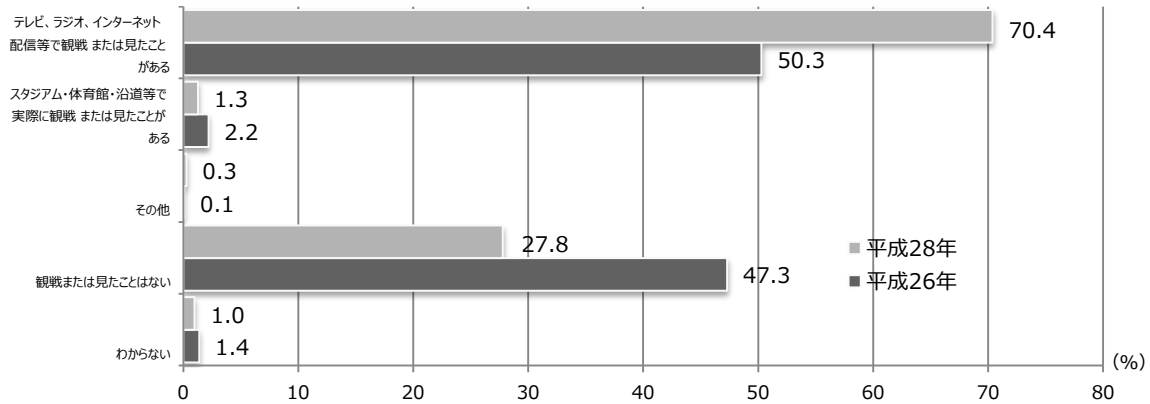

（出典）「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成29年１月、生活文化局）

「都民のスポーツ活動に関する世論調査」（平成27年２月、生活文化局）

【今後の方向性】

- 障害者スポーツのファン・サポーターを増やすため、障害者スポーツ等の面白さやアスリートの活躍をテレビ番組や東京都のウェブサイト等を活用して積極的に発信するとともに、様々な場面で障害者スポーツ等のＰＲを行います。
- 都民の障害者スポーツ観戦を促すため、競技大会の観戦招待や観戦に訪れた人に対し、ルールや見どころを理解してもらう工夫をしていきます。

【具体的な取組】

■　様々な手法を活用した障害者スポーツの魅力発信

関心喚起 ／ 実行促進 ／ 継続支援

スポーツＴｏｋｙｏインフォメーションの運営

障害のない人にも関心を持ってもらうため、東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション」やツイッター、フェイスブック等、都民が日頃から接することの多い媒体を通じ、障害者スポーツを含む様々な競技大会の見どころ等を発信し、多くの人々にスポーツへの関心を高めてもらいます。（関連ページ：Ｐ44、48、65、81、111）

ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビの運営

障害のある人がスポーツを行うきっかけとなることを目的に、都内の障害者スポーツイベント情報や公共スポーツ施設のバリアフリー情報等を掲載した障害者スポーツ専門ポータルサイト「ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビ」を運営します。（関連ページ：Ｐ44、65、80）

「ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ」を活用した魅力発信

東京 2020 大会に向け、それ以降も障害者スポーツが継続して社会に根付く土壌を作るため、障害者スポーツを応援する人を増やすプロジェクト「ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ」を展開し、大会情報の発信や、メンバーが参加できる障害者スポーツに関連したイベントを行うなど、テレビを含む多様なメディアも活用し、都民の障害者スポーツ観戦を促すための総合的な普及啓発事業を実施します。（関連ページ：Ｐ63、65、119）

障害者スポーツの普及啓発ツール等を活用したＰＲ

障害者スポーツの魅力を伝えるために制作した映像やパラリンピック競技等の紹介動画といった情報ツールを活用し、積極的なＰＲ活動を展開していきます。（関連ページ：Ｐ62、80）

■　障害者スポーツの観戦促進

関心喚起 ／ 実行促進 ／ 継続支援

「ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ」を活用した観戦促進

東京 2020 パラリンピック競技大会を満員の観客で盛り上げるため、観戦者が障害者スポーツの魅力を実感し、リピーターとなるよう、都内の大会等への招待と、効果的な盛り上げを展開します。（関連ページ：Ｐ63、65、119）

障害者理解の拡充に向けた取組

障害者スポーツへの一層の理解促進と普及・啓発を図るため、小・中学校、計 10 校をパラリンピック競技応援校に指定し、競技の観戦・応援、体験、運営ボランティア等を実施します。（関連ページ：Ｐ80）

政策指針 17　みるスポーツ
誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備

【現状と課題】

都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によると、過去一年間に会場等で実際にスポーツを観戦した都民の割合は 39.3%ですが、障害者の社会参加調査（平成 28 年度）によると、障害のある人が「スタジアム・体育館などで実際に観戦したことがある」が 14.4%、「沿道で実際に観戦したことがある」が 2.3%であり、実際にスポーツを観戦したことのある障害のある人は少ない状況にあります。また、障害のある人が求めるスポーツ観戦をする上での必要な支援については、「スタジアム、体育館などの建物や設備のバリアフリー化」(22.0%)、「障害者に配慮した観戦席の充実」(21.7%) となっています。

こうした意見は、障害のある人だけのものではなく、体力の低下した高齢者や成長過程にある子供等にも共通するものです。障害のある人の利用だけでなく、あらゆる年代の利用を想定し観戦環境を整備していく必要があります。また、ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 大会の開催を見据えて国外の人や、男性・女性に加えトランスジェンダーの方の利用など、国籍や性別に関わらず快適に観戦できるようにしていかなければなりません。

そのためには、多様な人々が様々な用途で施設を利用することを勘案して、案内表示をわかりやすく表示するなどのハード面での整備に加え、提供する情報の明確化や職員の対応力向上等のソフト面からも環境を整えていくことが、スポーツ観戦を促進する上で重要であると考えます。

〈障害者の１年間にスポーツを観戦した方法と観戦する上で必要な支援（平成 28 年度）〉

障害者がスポーツを観戦した方法

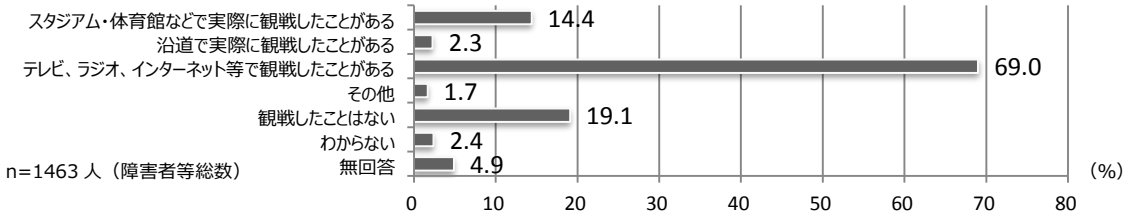

障害者がスポーツを観戦する上で必要な支援

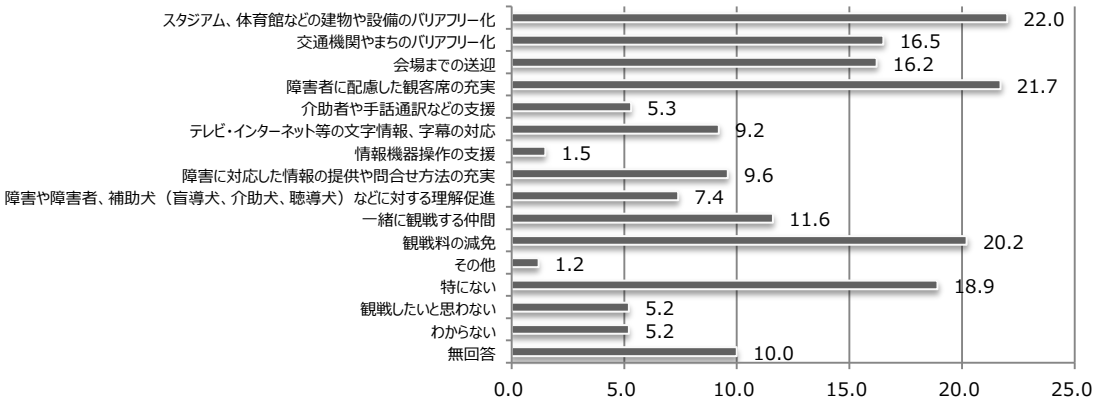

（出典）「社会参加に関する障害者等の意識調査」（平成 29 年３月、福祉保健局）

【今後の方向性】

- 誰もが快適に観戦できるよう、施設のバリアフリーや多言語対応など都立施設の整備や区市町村立スポーツ施設整備の支援をしていきます。

【具体的な取組】

■　バリアフリー化・多言語化の推進

関心喚起　実行促進　継続支援

都立スポーツ施設等の大規模改修

都立スポーツ施設について、「第二次主要施設 10 ヵ年維持更新計画」（平成 27 年３月東京都）等に基づき、老朽化した施設の改修・バリアフリー化、環境に配慮した施設への取組を行うとともに、利用者の利便性の向上、トップレベルの競技の観戦が楽しめる場としての整備を進め、国際スポーツ大会等の開催にふさわしい施設へと再生していきます。（関連ページ：Ｐ50、83、108）

「Ｔｏｋｙｏ2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた東京 2020 大会の会場のバリアフリー化

東京 2020 大会の会場については、「Ｔｏｋｙｏ2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた車いす席の比率やサイトライン（可視線）の確保、多機能トイレや様々なニーズの利用者に対応した機能別のトイレの設置等を進め、より高いレベルのバリアフリー化を完了します。

［数値目標］東京 2020 大会の会場のバリアフリー化の完了（平成 32 年）

アクセシビリティ・ワークショップの開催

東京 2020 大会の会場のうち都立恒設競技施設の整備にあたっては、障害の有無に関わらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの確保に向けて、設計段階で、障害のある方や学識経験者等から意見を聴取するアクセシビリティ・ワークショップを設置し、聴取した意見や要望は、可能な限り、実施設計に反映させていきます。（関連ページ：Ｐ51）

多言語対応の推進

訪日外国人や在留外国人の急増に対応するため、都立施設の多言語対応を進めるとともに都内スポーツ施設の多言語表示の好事例を周知するなど、外国人がスポーツ施設を快適に利用できるよう、スポーツ施設の「言葉のバリアフリー」の早期実現を図っていきます。

バリアフリー化等の普及・促進

スポーツ施設のほか、鉄道やバスにおけるユニバーサルデザインの導入や宿泊施設などのバリアフリー化を支援し、障害のある人や高齢者などが会場や施設まで快適に足を運べるよう環境整備を進めます。

区市町村スポーツ施設整備費補助（誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事）

区市町村立スポーツ施設について、都民の誰もが身近な地域で利用しやすくなるよう、平成 32（2020）年に向け、トイレの洋式化等のバリアフリー化など利用環境を向上するための工事を支援します。（関連ページ：Ｐ51、84、91）

政策指針 18　支えるスポーツ
多様なスポーツの振興に向けた人材の育成

【現状と課題】

障害者の社会参加調査（平成 28 年度）によると、障害のある人がこの１年間にスポーツや運動を行わなかった理由は、「活動したいが、身体的にできない」が 50.8%と最も高く、次いで「活動したいと思わない」が 20.9%となっています。また、都民のスポーツ活動に関する世論調査（平成 28 年度）によると、障害の有無を問わず 70 歳以上の高齢者では、スポーツや運動を行わなかった理由として「年をとったから」が 54.5%と最も高く、次いで「体が弱いから」が 25.0%となりました。いずれの結果からも、身体上の理由からスポーツを実施することを断念している状況が伺えます。

しかし、障害者スポーツやニュースポーツは、年齢や性別、運動技術や生活環境等に応じて、用具やルールを工夫し、参加者にあわせて生み出されたという経緯があり、障害のある人や身体の弱い人でも、楽しむことができるスポーツです。

障害者スポーツは、障害のある人のためのスポーツであると捉えられがちですが、超高齢社会に対応していくためには、高齢者に対するスポーツの指導に関して、障害者スポーツの指導のノウハウは非常に役立ちます。例えば、聴覚障害のある人に対するスポーツの指導の仕方というのは、そのまま高齢になって、耳がだんだん不自由になってきた高齢者への指導の仕方に活用することができます。障害のある人に対するスポーツの振興ということだけでなく、高齢者のスポーツ指導、振興にも結びついていくという視点を持つことが必要です。

スポーツに携わる行政職員はもとより、地域におけるスポーツ振興の旗振り役であるスポーツ推進委員や地域スポーツクラブの運営者、スポーツ施設の管理者等が、障害者スポーツやニュースポーツといった多様なスポーツへの理解を深め、これらのスポーツをユニバーサルなスポーツとして幅広く普及・振興できるよう、育成していくことが必要となります。

〈障害者等のスポーツや運動を行っていない理由（平成 28 年度）〉

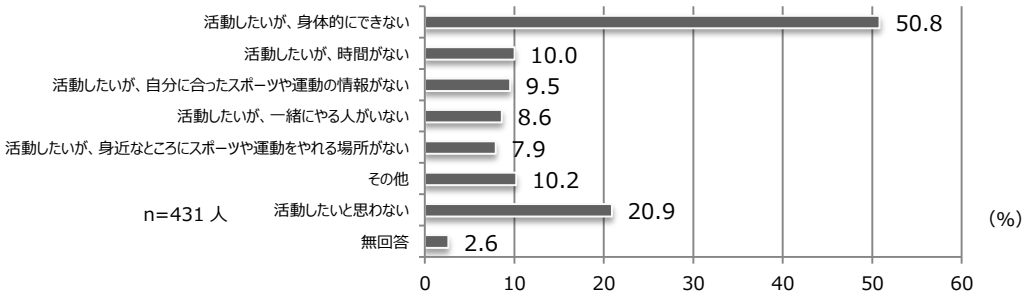

（出典）「社会参加に関する障害者等の意識調査」（平成 29 年３月、福祉保健局）

【今後の方向性】

- 一人でも多くの方に障害者スポーツや、ニュースポーツをはじめとするスポーツ・レクリエーションなどのスポーツを支える担い手として継続して活動してもらい、都民全体でスポーツを盛り

上げる機運を醸成していきます。

【具体的な取組】

■　障害者スポーツやスポーツ・レクリエーションに関わる人材の育成

関心喚起　実行促進　継続支援

東京みんなのスポーツ塾

ニュースポーツの継続的な普及振興に取り組むことで、都民のスポーツ実施率の向上を図るため、競技種目別に指導者によるルール解説や競技方法の指導、実践練習、試合、指導者の養成講習等を実施します。（関連ページ：Ｐ68）

障害者スポーツセミナー

区市町村の職員やスポーツ推進委員等を対象に、障害者スポーツ事業実施のきっかけとなるセミナーを開催し、身近な地域での障害者スポーツ事業を企画立案・実施する人材を育成します。（関連ページ：Ｐ68、117）

障がい者スポーツ指導員養成講習会

スポーツ推進委員や公立スポーツ施設職員を対象に、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催し、地域の障害者スポーツの現場で実際に指導や支援にあたる人材を育成・確保します。

また、初級障がい者スポーツ指導員等を対象に、中級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催し、地域の障害者スポーツの現場の中心的存在として、率先して指導や支援にあたる人材を育成・確保します。（関連ページ：Ｐ68、117）

［数値目標］「障がい者スポーツ指導員」の資格を持つスポーツ推進委員都内全 59 地区配置（平成 32 年度末）

障害者スポーツ人材の活動活性化

障害者スポーツの大会・イベント等の情報を収集し、都内の障がい者スポーツ指導員等に提供することにより、活動の機会を拡充します。また、活動経験が少ない指導員等を対象にした「リ・スタート研修会」や、障がい者スポーツ指導員等が一堂に会する「障害者スポーツフォーラム」を開催し、障害者スポーツ人材の資質向上を図ります。更に、障害者スポーツを指導する、又は支える際の取組や注意点をまとめたＤＶＤを、学校、企業等の研修やフォーラム等の教材として活用します。（関連ページ：Ｐ68）

スポーツ実施のすそ野拡大に寄与する指導者養成の検討

年齢や性別、障害の有無等を問わず、幅広い都民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーションを広く指導・普及することができる人材育成に向けた取組を検討していきます。（関連ページ：Ｐ69、81）

政策指針 19　支えるスポーツ
多様なスポーツを支える基盤づくり

【現状と課題】

平成 15（2003）年に、都内の障害者スポーツの一層の振興・支援を担うため、（公社）東京都障害者スポーツ協会が、東京における障害者スポーツの推進の中核となる自主的な民間組織として設立されました。今日まで関係行政機関や東京都障害者スポーツ指導者協議会などとも連携して障害のある人のスポーツ活動を支援・推進しています。

しかし、障害者スポーツの担い手たる都内の競技団体については、（公社）東京都障害者スポーツ協会に登録している団体のうち、法人格を持つ団体はなく、安定した基盤のある団体は少ない状況にあります。

都内の団体に限らず、障害者スポーツ団体の多くは、選手や保護者、学校の教員等で構成されており、団体の構成人数も少ないため、練習場所の確保や指導・育成、経理などの事務作業を一部の者だけで実施している現状があります。中には、年に一度の大会運営のためだけに組織された団体などもあります。

平成 28（2016）年度にスポーツ庁が障害者スポーツ団体を取り巻く状況を把握するために 76 の障害者スポーツ団体を対象に実施した調査によると、多くの団体から事務局体制の支援や障害者アスリートの日常活動への支援などへの要望があり、活動の基盤の脆弱さが浮き彫りとなりました。

障害者スポーツの競技人口を増やし、スポーツのすそ野を拡大していくためにも、障害者スポーツ団体の組織力の強化、競技力向上のための体制整備を図り、障害者スポーツを支える基盤を強固なものにしていくことが必要です。

〈障害者スポーツ団体のニーズ（平成 28 年度）〉

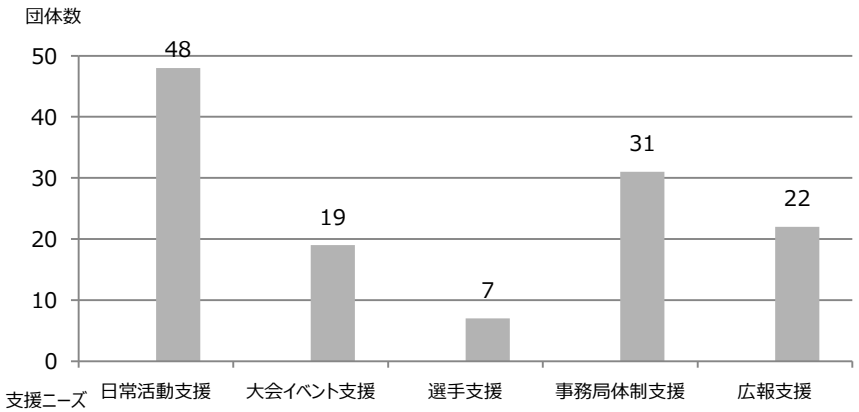

（出典）「障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査」（平成 28 年、スポーツ庁）

【今後の方向性】

- 障害者スポーツ振興を着実に図れるよう、障害者スポーツ競技団体等の組織力の強化を支援します。
- 地域における障害者スポーツに係る情報共有や、障害のある人がスポーツをしやすい環境整備を

図るため、スポーツ団体等の関係者を含めた連絡調整の場において、更なる連携を強化します。

【具体的な取組】

■ 障害者スポーツに関する団体等の基盤強化

関心喚起　実行促進　**継続支援**

障害者スポーツ団体の活動支援

東京における障害者スポーツ競技団体の体制整備と選手の競技力向上を目的として、団体が実施する練習会や強化合宿などに対する補助を行います。

障害者スポーツ団体の基盤強化事業

2020 年にかけての取組として、障害者スポーツ団体に、団体の課題に応じたビジネススキルや専門知識を有する企業人等のボランティア活動「プロボノ」を導入し、実用的な成果物を作成するプロジェクトを通じ、団体の基盤強化を図ります。

■ 多様な団体との連携促進

関心喚起　実行促進　**継続支援**

障害者スポーツの環境整備に向けた実務者会議

身近な地域における障害者スポーツの環境整備を図るため、障害者スポーツや障害のある方の健康・体力づくりに係る関係団体等が一堂に会し、課題整理・連絡調整等を行う場を設け、総合的な施策推進を図ります。

障害者スポーツコンシェルジュ事業

（公社）東京都障害者スポーツ協会内の相談窓口において、障害者スポーツに関する情報提供や助言を行うとともに、障害者スポーツを支援したいという民間企業等の意向を選手や競技団体につなぐための調整を行います。

■ 障害者スポーツ振興基金

関心喚起　実行促進　**継続支援**

障害者スポーツ振興基金

誰もがスポーツに親しむことができる都市の実現に向け、「東京都障害者スポーツ振興基金」を活用し、オリンピック・パラリンピックに向けて集中的・重点的に障害者スポーツの振興を図っていきます。

政策指針 20　支えるスポーツ
スポーツを通じた被災地支援

【現状と課題】

東日本大震災後、スポーツ選手による被災者との交流や日本選手・チームの世界的な活躍は、被災地のみならず日本全体を元気づけ、多くの人がスポーツの力に気付くきっかけになりました。

東京都では、震災後速やかに、都立スポーツ施設等を活用して緊急避難者一時受け入れ施設を開設し、その運営にあたりました。また、被災地復興の支援を目的とし、スポーツの持つ力を活用した「スポーツを通じた被災地支援事業」を展開しました。この事業により、多くのアスリートが被災地を訪れ、スポーツを通じた被災者とアスリートの交流が行われてきました。

東日本大震災の発生から６年が経過し、被災地では、着実に復興事業が進展している一方で、未だ多くの被災者が避難生活を余儀なくされているなど、復興は途上にあります。

また、東京 2020 大会の開催決定後、熊本県等を大地震が襲い、甚大な被害がもたらされました。

東京 2020 年大会は「復興五輪」として、世界から受けた支援に対する返礼の場とし、招致をしました。この東京 2020 大会の開催を、被災地の復興に資するものとするためにも、これらの震災からの復興を後押ししていくとともに、復興の過程や復興後の姿を世界に発信していく必要があります。

〈スポーツを通じた被災地支援関係事業〉

スポーツ交流事業

未来（あした）への道 1000 ㎞縦断リレー

【今後の方向性】

- 日本の首都として被災地の復興を牽引するため、スポーツを通じて被災した子供たちに夢や勇気を与え、運動機会の提供など復興に向けた支援を行います。
- 震災の記憶の風化を防止するため、その取組と被災地の姿を広く発信するとともに、被災地の復興状況を勘案し、今後のスポーツを通じた支援のあり方について検討をしていきます。

【具体的な取組】

■　スポーツを通じた被災地の復興支援

関心喚起　実行促進　継続支援

- **スポーツを通じた被災地支援事業（スポーツ交流事業）**

  被災地の子供たちを東京に招待し、合同練習や交流試合など、スポーツを通じて東京の子供たちと交流を行います。

- **スポーツを通じた被災地支援事業（スポーツ観戦招待事業）**

  被災地の子供たちを東京で行われる国際的スポーツ大会に観戦招待し、トップアスリートの競技を間近に体験することで、子供たちに夢を与えます。

- **スポーツを通じた被災地支援事業（東京マラソン（10 ㎞）高校生招待事業）**

  被災地の高校生を東京マラソン（10㎞）に招待し、都心を駆け抜ける爽快感や、有名選手を間近に感じることで、高校生たちに夢を与えます。（関連ページ：Ｐ114）

- **スポーツを通じた被災地支援事業（アスリート派遣事業）**

  被災地にトップアスリートや一流指導者を派遣し、子供たちを対象にしたスポーツ教室などスポーツ交流事業を行います。

- **未来（あした）への道 1000 ㎞縦断リレー**

  被災地でのリレーを通じ、復興へ向けた取組等を発信することで、東日本大震災の記憶の風化を防止するとともに、全国と被災地との絆を深めます。

- **被災地の姿を世界に向けて発信**

  スポーツを通じて元気を取り戻しつつある被災地の姿を、様々な機会を捉えて、国内外に広く発信します。

政策目標３

スポーツを通じた地域・経済の活性化

1　将来イメージ

都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツを楽しませるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。

2　達成指標

都民に様々なスポーツを実施したり観戦したりして楽しんでもらうとともに、企業や地域団体等にもスポーツに係るサービスや商品等を提供してもらうことを指標としていきます。

１年間に直接スポーツを観戦した都民の割合	39.3%	▶	2020 年までに 50.0%
東京 2020 大会に出場する都が発掘・育成・強化したアスリート数	―	▶	2020 年に ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ　100 人 ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ　25 人
都内のスポーツＧＤＰ	0.7 兆円	▶	2020 年までに 1.4 兆円

3　目標達成に向けた施策展開の考え方

スポーツを通じた地域・経済の活性化のためには、スポーツに係るサービス等の提供を受ける都民や提供する企業・地域団体等に対して、スポーツへの関心を大いに高めてもらうこと等によりスポーツムーブメントを起こす必要があり、その状況を踏まえ段階的に効果的な施策を展開していきます。

【段階別の施策展開】

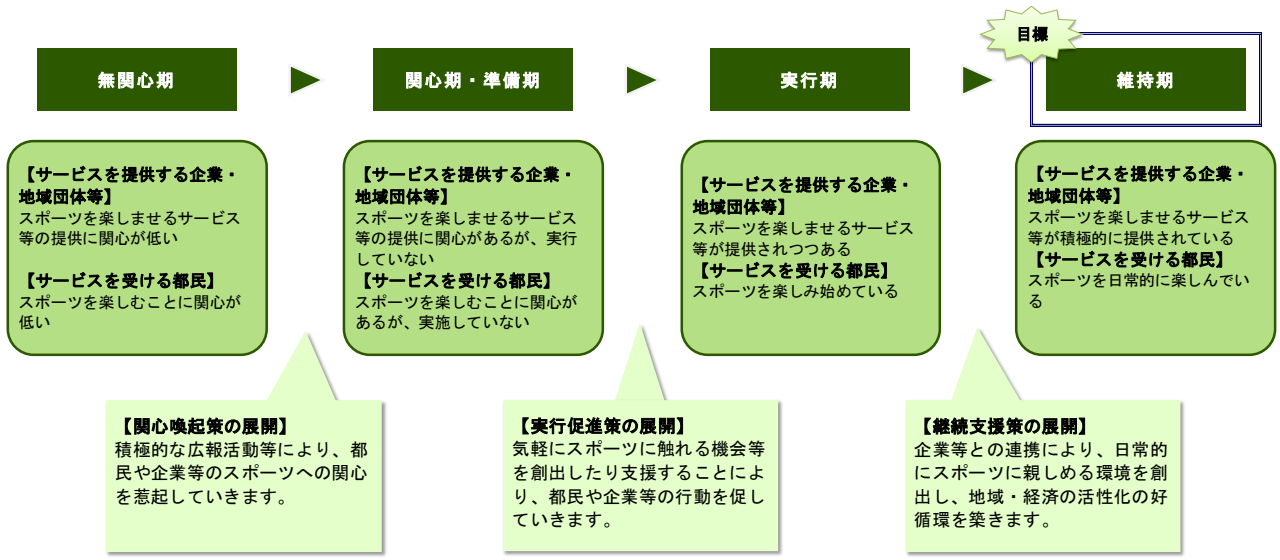

4　目標達成に向けた政策指針と施策展開

具体的な施策展開	関心喚起策	実行促進策	継続支援策
するスポーツ			
政策指針 21　スポーツクラスターを核とした地域の活性化			
■　スポーツクラスターの整備と活用（臨海地区）		●	●
■　スポーツクラスターの整備と活用（神宮外苑地区）		●	●
■　スポーツクラスターの整備と活用（武蔵野の森地区）		●	●
■　スポーツクラスターの整備と活用（駒沢地区）		●	●
■　都立スポーツ施設の管理運営		●	●
政策指針 22　官民連携によるスポーツ気運の醸成			
■　官民連携による気運醸成	●	●	
■　情報発信を通じた気運醸成	●		
■　企業等のスポーツイベント支援を呼び込む取組	●	●	
政策指針 23　東京を活性化させるスポーツイベントの開催			
■　多くの人が参加可能なスポーツイベントの開催	●	●	
政策指針 24　地域におけるスポーツ活動の推進			
■　地域スポーツの推進		●	●
みるスポーツ			
政策指針 25　スポーツ観戦の魅力発信			
■　大規模スポーツ大会を活用した魅力発信	●		
政策指針 26　アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成			
■　才能ある選手の発掘	●	●	
■　東京育ちのアスリートの競技力強化		●	●
■　アスリートの競技力強化のサポート			●
■　優秀な成績を収めた東京のトップアスリートの表彰			●
政策指針 27　スポーツ施設における観客の満足度向上			
■　都立スポーツ施設への民間活力の導入		●	●
■　スポーツ施設のＩＣＴ化への対応		●	●
支えるスポーツ			
政策指針 28　スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援			
■　スポーツに関する技術開発等への支援	●	●	
■　スポーツに関する企業の市場開拓への支援		●	●
政策指針 29　地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰			
■　スポーツによる地域・経済の活性化に寄与した団体等の顕彰			●
政策指針 30　スポーツを通じた国際交流			
■　スポーツを通じた国際交流の推進			●

政策指針 21　するスポーツ
スポーツクラスターを核とした地域の活性化

【現状と課題】

東京都では東京 2020 大会の競技会場として、臨海地区に６つの新規恒久施設（オリンピックアクアティクスセンター、海の森水上競技場、有明アリーナ、カヌー・スラローム会場、大井ホッケー競技場、アーチェリー会場（夢の島公園）、施設名はいずれも仮称）を整備しています。これらの施設は、東京 2020 大会においてアスリートが最高のパフォーマンスを発揮でき、多くの観客がその迫力を体感できる競技会場であるとともに、大会後も有効に活用し、都民の貴重な財産として未来に引き継いでいくべきものです。

こうした新規恒久施設が集まる臨海地区は、ウォータースポーツをはじめとした様々なスポーツを、都民が体験でき、観戦もできる一大スポーツ拠点となる可能性を秘めています。さらに隣接する公園や商業施設等と連携を図ることで、にぎわいを創出する地域の核にもなり得るものです。

このように大規模スポーツ施設を中心とした様々な施設の集積は、地域や経済を活性化させる起爆剤となるものであり、「スポーツクラスター」と呼ばれています。都内には、上記の臨海地区に加え、神宮外苑地区、武蔵野の森地区、駒沢地区の４つのスポーツクラスターがありますが、これらをレガシーとして将来に遺していくためには、スポーツの拠点としてだけでなく、周辺施設との連携を図りながら、都民に末永く親しまれる地域活性化の中核として活用していくことが重要です。

〈都内のスポーツ施設集積地区（スポーツクラスター）〉

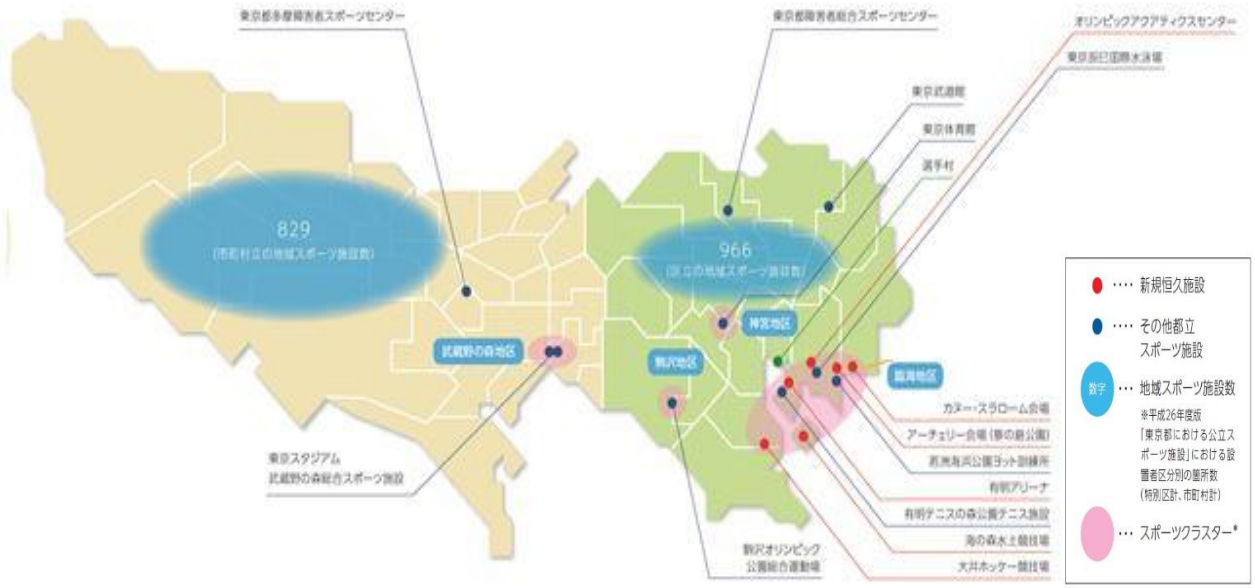

（出典）「2020 年に向けた東京都の取組」（平成 27 年 12 月、オリンピック・パラリンピック準備局）

【今後の方向性】

- スポーツイベントの開催等を通して、都民のスポーツへの関心の向上と地域経済の活性化を図るため、新規恒久施設や既存施設からなるスポーツクラスターを整備・活用するほか、周辺の様々

な施設と連携し、地域における面的な広がりを形成していきます。

- 既存の都立スポーツ施設において、スポーツクラスターを構成する施設として利用者の利便性向上を図るため、改修を行います。

【具体的な取組】

■　スポーツクラスターの整備と活用（臨海地区）

関心喚起　実行促進　継続支援

東京都では、東京 2020 大会に向け、臨海地区に新規恒久施設６施設を整備し、スポーツの拠点として活用していくとともに、文化・イベント、青少年教育等で多目的に利用するなど、大会後も都民・国民の貴重な財産として末永く親しまれ、有効活用される施設としていきます。

有明／有明レガシーエリア

有明地区の主な施設として、有明アリーナや有明テニスの森公園テニス施設があります。有明地区を、スポーツ・文化の拠点とし、東京 2020 大会関連施設でのイベント開催や民間開発による商業施設、ホテル、ホールなどの豊富な機能集積との相乗効果により、新たな魅力を創出します。（関連ページ：Ｐ50、109）

辰巳・夢の島／マルチスポーツエリア

辰巳・夢の島地区の主な施設として、オリンピックアクアティクスセンター、アーチェリー会場（夢の島公園）、東京辰巳国際水泳場があります。夢の島・辰巳地区周辺を「マルチスポーツエリア」として、様々なスポーツが楽しめる、スポーツ活動の拠点としていきます。（関連ページ：Ｐ50、109）

海の森・若洲・葛西／ウォータースポーツエリア

海の森・若洲・葛西地区の主な施設として、海の森水上競技場、カヌー・スラローム会場があります。これらの施設の整備により、若洲海浜公園ヨット訓練所とともにウォータースポーツエリアを形成し、様々な水上スポーツを総合的に楽しめる空間を生み出します。（関連ページ：Ｐ50、109）

大井／大井ホッケー競技場

ホッケーをはじめ、様々なスポーツで利用できる多目的球技場として、都民が幅広く様々なスポーツを行うことができる場、そして、公園内の他施設と連携し、総合的なスポーツ・レクリエーションの拠点を形成していきます。（関連ページ：Ｐ50、109）

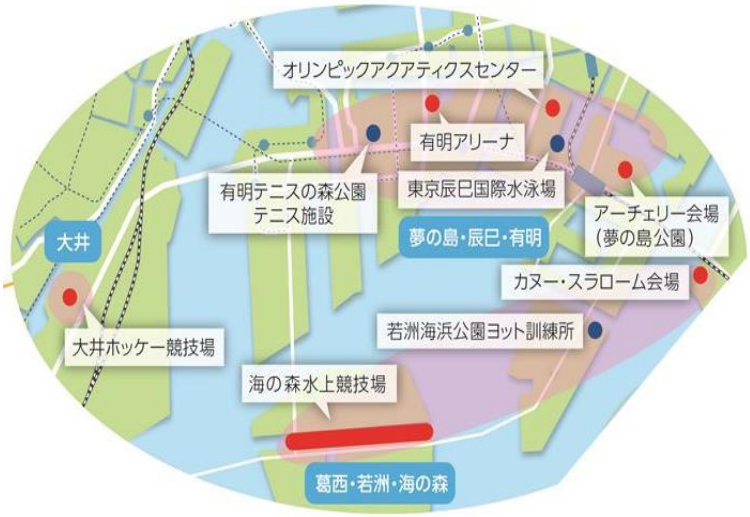

スポーツクラスターの整備（臨海地区）

■　スポーツクラスターの整備と活用（神宮外苑地区）

関心喚起　実行促進　継続支援

神宮外苑地区

神宮外苑地区の主な施設として、東京 2020 大会の開会式・閉会式や競技会場となる新国立競技場（オリンピックスタジアム）や東京体育館があります。その他の大規模スポーツ施設の連鎖的な建て替えや青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力ある複合市街地の形成を通じて、地区一帯でにぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点を目指していきます。

新国立競技場（イメージ）

■　スポーツクラスターの整備と活用（武蔵野の森地区）

関心喚起　実行促進　継続支援

武蔵野の森地区

武蔵野の森地区の主な施設として、ラグビーワールドカップ 2019™の開会式・開幕戦の会場及び東京2020大会の競技会場となる東京スタジアムや東京2020大会の競技会場となる武蔵野の森総合スポーツプラザがあります。武蔵野の森地区について、これらの施設が一体となって、多摩地域のスポーツ拠点を形成し、周辺の公園等とも連携して、スポーツに親しめる環境を創出していきます。

武蔵野の森総合スポーツプラザ

■　スポーツクラスターの整備と活用（駒沢地区）

関心喚起　実行促進　継続支援

駒沢地区

駒沢地区の主な施設として、駒沢オリンピック公園総合運動場があります。1964 年大会のレガシーである駒沢オリンピック公園総合運動場を利用者が使いやすく、環境にやさしい施設に改修するとともに、駒沢オリンピック公園との一体的な活用を図るなど、面的な広がりを持って地域で利用していきます。（関連ページ：Ｐ50、95）

駒沢オリンピック公園総合運動場

■　都立スポーツ施設の管理運営

関心喚起　実行促進　継続支援

既存の都立スポーツ施設の管理運営

既存の都立スポーツ施設について、指定管理者制度による民間事業者の活用等により、利用者の満足度を高めるサービスを提供していきます。（関連ページ：Ｐ50、83、124）

新規恒久施設の利活用

新規恒久施設については、アスリートファーストの理念の下、最高の競技環境を実現するとともに、バリアフリー化にも配慮し、観客にとっても快適に観戦できる施設としていきます。また、大会後も多くの都民に利用され、親しまれる施設となるよう、民間事業者の活用など様々な手法を検討しながら、大会後の有効活用に向けて取り組んでいきます。（関連ページ：Ｐ50、107）

政策指針 22　するスポーツ
官民連携によるスポーツ気運の醸成

【現状と課題】

都民のスポーツ実施調査（平成 28 年度）によると、過去１年間にスポーツや運動を実施しなかった 18 歳以上の都民の割合は 15.0%でした。実施しなかった理由として最も多かった回答は、「仕事や家事・育児が忙しくて時間がないから」で 43.2%を占めています。この内訳を職業別で見ると、自営・家族従業の人が 17.8%、会社等の勤めの人が 65.3%となっており、職業別全体の 83.1%を占めていることを踏まえると、こうした理由でスポーツを実施できないでいる人に対しては、行政だけでなく、企業等の協力が不可欠です。

一方、企業等においては、近年「健康経営」の考え方が広がりを見せています。健康経営とは、「『企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる』との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、 戦略的に実践すること」です(*)。そして、従業員の健康保持・増進や生活習慣病の予防の方法として、スポーツ活動の推進に関心が寄せられており、実際にラジオ体操の実施やウオーキングの奨励等に取り組んでいる企業等もあります。

こうした企業等の取組を更に広げ、通勤や休憩等の時間を活用して日常的にスポーツ活動ができるよう、官民が連携してスポーツ気運を醸成していく必要があります。

〈従業員の健康保持・増進の理念・方針を明文化している企業〉

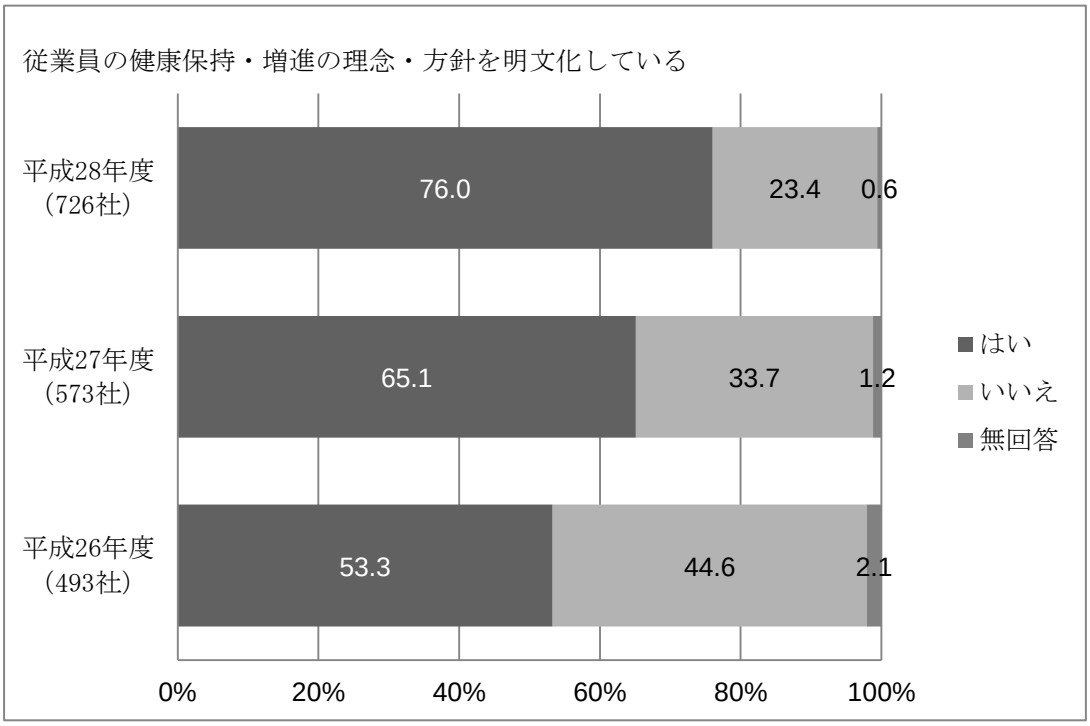

（出典）「健康経営銘柄 2017 レポート」（平成 29 年２月、経済産業省 東京証券取引所）内 健康経営度調査

【今後の方向性】

- 企業等におけるスポーツへの意欲を高めるため、企業等によるスポーツ活動の推進を支援すると

ともに、そうした取組を積極的に発信していきます。

【具体的な取組】

■　官民連携による気運醸成

関心喚起　実行促進　継続支援

スポーツ推進企業認定制度の活用

企業等におけるスポーツへの意欲を高めるために、従業員のスポーツ活動の推進や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定します。更に、東京都スポーツ推進企業の中から、特に社会的な影響や波及効果の大きい取組をしている企業等を「東京都スポーツ推進モデル企業」として表彰し、企業等におけるスポーツ気運を醸成していきます。（関連ページ：Ｐ129）

［数値目標］東京都スポーツ推進企業 350 社、東京都スポーツ推進モデル企業 累計 60 社（平成 32 年度末）

スポーツライフの推進

東京 2020 大会への気運醸成と健康増進を目的として、身近な場所でいつでもできるラジオ体操を企業や都民に普及するなどにより、誰もが日常生活の中で気軽にスポーツに取り組むことができるスポーツライフを推進していきます。

■　情報発信を通じた気運醸成

関心喚起　実行促進　継続支援

スポーツＴｏｋｙｏインフォメーションの運営

東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション」やツイッター、フェイスブック等で、従業員のスポーツ活動の推進やスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等の取組事例を紹介し、職場における健康増進等に関する取組を発信していきます。また、日常生活において実施できる体操や気軽に参加できるスポーツイベント、職場内で簡単にできるエクササイズを紹介し、多くの人々の日常生活の中でできるスポーツに対する関心を高めていきます。（関連ページ：Ｐ44、48、65、81、93）

スポーツＴｏｋｙｏインフォメーション

■　企業等のスポーツイベント支援を呼び込む取組

関心喚起　実行促進　継続支援

企業等によるスポーツイベントへの支援

都民が参加できるスポーツイベントに対し、企業等が持つ資源を活用した支援が促進されるよう、東京都が実施するスポーツイベントの内容を充実させるとともに、情報の発信に取り組んでいきます。

（*） 特定非営利法人健康経営研究会ウェブサイト（http://kenkokeiei.jp/whats）より引用

政策指針 23　するスポーツ
東京を活性化させるスポーツイベントの開催

【現状と課題】

多くの人々が参加可能なスポーツイベントを開催することは、都民にスポーツを実施する機会を提供するということだけでなく、会場周辺の地域に賑わいをもたらし、地域や経済を活性化させる効果が期待されます。

例えば、平成 23（2011）年に実施された東京マラソン 2011 は、東京都に 188 億円の経済波及効果をもたらした（株式会社電通「東京マラソン２０１１開催の経済波及効果」平成 23（2011）年３月）とされており、開催に要した経費の約 14 倍の経済波及効果があったことになります。

経済波及効果の内容は、大会運営費に関連するものだけではなく、大会参加者や観戦者の消費支出に関連するものも含まれており、多くの人々が東京に訪れ、宿泊し、飲食やグッズの購入等の様々な消費活動を行うことが見込まれています。スポーツイベントは参加者だけに効果をもたらすものではなく、地域を活性化させ、東京に活力をもたらすものであると言えます。

こうしたスポーツイベントへの参加やスポーツ観戦のための旅行を伴う活動は、「スポーツツーリズム」と呼ばれ、スポーツ振興だけでなく、地域観光関連産業の活性化や地域の魅力を発信する観点からも注目を集めています。

スポーツを通じた地域や経済の活性化には、多くの人々が参加できるスポーツイベントの開催が効果的であり、企業や関係団体等と連携を図りながら、魅力あるスポーツイベントが開催されるよう、取組を検討していくことが必要です。

©東京マラソン財団

東京マラソン

【今後の方向性】

- 多くの人に参加してもらえるスポーツインベントを開催するとともに、イベント開催地を訪れる人へ地域の魅力を発信するため、地域と連携した取組を行っていきます。

【具体的な取組】

■　多くの人が参加可能なスポーツイベントの開催

関心喚起　実行促進　継続支援

- **東京マラソンの開催支援**

  国内外から多数のランナーや観光客が集うアジア最大級のマラソン大会である東京マラソンを支援していきます。（関連ページ：Ｐ101）

- **マラソン祭りの開催**

  東京マラソンにあわせてマラソン祭りを開催し、地域の人々が参画した様々なイベント展開を通じて、地域の活性化に貢献していきます。（関連ページ：Ｐ119）

- **ＴＯＫＹＯウオークの開催**

  子供から高齢者まで誰もが気軽に参加でき、東京の魅力を再確認できるようなウオーキングイベントを、島しょ地域を含む都内各地で開催します。また、沿道の各区市町村や地元商店街との連携を強化し、会場の地域特性を活かした観光ＰＲ等を展開していきます。（関連ページ：Ｐ47、81、86）

- **スポーツ博覧会・東京の開催**

  スポーツ経験の有無、年齢・性別・障害の有無、居住地域に関わりなく、誰もが楽しみながらスポーツに親しむ機会を提供していきます。（関連ページ：Ｐ47、81、86）

- **味の素スタジアム６時間耐久リレーマラソンの開催**

  東京スタジアムに設けた１周２㎞のコースを、チームでタスキをつなぎながら走る、リレー方式のランニングイベントを実施します。（関連ページ：Ｐ47、81、86）

- **島しょ地域の観光振興への支援**

  島しょ地域において、各島がその個性的な魅力を生かして主体的に取り組むサーフィン大会などの観光振興事業に対して支援を行います。

政策指針 24　するスポーツ
地域におけるスポーツ活動の推進

【現状と課題】

地域におけるスポーツ活動を推進していくことは、都民のスポーツ活動の習慣化につながるだけでなく、人と人との交流を促進し、地域の活力を醸成していくことへとつながります。しかし、都民が実際に地域でスポーツ活動をしようと考えたとき、施設や公園といった場所がなければ行動に移すことができません。また、一緒に活動をする仲間や、これを支える組織も必要です。こうした課題の解決には地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の存在が不可欠です。

地域スポーツクラブは、地域住民が、主体的に運営し、子供から高齢者、障害のある人を含め、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場であるとともに、地域の人々が集い、交流が図られる場として地域コミュニティの役割も期待されるものであり、地域スポーツの推進に欠くことのできない存在です。東京都では、これまで地域スポーツクラブを都内全区市町村に設置することを目標に取組を進め、現在、55 区市町村に 133 クラブが設立されています。

また、スポーツ推進委員は、住民に対するスポーツの実技の指導だけではなく、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整やスポーツに関する指導や助言を行うこととされており、地域スポーツ振興のコーディネーターとしての役割が期待されています。

地域におけるスポーツ活動の活性化に向け、地域スポーツクラブに対する支援を行うとともに、町会・自治会など地域団体との連携や各区市町村のスポーツ振興の重要な担い手であるスポーツ推進委員等へのきめ細かな働きかけを通じて、都民の身近な地域でスポーツ活動ができる機会を確保していくことが必要です。

〈地域スポーツクラブ設立状況（平成 29（2017）年９月末時点）〉

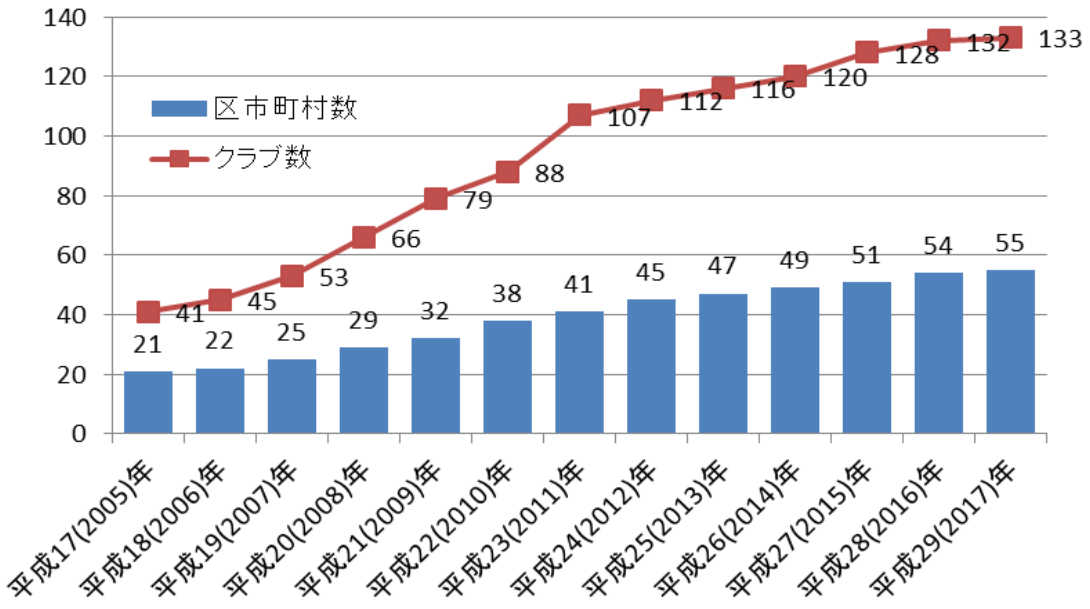

【今後の方向性】

- 地域スポーツクラブの都内全区市町村設置に向けた取組を行うとともに、地域スポーツクラブの育成、運営支援を行っていきます。
- 国の動向を踏まえ、地域スポーツクラブのあり方を検討していきます。
- 地域スポーツ活動を活性化させるため、地域団体との連携、スポーツ推進委員に対する研修等を行っていきます。

【具体的な取組】

■　地域スポーツの推進

関心喚起　実行促進　継続支援

地域スポーツクラブ設立支援協議会の運営

地域スポーツクラブ設立に向けて、地域における多様な取組が推進されるよう、区市町村、スポーツ関係団体等と連携し、地域スポーツクラブ設立・育成のための支援策を検討していきます。

地域スポーツクラブ設立活動活性化事業

地域スポーツクラブがまだ設置されていない区市町村を対象にして、地域スポーツクラブの育成を促進するためのセミナーを実施し、地域の特性にあった設立準備活動を促進していきます。

［数値目標］全区市町村設置（平成 32 年度末）

地域スポーツクラブの設立・育成、運営支援

（公財）東京都スポーツ文化事業団内に設置されている東京都広域スポーツセンターにおいて、地域住民が運営する地域スポーツクラブの設立・育成や運営を支援するため、指導者等の人材の育成や研修機会の提供、クラブ間の情報交換や交流機会の提供、指導者の派遣、相談対応等の取組を行っていきます。

東京都地域スポーツクラブサポートネットによる情報提供

東京都広域スポーツセンターが運営している「東京都地域スポーツクラブサポートネット」において、地域スポーツクラブの設立及び活動を支援するための情報を提供するとともに、地域スポーツクラブについて詳しく知りたい方や、クラブに参加したい方に都内クラブの情報を提供していきます。

地域スポーツクラブサポートネット

地域スポーツクラブのあり方の検討

国は、平成 29 年３月に策定した第２期スポーツ基本計画の中で、総合型地域スポーツクラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るため、登録・認証等の制度を整備するととも

に、都道府県レベルで中間支援組織を整備し、総合型地域スポーツクラブに対する支援体制の再構築を図るとしています。総合型地域スポーツクラブには、地方公共団体の支援を受けつつ、地域から求められる役割を果たし、地域の課題解決に向けた取組を行うことが期待されており、東京都では、このことを踏まえ、今後の国の動向を見ながら、地域スポーツクラブのあり方を検討していきます。

- **東京 2020 大会の気運醸成に向けた町会・自治会への支援**

  東京 2020 大会の開催に向けて、町会・自治会を対象とする「地域の底力発展事業助成」を通じて、オリンピック・パラリンピックの気運醸成に繋がる地域の取組を支援していきます。

- **スポーツ推進委員研修会**

  各区市町村のスポーツ振興の重要な担い手であるスポーツ推進委員を対象に、地域のスポーツ環境整備、地域のスポーツのニーズに的確に応えるスポーツ推進委員のあり方等について広く見識を深めるため、スポーツ推進委員研修会を実施していきます。（関連ページ：Ｐ68）

- **障害者スポーツセミナー**

  区市町村の職員やスポーツ推進委員等を対象に、障害者スポーツ事業実施のきっかけとなるセミナーを開催し、身近な地域での障害者スポーツ事業を企画立案・実施する人材を育成します。（関連ページ：Ｐ68、97）

- **障がい者スポーツ指導員養成講習会**

  初級障がい者スポーツ指導員については、スポーツ推進委員や公立スポーツ施設職員を対象に、養成講習会を開催し、地域の障害者スポーツの現場で実際に指導や支援にあたる人材を育成・確保します。

  中級障がい者スポーツ指導員については、初級障がい者スポーツ指導員等を対象に、地域の障害者スポーツの現場の中心的存在として、率先して指導や支援にあたる人材を育成・確保します。（関連ページ：Ｐ68、97）

  ［数値目標］「障がい者スポーツ指導員」の資格を持つスポーツ推進委員都内全 59 地区配置（平成 32 年度末）

政策指針 25　みるスポーツ
スポーツ観戦の魅力発信

【現状と課題】

スポーツをみることは、楽しみや喜びを感じたり、気分転換、ストレス解消が図られるといった効果のほか、直接スタジアム等で出向いて観戦することによって、多くの観客と興奮や感動を共有できます。また、入場料や飲食費、関連商品の売り上げを通じて、経済の活性化にも寄与します。

ロンドン 2012 大会におけるチケット販売数は、オリンピックで 880 万枚、パラリンピックで 250 万枚となっており、2,000 万人もの人が観客としてロンドンを訪れました（ロンドン市民を除く）。パブリックビューイングの来訪者は 810 万人に上り、テレビ配信の視聴者は 48 億人とされています(*)。

東京 2020 大会を３年後に控える東京では、これまでも様々な競技の国際・国内大会が開催され、多くの人々が観戦に訪れました。平成 28（2016）年度には、東京都は 28 の国際大会に対して、共催又は後援により開催の支援を行いました。しかし、世界のトップアスリートが競う国際大会であっても、大会の観戦者数は、大会の位置付けや競技に違いがあるものの、差が生じているのが実情です。

ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 大会を控え、都民のスポーツへの関心が高まっていくこの機会を活用し、より多くの人に競技会場で実際にスポーツイベントを観戦してもらえるよう、スポーツ観戦の魅力を発信していくことが必要です。

〈東京都が共催、後援している国際大会一覧（平成 28（2016）年度）〉

共　催　(3件)	
車いすテニス世界国別選手権	第10回アジア水泳選手権2016
リポビタンDチャレンジカップ2016（日本代表対スコットランド代表）	
後　援　(25件)	
GLOBAL POINT&K.O.第31回空手道選手権大会	ヨネックスオープンジャパン2016 BWFワールドスーパーシリーズ
スズキワールドカップ2016 第27回世界エアロビック選手権大会	楽天・ジャパン・オープン・テニス・チャンピオンシップス2016
2016年マスターズワールドカップウエイトリフティング大会	ICUジャパンオープンチアリーディング選手権大会2016
第18回東京オープン・ダンススポーツ選手権	FINA/airweave競泳ワールドカップ2016 東京大会
NSW Waratahs team - School Visit & Welcome Reception-	The 5th Asian U-23 Fencing Championships 2016 in Tokyo
2016ジャパンパラゴールボール競技大会	2016年アジアユース・ジュニアウェイトリフティング選手権大会
第12回居合道会国際大会	高円宮牌選手権大会男子フルーレ個人戦および団体戦
国際交流ジュニアヨットクラブ競技会2016	グランドスラム東京2016
東日本大震災復興支援チャリティー骨髄バンクチャリティーオープントーナメントカラテドリームフェスティバル2016 国際大会	ジャパンラグビートップリーグ2016-2017 14節「サントリーサンゴリアス対東芝ブレイブルーパス」
イオンカップ2016 世界新体操クラブ選手権	2017ワールドスーパーシリーズ アジアオープン ダンス選手権大会
JAPAN WOMEN'S OPEN TENNIS 2016	ADCC ASIA & OCEANIA TRIAL 2017
アジアオープン柔術選手権2016	第19回東京オープン・ダンススポーツ選手権
東レパンパシフィックオープンテニストーナメント	

【今後の方向性】

- より多くの人に競技会場で実際に観戦してもらうため、都内で開催する大規模なスポーツイベントを活用し、スポーツを実際にみることの魅力を発信していきます。

【具体的な取組】

■　大規模スポーツ大会を活用した魅力発信

関心喚起　実行促進　継続支援

オリンピック・パラリンピック競技のデモンストレーション

大勢の人が集まる場所で、アスリートによるオリンピック・パラリンピック競技のデモンストレーションを実施し、競技や大会への理解を深めるとともに、競技を実際にみることによる興奮を体感してもらいます。（関連ページ：Ｐ65）

ラグビーワールドカップ 2019™を見据えたラグビーの魅力発信

ラグビーワールドカップ 2019™の開催を見据え、子供たちにラグビーの面白さを感じてもらうために作成したラグビー絵本や、ラグビーのルール紹介動画を活用し、ラグビーの魅力を発信します。また、ウェブサイトやＳＮＳ等を活用し、都内ラグビーイベント等を積極的に発信していきます。更に、ラグビー日本代表のテストマッチ等に合わせ、都内区市町村と連携するなど、ラグビーの普及・振興、ラグビーワールドカップ 2019™のプロモーションのため、パブリックビューイングを行います。（関連ページ：Ｐ63、65）

ラグビーワールドカップ 2019™を通じたアスリートとの交流促進

ラグビーワールドカップ 2019™の開催を契機に、子供たちのラグビーへの関心を高めるとともに、アスリートとの交流を促進します。（関連ページ：Ｐ131）

マラソン祭りの開催

東京マラソンにあわせてマラソン祭りを開催し、ランナー応援イベント等、多くの人に会場へ足を運んでもらえるイベント展開を通じて、スポーツを実際に観戦することの魅力を発信していきます。（関連ページ：Ｐ114）

スポーツ大会への都民招待

東京都が共催又は後援する大規模スポーツ大会について、主催者と連携を図りながら大会観戦に都民招待を行うことにより、スポーツを実際にみる機会を創出していきます。（関連ページ：Ｐ65）

「ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ」を活用した観戦促進

東京 2020 パラリンピック競技大会を満員の観客で盛り上げるため、観戦者が障害者スポーツの魅力を実感し、リピーターとなるよう、都内の大会等への招待と、効果的な盛り上げを展開します。（関連ページ：Ｐ63、65、93）

（*）公益財団法人東京オリンピック･パラリンピック競技大会組織委員会ウェブサイト（https://tokyo2020.jp/jp/games/budgets/）より引用

政策指針 26　みるスポーツ
アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成

【現状と課題】

アスリートの高い技術や人間的な魅力は、地域や学校における活動で育まれ、その後、競技団体など周囲のサポートや本人の努力により培われる、地域から輩出されたとも言える社会的な財産です。これらの財産を地域のスポーツに還元することは、地域住民がスポーツ活動へ新たに参加する意欲を誘引し、地域全体のスポーツ活動の活性化に寄与するとともに、その地域から次世代のアスリートを輩出することにつながることが期待できます。

不断の努力を積み重ね、その成果を基にオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会等で活躍する選手の姿は、都民に誇りや希望、そして大きな喜びをもたらします。

平成 28（2016）年 10 月に銀座で行われたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックメダリストのパレードには、80 万人もの観衆が集まり(*)、トップアスリートの活躍が、多くの人々に感動を与えたことを示すものとなりました。

東京 2020 大会において、東京で育ったアスリートが世界を相手に活躍する姿は、東京を愛する都民としての意識を醸成し、次代を担う子供たちにスポーツへの夢を与え、スポーツに取り組むきっかけとなって、スポーツの裾野の拡大に寄与します。また、そうしたアスリートをみんなで応援することは、アスリートの力になり、更なる活躍につながるだけでなく、応援を通じて人々が結びつき、地域に活力をもたらします。

東京 2020 大会に向けて、東京育ちの選手を発掘・育成・強化を図り、一人でも多く日本代表として活躍できるよう支援していくことが必要です。

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックメダリストパレード

【今後の方向性】

- 国際的な大会等で活躍する有望なアスリートを発掘・育成するとともに、日本代表選手として活躍できるよう、競技力強化の支援等、各種サポートを行っていきます。
- トップアスリートの活躍に対する感動を都民全体で共有し、スポーツに対する興味を喚起させるため、世界的なスポーツ大会において優秀な成績を収めた東京のトップアスリートの功績を称えていきます。

【具体的な取組】

■　才能ある選手の発掘

関心喚起　実行促進　継続支援

トップアスリート発掘・育成事業

優れた運動能力を有する中学２年生を募集・選考し、育成プログラムを経て７つの競技（ボート・ボクシング・レスリング・ウエイトリフティング・自転車・カヌー・アーチェリー）のうちから適性のある競技でトップアスリートとして活躍できるよう支援します。（関連ページ：Ｐ58）

パラリンピック選手発掘プログラム

パラリンピック等の国際舞台で活躍する東京ゆかりの選手を輩出するため、体験プログラムや実践プログラムを実施し、アスリート候補者の発掘を行います。（関連ページ：Ｐ58）

■　東京育ちのアスリートの競技力強化

関心喚起　実行促進　継続支援

東京アスリート認定制度

オリンピック・パラリンピック等を目指す東京の選手を、東京都の強化選手として認定し、ウェブサイトで認定選手の競技活動等を紹介することで、都民が地元選手を応援する気運を盛り上げていきます。（関連ページ：Ｐ58）

日本代表選考会出場選手強化事業

「東京アスリート認定制度」における認定選手を中心に、強化合宿への参加経費や海外で競技経験を積むための渡航費などに対する支援を行っていきます。（関連ページ：Ｐ58）

グローバル指導者育成事業

トップアスリートの育成実績がある国際的な指導者を、都競技団体が実施する強化練習等に招へいし、指導者の能力開発を図ります。（関連ページ：Ｐ58）

障害者スポーツ選手育成事業

今後短期間で成長が見込まれる選手を対象に、共通プログラムや競技別プログラムを実施し、競技団体の強化活動へ速やかにつながるよう育成を行います。（関連ページ：Ｐ59）

東京ゆかりパラリンピック出場候補者強化事業

「東京アスリート認定制度」で認定された選手に対して、競技活動の費用負担軽減のための支援を行います。（関連ページ：Ｐ59）

■　アスリートの競技力強化のサポート

関心喚起　実行促進　**継続支援**

テクニカルサポート事業

大学との連携による選手へのスポーツ医・科学に基づいたサポート事業を実施し、当該データの測定をもとに、選手へのフィードバックや助言を行います。

また、スポーツドクター等の人材データを集積し、要望に応じて情報提供するとともに強化練習会等に派遣して選手のパフォーマンス向上を図ります。

更に、指導者が自身の経験や熱意だけでなく、スポーツ医・科学に立脚した客観的データを用いたコーチングができるよう、指導者の資質向上のための指導者講習会等を実施します。(関連ページ：Ｐ59)

■　優秀な成績を収めた東京のトップアスリートの表彰

関心喚起　実行促進　**継続支援**

都民スポーツ大賞の贈呈

世界的なスポーツ大会において優秀な成績を収めた東京のトップアスリートの功績を称えていきます。

東京スポーツ奨励賞の贈呈

世界のトップレベルでの活躍が今後期待されるユース選手など、世界的なスポーツ大会において優秀な成績を収めた東京アスリートの功績を称え、更なる活躍を奨励していきます。

東京都栄誉賞の贈呈

スポーツや文化など様々な分野で特に顕著な業績により、広く都民に敬愛され、社会に明るい夢と希望と活力を与え、東京都の名を高めた方に対して、その栄誉を称えて贈呈します。

(*) 公益財団法人日本オリンピック委員会ウェブサイト（http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=8357）より引用

政策指針 27　みるスポーツ
スポーツ施設における観客の満足度向上

【現状と課題】

平成 28（2016）年 6 月に政府が策定した「日本再興戦略 2016」において、スタジアム・アリーナ改革が掲げられ、平成 28（2016）年 11 月にはスポーツ庁が「スタジアム・アリーナ改革指針」を策定しました。この指針によれば、都立スポーツ施設は、「定期的に数千人、数万人の人々を集める集客施設であり、飲食、宿泊、観光等周辺産業へ経済波及効果や雇用創出効果を生みだす地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設」であり、「地域経済の持続的成長を実現していく施設として、その潜在力を最大限発揮することが期待される」ものです。

スポーツをスタジアム等で直接観戦することは、アスリートが繰り広げる競技を間近で感じ、スポーツの迫力や緊張感を味わったり、観戦している人同士がプレイを観て喜び合い、感動を共有することができます。スタジアムにおける興奮や一体感は、分厚いファン層から幅広い誘客を生み、来場・再来場の可能性を高めます。スポーツ施設には、そうした観戦する観点から高付加価値のサービスを提供することが求められており、施設周辺へのにぎわいの創出や、地域の活性化に貢献することが期待されます。

今後、スポーツ施設を整備・運営するにあたっては、観戦者の視点に立った施設運営、サービスの提供が重要であり、民間の活力やノウハウを最大限活用するとともに、施設を活用した新しい価値を生み出す運営手法の検討により、サービスの向上を図っていくことが必要です。

〈観戦者視点で工夫を凝らした国内のスタジアム・アリーナ事例〉

（出典）「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」（平成 29 年６月、スポーツ庁、経済産業省）

【今後の方向性】

- スポーツ施設における効率的・効果的な施設運営を図るため、指定管理者等による適切な管理運営を進めていきます。
- 観戦しやすい環境を提供し、観客の満足度向上を図るため、デジタル技術等を活用した新たなスタイルのスポーツ施設整備を検討します。

【具体的な取組】

■　都立スポーツ施設への民間活力の導入

関心喚起　実行促進　継続支援

都立スポーツ施設の効果的な運営

新規恒久施設や東京体育館などの都立スポーツ施設について、指定管理者制度による民間事業者の活用等により、利用者の満足度を高めるサービスを提供していきます。

なお、有明アリーナについては、民間の力を最大限活用した管理運営方式（コンセッション）について具体的な検討を進めていきます。（関連ページ：Ｐ50、83、109）

■　スポーツ施設のＩＣＴ化への対応

関心喚起　実行促進　継続支援

都立スポーツ施設におけるＩＣＴ環境の整備

都立スポーツ施設において、利用者の利便性向上を図るため、Wi-Fi の導入など環境の整備を検討していきます。（関連ページ：Ｐ44）

スポーツ産業見本市の開催

スポーツ事業に取り組む企業、スポーツ産業関係者、都内中小企業事業者などスポーツ事業に関する様々な主体が集まって、最先端の技術、研究、取組を発信する場において、スポーツに関わるＩＣＴ等の展示スペースを設けることで、スポーツ施設におけるＩＣＴ化の気運を醸成していきます。（関連ページ：Ｐ91、127）

政策指針 28　支えるスポーツ
スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援

【現状と課題】

ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 大会といった大規模な国際スポーツイベントを控えて、社会的にスポーツに対する関心が高まり、企業等においてもスポーツビジネス振興の気運が高まってきています。スポーツメーカー等によって、既存の技術、製品、サービスを新たな市場へ投入したり、アイデア、ノウハウを掛け合わせ、新たな技術、製品、サービスの開発を目指す気運が醸成されることは、トップアスリートから一般の方まで、スポーツ実施の目的やレベルに対応した技術・製品開発の促進に寄与します。

スポーツ用品やスポーツアパレル、ウェアラブル端末の各市場では、国内市場の規模が年々増加していくことが見込まれます。また、近年、企業等において従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の考え方が広がりを見せており、企業や団体における従業員の健康管理業務を支援するシステムが注目を集めています。障害者スポーツにおいても、今後、東京 2020 大会の開催を見据え、技術、製品の開発、市場への参入が期待されているところです。

スポーツ用品や健康機器は、高品質化、高機能化が求められるだけでなく、ファッションの一部という側面も持ち合わせており、デザイン性や価格も重要な要素となっています。障害者スポーツの技術、製品についても障害の種類やレベル、体格差等の異なる条件に応える技術と一品生産への対応や、スポーツ用品性能として軽量化・強度・安定性・安全性の向上が求められています。

しかし、企業・団体等が技術、製品の開発能力を持ち合わせていても、市場に参入し、浸透させていくことは容易ではありません。そのため、技術、製品、サービスを新たな市場へ投入する機会の創出や技術、製品、サービス開発を目指す企業・団体間におけるネットワーク構築を支援していくことが必要です。

〈スポーツ用品市場規模の推移〉

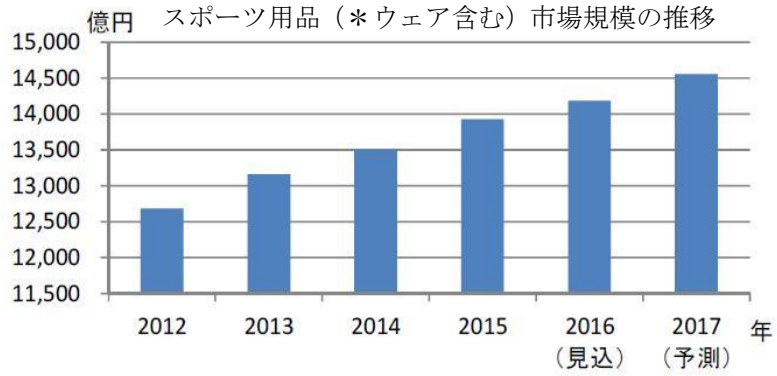

（出典）「スポーツ用品市場に関する調査を実施（2017 年）」（平成 29 年６月、株式会社矢野経済研究所）を基に作成

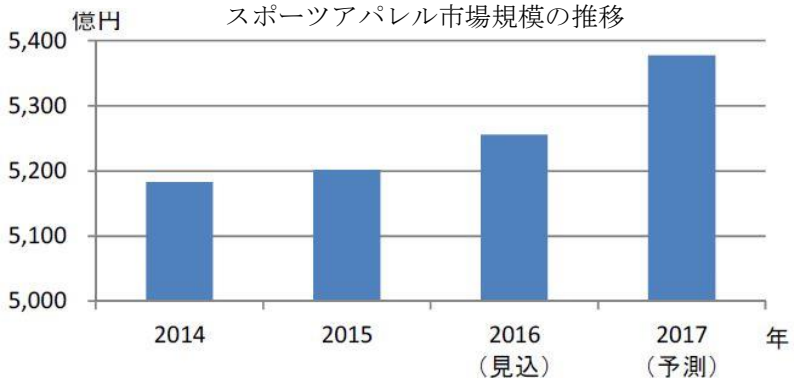

（出典）「スポーツアパレル市場に関する調査を実施（2016 年）」（平成 29 年１月、株式会社矢野経済研究所）を基に作成

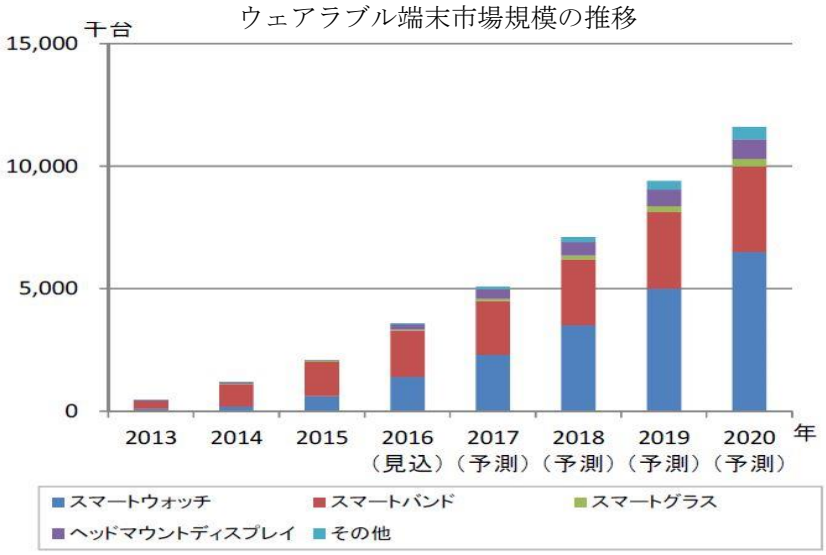

（出典）「ウェアラブルデバイス世界市場に関する調査を実施（2016 年）」（平成 28 年５月、株式会社矢野経済研究所）を基に作成

【今後の方向性】

- トップアスリートから一般の方まで、多くの人のスポーツ活動の目的やレベルに合った技術・製品の実用化を図るため、開発を支援していきます。
- スポーツを支える主体間でネットワークが構築され、新たな技術、製品、サービスの市場投入や開発のきっかけとしてもらうため、スポーツ産業に関わる様々な主体が集う場を提供します。

【具体的な取組】

■　スポーツに関する技術開発等への支援

関心喚起 | 実行促進 | 継続支援

障害者スポーツ研究開発推進事業

障害者スポーツ用具における基礎研究や要素技術の開発、更には、試作品の開発・評価までを行う都立産業技術研究センターと中小企業等による共同開発研究を実施します。

地域連携型障害者スポーツ用具開発促進事業

区市町村が域内中小企業や支援機関等と連携して行う、障害者スポーツ用具の製品開発プロジェクトを支援します。

次世代イノベーション創出プロジェクト 2020

今後成長が期待されている健康・スポーツ産業分野における技術開発・市場動向を示した「イノベーションマップ」を策定し、これに沿って中小企業等が、他企業、大学等と連携して行う大規模技術開発プロジェクトを支援します。

■　スポーツに関する企業の市場開拓への支援

関心喚起 | 実行促進 | 継続支援

スポーツ産業見本市の開催

スポーツ事業に取り組む企業、スポーツ産業関係者、都内中小企業事業者などスポーツ事業に関する様々な主体が集まって、最先端の技術、研究、取組を発信する場を設けることで、スポーツを支える主体間のネットワークの構築を促進していきます。（関連ページ：Ｐ91、124）

政策指針 29　支えるスポーツ
地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰

【現状と課題】

東京都では、スポーツ実施率 70%の達成に向けて、身近な場所で気軽にスポーツに親しめるよう、企業や関係団体と連携して都民のスポーツ活動を推進する取組を進めています。

職場におけるスポーツ活動については、企業等と連携し、従業員等が通勤や休憩等の時間を活用して気軽に運動・スポーツに取り組めるような気運の醸成を図っています。また、身近な場所におけるスポーツ活動については、地域スポーツクラブや体育、スポーツ関連の協会・連盟等、地域スポーツ団体と連携し、地域スポーツ活動の活性化を図っています。

企業、地域スポーツ団体等は都民の身近な場所でのスポーツ活動を支える重要な存在であり、東京都のスポーツ振興に寄与しています。このことを踏まえ、スポーツ活動への支援に対する各団体の功績を称えるとともに、顕彰の機会を通じて、支援を続けていく意欲を高め、継続的な取組へとつなげてもらうことが必要です。

〈企業、地域スポーツ団体を対象とした主な顕彰〉

東京都スポーツ推進企業認定制度
社員のスポーツ活動の推進や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定します。さらに、東京都スポーツ推進企業の中から、特に社会的な影響や波及効果の大きい取組をしている企業等を「東京都スポーツ推進モデル企業」として表彰していきます。
〔平成28年度実績〕東京都スポーツ推進企業 128社　東京都スポーツ推進モデル企業 10社

東京都スポーツ功労賞
スポーツ・レクレーションの振興に功績のあった者及びスポーツ・レクレーションの普及・発展に貢献した団体を顕彰することにより、スポーツの振興を図ります。
〔平成28年度実績〕スポーツ功労者 36名　スポーツ功労団体 28団体

【今後の方向性】

- 企業、地域スポーツ団体によるスポーツ活動を意欲的に継続してもらうため、優れた取組に対する顕彰の機会を設けます。

【具体的な取組】

■　スポーツによる地域・経済の活性化に寄与した団体等の顕彰

関心喚起　実行促進　**継続支援**

スポーツ推進企業認定制度による顕彰

社員のスポーツ活動の推進や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定します。更に、東京都スポーツ推進企業の中から、特に社会的な影響や波及効果の大きい取組をしている企業等を「東京都スポーツ推進モデル企業」として表彰していきます。（関連ページ：Ｐ111）

［数値目標］東京都スポーツ推進企業 350 社、東京都スポーツ推進モデル企業 累計 60 社
（平成 32 年度末）

スポーツ功労者の顕彰

都民のスポーツに対する関心を高め、永年、東京におけるスポーツ・レクリエーションの普及・発展に貢献している個人、又は団体に対し、その功績を称えて表彰します。（関連ページ：Ｐ73）

政策指針 30　支えるスポーツ
スポーツを通じた国際交流

【現状と課題】

スポーツは、それぞれの国や地域に固有のスポーツがあるという側面を持つ一方で、子供から大人まで、障害のある人もない人も、言葉や生活習慣の違いを超えて、誰もがともに楽しみ、競うことができる世界共通の人類の文化でもあります。

スポーツを通じて国際交流を行うことは、外国のアスリートと高いレベルで競い合うことで競技力向上が図られるだけでなく、異なる文化への理解促進につながります。また、異なる文化を持った人々を尊重し、共存していく資質や能力を持つ人材の育成が図られていくことで、多様な側面において東京の国際的競争力を向上させ、国際的なプレゼンスの確立に寄与します。

東京都ではこれまで、平成 19（2007）年度に開始したジュニアスポーツアジア交流大会をはじめ、スポーツ国際交流事業の実施を通じて、交流試合の開催や指導者同士の交流等、一定の実績を挙げてきました。

今後、ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 大会といった大規模な国際スポーツイベントが開催されることを見据え、世界共通の文化であるスポーツを通じた国際交流を一層効果的、効率的に展開していくことが必要です。

〈スポーツ国際交流事業一覧（平成 28（2016）年度）〉

ジュニアスポーツアジア交流大会	
〔事業開始〕	平成19（2007）年度
〔日　　程〕	平成28（2016）年8月23日（火）～29日（月）
〔競技種目〕	バトミントン、卓球
〔参加都市〕	アジア14都市（東京を含む）及び東日本大震災被災４県 バンコク、デリー、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、トムスク、ウランバートル、ヤンゴン、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都

東京国際ユース（U-14）サッカー大会	
〔事業開始〕	平成20（2008）年度
〔日　　程〕	平成28（2016）年4月29日（金・祝）～5月5日（木・祝）
〔参加都市〕	姉妹友好都市等の10都市（東京を含む）及び東日本大震災被災４県 北京、ベルリン、カイロ、モスクワ、ニューサウスウェールズ、ソウル、サンパウロ、ブレノスアイレス、パリ、プレトリア、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都

柔道指導者派遣	
〔事業開始〕	平成26（2014）年度
〔概　　要〕	日本が世界に優れているスポーツの指導者を海外各都市に派遣することにより、ジュニア選手の技術向上及び指導者のスキルアップに寄与する。
〔派遣都市〕	サンパウロ州、モスクワ市、ジャカルタ特別市

【今後の方向性】

- 国際都市間の相互理解促進のため、世界共通の文化であるスポーツにおける国際大会や海外都市間の交流試合等を開催します。
- 事業開始以降の環境変化等を踏まえて、今後の開催方法等について検討していきます。

【具体的な取組】

■　スポーツを通じた国際交流の推進

関心喚起　実行促進　**継続支援**

ジュニアスポーツアジア交流大会の開催

海外各都市からジュニア世代のスポーツ選手やその指導者、さらに障害者アスリートも招き、交流試合や指導者交流により、健常者も障害者も参加する国際大会として次世代育成への貢献や参加都市の競技力向上を図っていきます。

東京国際ユース（U-14）サッカー大会の開催

海外の姉妹友好都市の強豪ユースチームとの試合を通じて、国際経験を通じた選手の競技力向上を目指すとともに、海外のサッカー指導者との交流促進、連携強化や子供たち同士との交流を図り、スポーツ国際都市東京の姿を世界に向けて発信し、東京都のスポーツ振興を広くアピールしていきます。

柔道指導者派遣

優秀な柔道指導者をアジア等の各都市に派遣し、スポーツを通じた国際貢献を実施することにより、世界各国のジュニア選手の技術向上及び指導者のスキルアップを図ります。

オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京 2020 大会に向け、都内私立学校及び都内全ての公立学校で、オリンピック・パラリンピック教育を展開することを通じ、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間を育成します。（関連ページ：Ｐ81）

国際的なスポーツ大会の開催支援

国際的なスポーツ大会の開催に向けた支援を通じて、東京の国際的なプレゼンスの確立に寄与していきます。

ラグビーワールドカップ 2019™ を見据えた国際交流

ラグビーワールドカップ 2019™ の開催を見据え、カウントダウンイベント等において、参加国等の文化を発信するなど、ラグビーの普及・振興とともにラグビーを通じた国際交流を推進します。

ラグビーワールドカップ 2019™ を通じたアスリートとの交流促進

ラグビーワールドカップ 2019™ の開催を契機に、子供たちのラグビーへの関心を高めるため、参加国の文化等を紹介するとともに、アスリートとの交流を促進します。（関連ページ：Ｐ119）

第２章
計画の着実な推進と進行管理

1　計画の着実な推進

本計画に掲げる取組は、東京都が牽引役となり、区市町村、関係団体、企業、都民等、様々な主体との連携・協働によって推進します。

東京都は、本計画の取組を着実に実施するため、各局と連携を図り、取組状況の進行管理、事業の改善に向けた検討を行うとともに、区市町村、関係団体等に必要な働きかけや情報提供を行います。

本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、東京都スポーツ振興審議会に報告し、適切な進行管理を図ります。

2　計画の進行管理・評価・見直し

具体的な取組については、年次計画を策定し工程を示すことで、とりわけ着実な推進が求められる平成 32（2020）年までの進行管理を的確に実施します。

本計画全体の数値目標として掲げた都民のスポーツ実施率や各政策目標の達成指標のほか、スポーツ活動に関する意識・実態について、適宜調査を実施していきます。その結果に基づき、具体的な取組についての評価を行い、施策の拡充や見直し等を行います。

今後、国内外の社会経済状況等が大きく変化することも考えられますが、スポーツ都市東京の実現のためには、その変化に柔軟かつ適切に対応していくことが必要です。そうした場合には、東京都スポーツ振興審議会の意見を踏まえながら、必要に応じて本計画を見直していきます。